

浜松市火薬類取締法審査基準

平成29年3月31日 浜消局達第232号

改正 平成30年3月1日 浜消局達第201号

改正 平成31年4月1日 浜消局達第7号

目 次

第 1	総則	・・・ 1 - 1 ~ 2
第 2	火薬類の製造営業の許可	・・・ 2 - 1 ~ 7
第 3	火薬類の販売営業の許可	・・・ 3 - 1 ~ 4
第 4	火薬類の製造施設等変更の許可	・・・ 4 - 1 ~ 5
第 5	火薬庫外火薬類貯蔵場所の指示	・・・ 5 - 1 ~ 1 3
第 6	火薬庫の設置、移転、変更の許可	・・・ 6 - 1 ~ 1 3
第 7	火薬庫の所有又は占有の免除の許可	・・・ 7 - 1 ~ 5
第 8	火薬類の製造施設等の設置等の完成検査	・・・ 8 - 1 ~ 4
第 9	火薬類の製造施設、火薬庫の変更の完成検査	・・・ 9 - 1 ~ 4
第 1 0	火薬類の譲渡、譲受の許可	・・・ 1 0 - 1 ~ 1 5
第 1 1	火薬類の譲渡許可証、譲受許可証の書換	・・・ 1 1 - 1 ~ 3
第 1 2	火薬類の譲渡許可証、譲受許可証の再交付	・・・ 1 2 - 1 ~ 3
第 1 3	火薬類（煙火を除く）の譲受・消費の許可	・・・ 1 3 - 1 ~ 1 7
第 1 4	煙火の消費の許可	・・・ 1 4 - 1 ~ 2 5
第 1 5	火薬類の廃棄の許可	・・・ 1 5 - 1 ~ 4
第 1 6	危害予防規程の制定、変更の認可	・・・ 1 6 - 1 ~ 3
第 1 7	保安教育計画の制定、変更の認可	・・・ 1 7 - 1 ~ 4
第 1 8	火薬類の製造施設等の保安検査	・・・ 1 8 - 1 ~ 4
第 1 9	許可申請取下げの申出	・・・ 1 9 - 1
第 2 0	許可の取消しの申出	・・・ 2 0 - 1
第 2 1	その他	・・・ 2 1 - 1

第 1 総則

1 目的

この浜松市火薬類取締法審査基準は、火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号。以下「法」という。）に係る許可等の申請について、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 5 条の規定による審査基準を定めると共に、同法第 6 条の規定による標準処理期間を定め、及び手続きについて必要な指導事項を定める。

2 用語の定義

この基準における用語の意義は、法、火薬類取締法施行令（昭和 25 年政令第 323 号。以下「政令」という。）火薬類取締法施行規則（昭和 25 年通商産業省令第 88 号。以下「省令」という。）の用語の例によるほか次に定めるところによる。

- (1) 条例 浜松市火災予防条例（昭和 37 年浜松市条例第 17 号）をいう。
- (2) 細則 浜松市火薬類取締法施行細則（平成 12 年浜松市規則第 73 号）をいう。
- (3) 要綱 浜松市火薬類取締法事務処理要綱（平成 29 年 3 月 31 日付け浜消局達第 231 号）をいう。
- (4) 煙火 法第 2 条第 1 項第 3 号へに規定する火工品であって、観賞、信号、演劇等の効果又は動物の駆逐の用に供するものをいう。
- (5) 保安距離 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるものをいう。
 - ア 製造、貯蔵及び廃棄の場合 省令第 4 条第 1 項第 4 号、第 4 条の 2 第 1 項第 5 号、第 23 条、第 67 条第 4 項第 1 号に規定する距離をいう。
 - イ 消費（煙火の消費に限る。）の場合 省令第 56 条の 4 第 4 項第 1 号の規定による安全な距離をいい、第 14 煙火の消費許可の別表 14 - 1 から別表 14 - 9 までの保安距離欄の距離をいう。
- (6) 保安物件 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるものをいう。
 - ア 製造、貯蔵、消費（煙火の消費を除く。）及び廃棄の場合 省令第 1 条第 15 号に規定にするものをいう。
 - イ 消費（煙火の消費に限る。）の場合 煙火消費場所から前(5)イに規定する保安距離を確保する必要がある通路、人の集合する場所及び建物等をいう。

具体的には、通路とは一般公衆の交通のために設けた道路等をいい、人の集合する場所とは公園及び遊園地等をいい、建物等とは住居、学校、病院、危険物許可施設及び高圧ガス許可施設等危害防止措置が必要なものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

 - (ア) 交通規制について道路管理者の同意が得られる道路で立入禁止の措置をとるもの
 - (イ) 公園、遊園地等で立入禁止の措置をとり、かつ警戒人の配置をする部分

第 1 総則

- (7) 製造保安責任者等 法第 30 条第 1 項に規定にする火薬類製造保安責任者若しくは火薬類製造副保安責任者又は法第 33 条第 1 項に規定する火薬類製造保安責任者の代理者をいう。
- (8) 取扱保安責任者等 法第 30 条第 2 項に規定する火薬類取扱保安責任者若しくは火薬類取扱副保安責任者又は法第 33 条第 1 項に規定する火薬類取扱保安責任者の代理者をいう。
- (9) 保安手帳 公益社団法人全国火薬類保安協会が交付する火薬類保安手帳（黒手帳）又は火薬類取扱従事者手帳（青手帳又は黄手帳）をいう。
- (10) 煙火消費保安手帳 公益社団法人日本煙火協会が交付する 1 種煙火消費保安手帳（1 種手帳）又は 2 種煙火消費保安手帳（2 種手帳）若しくは臨時の煙火消費等に係る手帳（臨時手帳）をいう。

3 標準処理期間について

標準処理期間には、浜松市の休日を定める条例（平成元年浜松市条例第 76 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日は含まないものとする。

第2 火薬類の製造営業の許可

1 概要

火薬類の製造（変形又は修理を含む。）の業を営もうとする者は、製造所ごとに消防長の許可を受けること。

根拠法令及び条項	法第3条
所管部課名（電話番号）	消防局予防課（053-475-7542）
提出先	消防局予防課
提出時期	火薬類の製造業を営もうとするとき
部数	火薬類製造営業許可申請書に審査のため必要となる図書を添えたもの3部（正本1部及び副本2部）
手数料 （浜松市収入証紙により納付）	220,000円
標準処理期間	21日

2 必要書類

書類名	必要な書類	書類様式	備考
火薬類製造営業許可申請書		省令様式第1	
火薬類製造事業計画書		要綱第1号様式	相続、遺贈又は営業の譲渡により事業を継承した者が新たに許可を申請する場合は省略可
（添付書類）			
<ul style="list-style-type: none"> ・製造所の案内図及び付近の見取図 ・製造施設の構造、位置（製造所外の保安物件及び製造所内の他の施設との関係位置を含む。）及び設備を示す平面図、立面図、断面図及び構造図 			
危害予防計画書		指定なし	相続、遺贈又は営業の譲渡により事業を継承した者が新たに許可を申請する場合は省略可
定款の写し			法人の場合
委任状		指定なし	

印は必ず必要な書類

印は状況に応じて不要となる書類

印は申請者が代理人の場合に必要な書類

- (1) 火薬類製造営業許可申請書
記入例を参照すること。
- (2) 委任状
申請者を代理人とすることが記入されており、かつ委任者及び被委任者の押印がされていること。

3 審査基準

- (1) 欠格事由
法第6条
- (2) 製造施設の構造、位置及び設備の技術上の基準
省令第4条及び第4条の2
- (3) 製造の方法の技術上の基準
省令第5条及び第5条の2
- (4) 火薬類取締法施行規則第30条の規定による避雷装置の位置、型式、構造、材質等
(昭和31年通商産業省告示第228号)
- (5) 火薬類取締法施行規則第31条の3の規定に基づく防爆壁の位置、構造、材質等の基準
(昭和35年通商産業省告示第76号)
- (6) 火薬類取締法施行規則第68条第1項の表の口に規定する製造所に係る製造保安責任者を丙種火薬類製造保安責任者免状を有する者をもつてかえることができる場合に設置しなければならない施設の基準
(昭和49年通商産業省告示第53号)
- (7) 火薬類の製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示
(昭和49年通商産業省告示第58号)
- (8) 火薬類取締法施行規則第5条第1項第1号の3及び第19条第4項の規定に基づき可塑性爆薬に含める物質等を定める告示
(平成9年通商産業省告示第548号)
- (9) 火薬類取締法施行規則第5条第1項第20号の規定に基づく、火薬類の容器包装の基準を定める告示
(平成10年通商産業省告示第149号)
- (10) 製造設備が移動式製造設備である製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示
(平成11年通商産業省告示第302号)
- (11) 火薬類取締法施行規則第1条の6第1項の規定に基づき、無煙火薬2トン爆薬1トンに換算して火薬類取締法施行規則第4条第1項第4号の表(い)を適用するための手続を定める告示
(平成13年経済産業省告示第30号)
- (12) 火薬類取締法施行規則第4条第1項第5号の2の規定に基づき、粉塵爆発の危険性の高い金属粉を定めたる件
(平成16年経済産業省告示第118号)
- (13) 火薬類取締法施行規則第1条第2号に規定する特定硝酸アンモニウム系爆薬を定める告示

- (平成16年経済産業省告示第122号)
- (14) 16歳以上18歳未満の者が消費を行なうことのできる特定手筒煙火の製造及び消費に係る基準を定める告示
(平成18年経済産業省告示第69号)
- (15) 不発弾等解撤工室等の構造、位置及び設備、製造方法並びに廃棄の方法に関する技術上の基準の細目を定める告示
(平成19年10月24日付け経済産業省告示第269号)
- (16) 火薬類取締法令施行について
(昭和25年12月20日付け25化第3290号)
- (17) 火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令の施行について
(昭和30年9月2日付け30軽局第1544号)
- (18) 煙火等の製造所又は煙火火薬庫に設置する防爆壁等の基準について
(昭和35年4月22日付け35軽局第392号)
- (19) 火薬類取締法の改正について
(昭和36年3月6日付け36軽局第560号)
- (20) 火薬類取締法施行規則の一部改正について
(昭和39年12月10日付け39軽局第741号)
- (21) 火薬類取締法施行規則の一部改正について
(昭和41年6月10日付け41化局第63号)
- (22) 火薬類取締法施行規則の一部改正について
(昭和42年6月30日付け42化局第291号)
- (23) 火薬類取締法施行規則の一部改正について
(昭和49年3月2日付け49立局第158号)
- (24) 16歳以上18歳未満の者が消費を行うことのできる特定手筒煙火の製造及び消費に関する火薬類取締法令の規定の解釈について(内規)
(平成18年6月30日付け平成18・6・23原院第2号)
- (25) 火薬類取締法施行規則第4条第1項13号の解釈について(内規)
(平成18年9月19日付け平成18・8・17原院1号)

4 申請時の留意点

(1) 製造営業の廃止の届出

製造業者は、製造営業の全部又は一部を廃止したときは、遅滞なくその旨を営業(火薬庫の用途)廃止届(要綱第11号様式)により届け出ること。(法第16条第1項)

(2) 危害予防規程の認可の申請

製造業者は、危害予防規程を定め、危害予防規程(変更)認可申請書(省令様式第2)により申請すること。(法第28条第1項) 第16危害予防規程の制定、変更の認可を参照

(3) 火薬類製造(取扱)保安責任者等選任(解任)の届出

製造業者は、製造保安責任者等を選任又は解任したときは、火薬類製造(取扱)保安責任者選任(解任)届(要綱第16号様式)により届け出ること。(法第30条第3項、法第33条第2

項)

ア 必要書類

書類名	必要な書類	書類様式	備考
火薬類製造（取扱）保安責任者等選任（解任）届		要綱第16号様式	
火薬類製造保安責任者免状の写し			
火薬類保安手帳の写し			浜松市確認印を押印するため火薬類保安手帳の原本を呈示すること

印は必ず必要とする書類

イ 選任の留意点（火薬類取締法の改正について（昭和36年3月6日付け36軽局第560号）参照）

製造保安責任者等の兼務は次の場合にのみ認めることができる。

- (ア) 同一事業所における火薬類製造副保安責任者と火薬類製造保安責任者の代理者を兼務する場合
- (イ) 従業者が極めて少ない煙火等の製造所について、火薬類製造保安責任者と火薬庫の火薬類取扱保安責任者を兼務する場合
- (ウ) 製造所の製造保安責任者等、火薬庫の取扱保安責任者等又は消費場所の取扱保安責任者等と極く近くのこれらの事業所の火薬類製造保安責任者の代理者又は火薬類取扱保安責任者の代理者を兼務する場合

(4) 特定施設の使用休止の届出

製造業者は、特定施設の使用を休止する場合は、特定施設（火薬庫）使用休止届（要綱第21号様式）により届け出ること。（省令第44条の2第2項ただし書）

(5) 定期自主検査の計画の届出又は終了の報告

ア 製造業者は、定期自主検査についての計画を定めたとき又は変更したときは、定期自主検査計画（計画変更）届（要綱第19号様式）により届け出ること。（法第35条の2第2項）

イ 製造業者は、定期自主検査が終了したときは、遅滞なくその旨を定期自主検査終了報告書（要綱第20号様式）により報告すること。（法第35条の2第3項）

(6) 安定度試験の結果の報告

火薬類を輸入した者又はその製造後省令で定める期間を経過した火薬類を所有する者は、安定度試験を実施し、その結果を安定度試験結果報告書（要綱第38号様式）により報告すること。（法第36条第1項）

(7) 火薬類製造営業許可申請書等の記載事項又は定款の変更の報告

製造業者は、省令第2条第1項の火薬類製造営業許可申請書の記載事項、事業計画書の記載事項（製造する火薬類の種類及び説明、製造施設の構造、位置（製造所外の保安物件及び製造所内の他の施設との関係位置を含む。）及び設備並びに製造方法を除く。）又は定款の写しについて

第2 火薬類の製造営業の許可

変更があったときは、遅滞なくその旨を火薬類製造営業許可申請書記載事項等変更報告書（要綱第23号様式）により報告すること。（省令第81条の14）

(8) 製造営業の承継

相続、遺贈又は営業の譲渡により事業を継承した者が、引き続きその営業を行う場合には、新たに製造営業の許可を受けること。

様式第1 (第2条関係)

× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理日	年 月 日
× 許可番号	

火薬類製造営業許可申請書 (記入例)

平成 年 月 日

浜松市消防長 様

(代表者)氏 名 株式会社
代表取締役

名 称	株式会社	
事務所所在地 (電話)	浜松市 区 町 番地	電話 ()
製造所所在地 (電話)	浜松市 区 町 番地	電話 ()
(代表者)住所氏名	浜松市 区 町 番地	
欠格事由に関する事項	1 法第44条の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者	非該当
	2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後3年を経過していないもの	非該当
	3 成年被後見人	非該当
	4 法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるもの	非該当

- 別紙添付書類 1 事業計画書
2 危害予防計画書
3 会社にあつては、定款の写し

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

記入要領

(代表者)氏名	次の事項を記入し、押印する。 個人の場合は、その者の氏名 法人の場合は、法人の代表者の氏名 代理人の場合は、代理人の氏名(この場合は、委任状を添付する。)
名称	許可を受けようとする者が、個人の場合は、その者の氏名及び店名、法人の場合は、法人の名称を記入する。
事務所所在地(電話)	許可を受けようとする者が、個人の場合は、その者の住所及び電話番号、法人の場合は、本社の所在地及びその電話番号を記入する。
製造所所在地(電話)	許可を受ける製造所の所在地及びその電話番号を記入する。
(代表者)住所氏名	許可を受けようとする者が、個人の場合は、その者の住所及び氏名、法人の場合は、代表者の住所及び氏名を記入する。
欠格事由に関する事項	欠格事由に関する事項について、該当しなければ非該当と記入する。

第3 火薬類の販売営業の許可

1 概要

火薬類の販売の業を営もうとする者は、販売所ごとに消防長の許可を受けること。

根拠法令及び条項	法第5条
所管部課名(電話番号)	消防局予防課(053-475-7542)
提出先	消防局予防課
提出時期	火薬類の販売業を営もうとするとき
部数	火薬類販売営業許可申請書に審査のため必要となる図書を添えたもの3部(正本1部及び副本2部)
手数料 (浜松市収入証紙により納付)	競技用紙雷管のみの販売営業許可申請の場合 25,000円 その他の販売営業許可申請の場合 110,000円
標準処理期間	21日

2 必要書類

書類名	必要な書類	書類様式	備考
火薬類販売営業許可申請書		省令様式第6	
火薬類販売事業計画書		要綱第24号様式	相続、遺贈又は営業の譲渡により事業を継承した者が新たに許可を申請する場合は省略可
(添付書類)			
<ul style="list-style-type: none"> ・販売所の案内図、付近の見取図及び平面図 ・貯蔵所付近の見取図 ・貯蔵所の構造設備の図面及び火薬類の収納図 			
定款の写し			法人の場合
委任状		指定なし	

印は必ず必要な書類

印は状況に応じて不要となる書類

印は申請者が代理人の場合に必要な書類

(1) 火薬類販売営業許可申請書

記入例を参照すること。

(2) 委任状

申請者を代理人とすることが記入されており、かつ委任者及び被委任者の押印がされていること。

3 審査基準

- (1) 欠格事由
法第6条
- (2) 火薬類取締法令施行について
(昭和25年12月20日付け25化第3290号)
- (3) 火薬類取締法の改正について
(昭和36年3月6日付け36軽局第560号)
- (4) 火薬類販売営業の定義について
(昭和39年5月11日付け39軽局第176号)
- (5) 火薬類取締法施行規則の一部改正について
(昭和54年9月10日付け54立局第531号)
- (6) 火薬類の販売営業の許可等について
(平成元年7月1日付け元立局第230号)
- (7) 火薬類取締法施行規則の一部改正に伴う解釈運用について
(平成5年6月4日付け4立局第118号)
- (8) 火薬類取締法第5条及び第13条ただし書の解釈について
(平成10年3月31日付け平成10・3・30立局第1号)
- (9) 保安教育の実施等に関する火薬類取締法令の規定の解釈について(内規)
(平成16年9月16日付け平成16・8・6原院第1号)

4 申請時の留意点

- (1) 販売営業の廃止の届出
販売業者は、販売営業の全部又は一部を廃止したときは、遅滞なくその旨を営業(火薬庫の用途)廃止届(要綱第11号様式)により届け出ること。(法第16条第1項)
- (2) 火薬類販売営業許可申請書等の記載事項又は定款の変更の報告
販売業者は、省令第10条第1項の火薬類販売営業許可申請書の記載事項(販売する火薬類の種類を除く。)事業計画書の記載事項又は定款の写しについて変更があったときは、遅滞なくその旨を火薬類販売営業許可申請書等記載事項変更報告書(要綱第27号様式)により報告すること。(省令第81条の14)
- (3) 販売営業の承継
相続、遺贈又は営業の譲渡により事業を継承した者で引き続きその営業を行う場合は、相続等の後、火薬類販売営業許可申請書により新たに許可を受けること。

様式第6 (第10条関係)

× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理日	年 月 日
× 許可番号	

火薬類販売営業許可申請書 (記入例)

平成 年 月 日

浜松市消防長 様

(代表者) 氏 名 株式会社
代表取締役

名 称	株式会社	
販売所所在地 (電話)	浜松市 区 町 番地 電話 ()	
(代表者) 住所氏名	浜松市 区 町 番地	
販売する火薬類の種類	火薬 火工品 (銃用雷管、実包及び空包)	
欠格事由に関する事項	1 法第44条の規定により許可を取り消され、取消の日から3年を経過していない者	非該当
	2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることなくなった後3年を経過していないもの	非該当
	3 成年被後見人	非該当
	4 法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者があ るもの	非該当

別紙添付書類 1 事業計画書

2 会社にあつては、定款の写し

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ×印の欄は、記載しないこと。

記入要領

(代表者) 氏名	次の事項を記入し、押印する。 個人の場合は、その者の氏名 法人の場合は、法人の代表者の氏名 代理人の場合は、代理人の氏名(この場合は、委任状を添付する。)
名 称	許可を受けようとする者が、個人の場合は、その者の氏名及び店名、法人の場合は、法人の名称を記入する。
販売所所在地(電話)	許可を受ける販売所の所在地及びその電話番号を記入する。
(代表者) 住所氏名	許可を受けようとする者が、個人の場合は、その者の住所及び氏名、法人の場合は、代表者の住所及び氏名を記入する。
販売する火薬類の種類	具体的に販売する火薬類の種類を記入する。(必要に応じて商品名まで記入する。)
欠格事由に関する事項	欠格事由に関する事項について、該当しなければ非該当と記入する。

第4 火薬類の製造施設等変更の許可

1 概要

火薬類の製造業者が、製造施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事(軽微な変更工事を除く。)をし、又はその製造する火薬類の種類若しくはその製造方法を変更しようとするときは、消防長の許可を受けること。

根拠法令及び条項	法第10条第1項
所管部課名(電話番号)	消防局予防課(053-475-7542)
提出先	消防局予防課
提出時期	火薬類製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又は製造をする火薬類若しくは製造方法を変更しようとするとき
部数	火薬類製造施設等変更許可申請書に審査のため必要となる図書を添えたもの3部(正本1部及び副本2部)
手数料	不要
標準処理期間	14日

2 必要書類

書類名	必要な書類	書類様式	備考
火薬類製造施設等変更許可申請書		省令様式第4	
変更の概要を記載した書面		指定なし	図面を含む
委任状		指定なし	

印は必ず必要な書類

印は申請者が代理人の場合に必要な書類

(1) 火薬類製造施設等変更許可申請書

記入例を参照すること。

(2) 委任状

申請者を代理人とすることが記入されており、かつ委任者及び被委任者の押印がされていること。

3 審査基準

(1) 製造施設の構造、位置及び設備の技術上の基準

省令第4条及び第4条の2

(2) 製造の方法の技術上の基準

省令第5条及び第5条の2

(3) 製造施設等変更の許可申請

省令第7条

(4) 製造業者に係る軽微な変更の工事の範囲

省令第8条第1項

- (5) 火薬類取締法施行規則第30条の規定による避雷装置の位置、型式、構造、材質等
(昭和31年通商産業省告示第228号)
- (6) 火薬類取締法施行規則第31条の3の規定に基づく防爆壁の位置、構造、材質等の基準
(昭和35年通商産業省告示第76号)
- (7) 火薬類取締法施行規則第68条第1項の表の口に規定する製造所に係る製造保安責任者を丙種火薬類製造保安責任者免状を有する者をもつてかえることができる場合に設置しなければならない施設の基準
(昭和49年通商産業省告示第53号)
- (8) 火薬類の製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示
(昭和49年通商産業省告示第58号)
- (9) 火薬類取締法施行規則第5条第1項第1号の3及び第19条第4項の規定に基づき可塑性爆薬に含める物質等を定める告示
(平成9年通商産業省告示第548号)
- (10) 火薬類取締法施行規則第5条第1項第20号の規定に基づく火薬類の容器包装の基準を定める告示
(平成10年通商産業省告示第149号)
- (11) 製造設備が移動式製造設備である製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示
(平成11年通商産業省告示第302号)
- (12) 火薬類取締法施行規則第1条の6第1項の規定に基づき、無煙火薬2トンを爆薬1トンに換算して火薬類取締法施行規則第4条第1項第4号の表(い)を適用するための手続を定める告示
(平成13年経済産業省告示第30号)
- (13) 火薬類取締法施行規則第4条第1項第5号の2の規定に基づき、粉塵爆発の危険性の高い金属粉を定めた件
(平成16年経済産業省告示第118号)
- (14) 火薬類取締法施行規則第1条第2号に規定する特定硝酸アンモニウム系爆薬を定める告示
(平成16年経済産業省告示第122号)
- (15) 16歳以上18歳未満の者が消費を行なうことのできる特定手筒煙火の製造及び消費に係る基準を定める告示
(平成18年経済産業省告示第69号)
- (16) 火薬類取締法の改正について
(昭和36年3月6日付け36軽局第560号)
- (17) 火薬類取締法施行規則の一部改正について
(昭和39年12月10日付け39軽局第741号)
- (18) 火薬類取締法施行規則の一部改正について
(昭和42年6月30日付け42化局第291号)
- (19) 火薬類取締法施行規則の一部改正について
(昭和49年3月2日付け49立局第158号)

- (20) 16歳以上18歳未満の者が消費を行うことのできる特定手筒煙火の製造及び消費に関する火薬類取締法令の規定の解釈について（内規）
（平成18年6月30日付け平成18・6・23原院第2号）
- (21) 火薬類取締法施行規則第4条第1項13号の解釈について（内規）
（平成18年9月19日付け平成18・8・17原院1号）

4 申請時の留意点

火薬類製造施設（火薬庫）軽微変更の届出

製造業者は、製造施設の位置、構造又は設備について省令で定める軽微な変更の工事をしたときは、その完成後遅滞なく、変更の概要を記載した書類を添えて、火薬類製造施設（火薬庫）軽微変更届（省令様式第5）により届け出ること。（法第10条第2項）

様式第4（第7条関係）

× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理日	年 月 日
× 許可番号	

火薬類製造施設等変更許可申請書（記入例）

平成 年 月 日

浜松市消防長 様

（代表者）氏 名 株式会社
代表取締役

名 称	株式会社
事務所所在地（電話）	浜松市 区 町 番地 電話 ()
製造所所在地（電話）	浜松市 区 町 番地 電話 ()
（代表者）住所氏名	浜松市 区 町 番地
変更の種類	製造する火薬類の変更

別紙添付書類 当該変更の概要を記載した書面

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 ×印の欄は、記載しないこと。
 3 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

記入要領

(代表者)氏名	次の事項を記入し、押印する。 個人の場合は、その者の氏名 法人の場合は、法人の代表者の氏名 代理人の場合は、代理人の氏名(この場合は、委任状を添付する。)
名 称	許可を受けようとする者が、個人の場合は、その者の氏名及び店名、法人の場合は、法人の名称を記入する。
事務所所在地(電話)	許可を受けようとする者が、個人の場合は、その者の住所及び電話番号、法人の場合は、本社の所在地及びその電話番号を記入する。
製造所所在地(電話)	許可を受ける製造所の所在地及びその電話番号を記入する。
(代表者)住所氏名	許可を受けようとする者が、個人の場合は、その者の住所及び氏名、法人の場合は、代表者の住所及び氏名を記入する。
変更の種類	製造施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事、又はその製造する火薬類の種類若しくはその製造方法の変更に関して内容を記入する。

第5 火薬庫外火薬類貯蔵場所の指示

1 概要

火薬類の貯蔵は火薬庫においてしなければならないが、省令で定める数量以下の火薬類を火薬庫外において貯蔵しようとするときは、貯蔵しようとする場所について消防長の指示を受けること。

根拠法令及び条項	法第11条第1項ただし書
所管部課名（電話番号）	消防局予防課（053-475-7542）
提出先	消防局予防課
提出時期	火薬庫外火薬類貯蔵場所の指示を受けようとするとき
部数	火薬庫外火薬類貯蔵場所指示申請書に審査のため必要となる図書を添えたもの2部（正本1部及び副本1部）
手数料	不要
標準処理期間	21日

2 必要書類

書類名	必要な書類	書類様式	備考
火薬庫外火薬類貯蔵場所指示申請書		要綱第28号様式	
（添付書類）			
火薬類貯蔵場所位置図			
火薬類貯蔵庫の構造図			
自動警報装置又は警鳴装置の構造関係図（煙火、信号焰管等は除く。）			
設備等の写真			
委任状		指定なし	

印は必ず必要な書類

印は状況に応じて必要な書類

印は申請者が代理人の場合に必要な書類

(1) 火薬庫外火薬類貯蔵場所指示申請書等

記入例を参照すること。また、添付書類については次のとおりとする。

ア 火薬類貯蔵場所位置図

貯蔵場所の位置及び事務所内の設置場所が確認できるもの

イ 火薬類貯蔵庫の構造図

構造又は建築物の構造、材料（材質）等が詳細に記入されているもの

ウ 自動警報装置又は警鳴装置の構造関係図面

自動警報装置又は警鳴装置の設置場所及び配線が表記されているもの

(2) 設備等の写真

建築物又は設備の写真及び自動警報装置又は警鳴装置の取り付け状況が分かる写真が添付されていること。

(3) 委任状

申請者を代理人とすることが記入されており、かつ委任者及び被委任者の押印がされていること。

3 審査基準

(1) 火薬庫外に貯蔵できる火薬類

省令第15条

(2) 火薬庫外においてする貯蔵の技術上の基準

省令第16条

(3) 省令第15条第1項の表の上欄の規定による貯蔵する者等への指示は、省令第16条に規定する技術上の基準によるほか、次によるものとする。

ア 火薬庫外火薬類貯蔵所を設置する場合は、管理人が建築物内又はその付近に常駐する等、盗難防止措置がとられていることを確認できる書類（見取図、写真等）を添付すること。

イ 建築物が住居と兼用されている場合は、居間等の生活を中心とする場所以外の場所に設置すること。

ウ 火薬庫外火薬類貯蔵所の設置者が製造又は販売を業とする場合は、猟銃等の陳列ケース又は保管庫に近接して、一見してそれと判明するような場所に火薬庫外火薬類貯蔵所を設置しないこと。

(4) 省令第15条第1項の表(5)の部の区分により、火薬類を貯蔵する場合は、次によるものとする。

ア 火薬又は爆薬と火工品を2以上の火薬庫外火薬類貯蔵所に分けて貯蔵する場合又は一の火薬庫外火薬類貯蔵所に省令第27条第1項第3号の規定に準ずる十分な強度を有する隔壁により区分して貯蔵する場合は、火薬類の種類ごとに省令第15条第1項の表(5)の部に定める数量以下とすること。

イ 火薬又は爆薬と火工品を、一の火薬庫外火薬類貯蔵所に省令第27条第1項第3号に規定する強度を有しない隔壁で区分して貯蔵する場合は、火薬類の種類ごとに省令第15条第1項の表(5)の部に定める数量の2分の1以下の数量とすること。

(5) 火薬庫外火薬類貯蔵場所指示書による火薬庫外火薬類貯蔵所の有効期間は、次による期間とする。

ア 省令第15条第1項の表(1)の部、(6)の部及び(7)の部の区分による場合 無期限

イ 省令第15条第1項の表(5)の部「6か月以内に完了する事業の場合」の項の区分による場合 6か月以内で必要と認められた期間

ウ 省令第15条第1項の表(5)の部「その他の事業の場合」の項の区分による場合 1年以内で必要と認められた期間

エ 消防機関が設置する火薬庫外火薬類貯蔵所の場合 3年

(6) 告示及び通知等

ア 火薬庫外において貯蔵することができる火薬類取締法施行規則第15条の表に掲げるその他の火工品の数量

(昭和49年通商産業省告示第51号)

第5 火薬庫外火薬類貯蔵場所の指示

火薬庫外において貯蔵することのできる省令第15条の表に掲げるその他の火工品の数量は別表第5-2の貯蔵する者等の区分の欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の貯蔵するその他の火工品の種類の欄に掲げる数量とする。ただし、同表に掲げる火工品の種類のうち、二以上の種類の火工品を貯蔵する場合は、各火工品の種類ごとにその種類のみに係る貯蔵可能数量でそれぞれ貯蔵する数量を除き、それらの商を加えた和が1より大きくなってはならない

イ 火薬類取締法施行規則第15条第2項の規定に基づく火薬庫外において貯蔵することのできる信号焰管

(平成9年通商産業省告示第547号)

ウ 火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令の施行について

(昭和30年9月2日付け30軽局第1544号)

エ 火薬類取締法施行規則の一部改正について

(昭和41年6月10日付け41化局第63号)

オ 火薬類取締法施行規則の一部改正について

(昭和42年6月30日付け42化局第291号)

カ 火薬類取締法施行規則の一部改正について

(昭和42年12月20日付け42化局第648号)

指示する安全な場所の指定基準

(ア) 省令第15条の表の(2)に関するもの

あ 付近に火気を取り扱う場所のないこと。

い 湿気、直射日光及び温度等によって、火薬類に悪影響を及ぼさない場所であること。

う 電燈線又は動力線等に対して安全な場所であること。

え 付近に消火のための設備を設けてある場所であること。

お 火薬及び爆薬と火工品とを同一の場所に貯蔵する場合には、適当な隔壁で両者を区別して貯蔵できる構造の場所であること。

か 貯蔵火薬類の万一の爆発又は燃焼に際して他に被害を及ぼすおそれの少ない場所であり、かつ、盗難防止の措置が十分とれる場所であること。

き 建築物以外の施設に貯蔵する場合は、コンクリート製の構造物、ほら穴、旧坑道に限ること。

(イ) (ア)以外のもの

上記(ア)の「あ」から「き」までに定める基準によるほか、次によること。

あ 建築物の場合は、耐火性の構造で、床面に鉄類を表さないものであること。

い 必ずしも貯蔵のための専用の建物であることを要しないが、店舗又は事務所に貯蔵する場合はその場所又は容器は耐火性の構造で内面を板張りとし、その表面に鉄類を表さないこと。

キ 火薬類取締法施行規則の一部改正について

(昭和45年1月28日付け45化局第31号)

ク 火薬類取締法施行規則の一部改正について

(昭和46年10月21日付け46保局第445号)

ケ 火薬類取締法施行規則の一部改正について

(昭和49年3月2日付け49立局第158号)

コ 火薬類に関する対策の強化について

(昭和50年2月28日付け50立局第128号)

省令第16条第3号及び第4号に係る解釈運用

(ア) 省令第16条第3号

販売業者又は土木事業者等の火薬庫外貯蔵であって、その貯蔵が建築物において行われる場合には、省令第16条の本文に掲げる規定及び同条第1号の規定によるほか、省令第16条第3号イからトまでの規定を守らなければならない。

あ 省令第16条第3号本文

「坑道その他建築物以外の施設」とあるのは、コンクリート製の構築物、ほら穴及び坑道等が考えられる。

い 省令第16条第3号イ

「鉄筋コンクリート造り、コンクリートブロック造り」とは、鉄筋コンクリート造りの場合にあっては厚さ10センチメートル以上、コンクリートブロック造りの場合にあっては厚さ12センチメートル以上のものをいい、「これと同等程度に盗難及び火災を防ぎ得る構造」とは、次に掲げる基本的構造を有していることをいう。

(あ) 天井裏又は屋根裏には線径が4ミリメートル以上、網目が5センチメートル以下の金網を張り、かつ、金網は、側面の壁に確実に緊結させること。

(い) 側面の壁の外面には、厚さ2ミリメートル以上の鉄板を張ることとし、鉄板を継ぐ場合には、溶接又は内面ボルト締めとすること。

(う) 床の下面には、床下からの盗難を防止するため、厚さ2ミリメートル以上の鉄板を張ること。ただし、側面の壁が地盤面下まであり、かつ、基礎と一体となっている場合についてはこの限りではない。

(え) 扉の取り付け方法は、外側から取り外しが出来ないように確実に取り付けること。

う 省令第16条第3号ロ

「これと同等程度に盗難及び火災を防ぎ得る扉」とは鉄板(厚さ1ミリメートル以上)+コンクリート又は、鉄板(厚さ0.5ミリメートル以上)+コンクリート+鉄板(厚さ0.5ミリメートル以上)のサンドイッチ式補強扉であって、その厚さが5センチメートル以上のものをいう。

え 省令第16条第3号ハ

「鉄筋コンクリート造り、コンクリートブロック造り」とは、「い」と同様であり、また、「これと同等程度に盗難及び火災を防ぎ得るもの」とは、厚さ2ミリメートル以上の鉄板を屋根に使用しており、かつ、鉄板は、側面の壁と確実に緊結させているものをいう。

なお、天井裏又は屋根に盗難防止のための金網を張らなくてもよい屋根の構造を有する建築物にあっては、万一、貯蔵火薬類が爆発又は燃焼しても他に被害を及ぼすおそれのない場所に設置すること。

お 省令第16条第3号ニ

建築物の床面は災害防止の観点から当然板張りとするべきであり、この場合の板張りとはベニヤ板張りでも差し支えない。

か 省令第16条第3号ホ

盗難防止のため、建築物に新たに自動警報装置を設置することとしたものであるが建築物の周囲において建築物に設置した場合と同等以上の効果を有する自動警報装置を設置しても差し支えない。「装置が作動した場合に当該建築物を管理すべき者が警報を感知することが通常困難であると認められる場所」とは、当該建築物を管理すべき者が常駐する場所との距離が概ね40メートル以上である場所をいい、また、「当該建築物を管理すべき者」とは、当該建築物の管理責任者又は管理責任者が定めた代理人（第三者に依頼する場合も含む。）とし、代理人については信頼性のある者であること。「自動警報装置」とは、警報を発する装置を具備しているもの（以下「警報装置」という。）又は警鳴を発する装置及び警報を発する装置を具備しているもの（以下「警鳴装置」という。）をいう。

（昭和52年11月11日付け52立局第591号の盗難防止設備基準を参照すること。）

き 省令第16条第3号ヘ

非常の際、確実に作動するよう、常日頃管理することを義務づけたものである。

く 省令第16条第3号ト

販売業者及び土木業者等の火薬庫外火薬類貯蔵所に帳簿を備え、帳簿には火薬類の出納のつど記録すること。

(イ) 省令第16条第4号

販売業者及び土木業者等の庫外貯蔵であって火薬類を金属製のロッカーその他堅固な構造を有する設備に収納し、建築物において行う場合には、第3号の規定に関係なく、第16条の本文に掲げる規定及び第1号の規定を守るほか、本号のイからへまでに定めることを守らなければならない。

あ 省令第16条第4号本文

「金属製ロッカーその他堅固な構造を有する設備」とは、容易に破壊できない構造を有する設備をいう。

なお、火薬類は設備に収納して建築物に貯蔵することとなるが、その場合の建築物については、人が常時いる建築物とし、できる限り現場事務所及び販売所とし、特に土木現場にある飯場については、その実態を調査のうえやむを得ない場合のほか認めないこと。

い 省令第16条第4号ロ

「容易に持ち運びできない」とは、通常一人で持ち運びできないことをいう。

う 省令第16条第4号ハ、二、ホ及びヘ

省令第16条第3号ニからトまでと同様の趣旨である。この場合において建築物とあるのは設備と読み替えるものとする。

サ 火薬類取締法施行規則の一部改正について

（昭和54年9月10日付け54立局第531号）

省令第16条第4号の2関係

省令第15条第1項の表(1)の(ロ)の区分による、火薬類を庫外貯蔵する場合の貯蔵の技術上の基準の運用については、次によるものとする。

(ア) 第4号の2の口の「適切な補強を施し」とは、金属性ロッカーの場合にあっては、次のよ

- うな補強措置を施したものをいう。
- あ 外壁の接合部は溶接とすること。
- い 外壁の補強は、ハット形鋼又は軽Z形鋼による補強材を使用し、補強を施す位置及び補強材の寸法、板厚は、図第5 - 1を標準とする。
- う 補強材の取付け方法は、スポット溶接又はアーク溶接としてもよい。
- (イ) 第4号の2の口の「その他の堅固な構造を有する設備」とは、鉄筋コンクリート造り、コンクリートブロック造り、耐火金庫及び耐火書庫等の堅固な構造を有する設備がこれに該当する。ただし、「同等程度」と認められる既存設備の省令第15条第1項の表の(1)の(ロ)の適用については、販売業者は浜松市消防長へ指示願いを提出し、浜松市消防長が再度指示した場合に限るものとする。この際、既に所持している設備を一部改造して新基準を満たした場合も同等程度の設備として指示して差し支えない。
- (ウ) 第4号の2の八の盗難を防ぎ得る措置の基準は次のとおりとする。
- あ 扉の鋼板の接合部は、溶接とすること。
- い 扉の蝶番は、心棒が容易に切断されず、かつ、抜けないもので、扉自体の荷重に対し十分な強度のものを使用すること。
- う 蝶番の取付け方法は、ビス頭が閉鎖時に外部から見えないように取り付けるか、又は電気溶接によること。
- え ヒンジピン（蝶番の心棒）を使用する場合は、外部から見えない構造とし、ヒンジピンは直径8ミリメートル以上の炭素鋼を用いること。
- お 扉には固定ラッチ棒及び可動ラッチ棒を取り付けること。固定ラッチ棒は片側につき上下2か所とし、可動ラッチ棒は片側につき上下可動2か所及び左右可動2か所取り付けること。
- か ラッチ棒は、直径8ミリメートル以上の炭素鋼を用い、外部から見えないようにし、受け孔に15ミリメートル以上はめ込む構造とすること。
- (エ) 第4号の2の八の錠に関し、盗難防止装置の基準は、昭和52年11月11日付け52立局第591号通達の「盗難防止設備基準」の第2壁第2節（錠に関する基準）を適用する。
- (オ) 第4号の2の2の棚に関し、「内壁に固定する等」の棚の落下を防止する措置としては、棚を内壁にビスネジ止め、掛け金止め、又は溶接等により4か所以上固定する。
- (カ) 第4号の2のホの「適当な排気孔」とは、大きさが直径50ミリメートルを標準とし、2か所以上とする。「耐火性のロッカー等」とは、耐火金庫、耐火書庫及びこれに準ずるものをいう。
- シ 火薬類取締法施行規則の一部改正について
（平成6年7月29日付け6立局第230号）
- (ア) 省令第15条第1項の表(1)の部(ハ)の区分による場合の火薬類を貯蔵する建築物は、次の条件を備えた場所とすること。
- あ 販売業者の販売所（店舗）の敷地内又は近隣の場所であること。
- い 排水条件の良い場所であること、又は建築物の周囲に排水溝が設けられていること。（建築物は防水措置が講じてあることが望ましい。）
- う 夜間作業のための外部からの照明が設置できること。

- (イ) 省令第16条第3号の2八に規定する「爆薬を収納する十分な強度を有する木箱」(以下「収納箱」という。)は次の基準によること。
- あ 砂を充てんしたとき変形しないよう、つなぎ材で補強する等の措置を講じていること。
 - い 転倒防止の適切な措置を講じていること。
- (ウ) 省令第16条第3号の2八及び二に規定する「砂を密に充てんすること」とは次の措置を講じていること。
- あ 充てんした砂の低下を監視し、低下した場合には再充てんできる措置を講じ、常に砂を密に充てんされた状態とすること。
 - い 収納箱に充てんする砂は、できるだけ乾燥した細かい川砂を使用すること。
 - う 砂を充てんするときは、収納箱に火薬類が入っていない状態で行うこと。
- (I) 省令第16条第3号の2八に規定する「間隔」は個装容器の中心からの距離とすること。
- ス 火薬類取締法施行規則の一部改正に伴う解釈運用について
(平成8年3月29日付け8立局第195号)

4 申請時の留意点

(1) 火薬庫外火薬類貯蔵所の設置の届出

法第11条ただし書の規定による火薬庫外において貯蔵することのできる火薬類の貯蔵場所の指示(以下「火薬庫外貯蔵場所の指示」という。)を受けた者は、指示を受けた場所に火薬類の貯蔵所(以下「火薬庫外火薬類貯蔵所」という。)を設置したときは、火薬庫外火薬類貯蔵所設置届(要綱第31号様式)により届け出ること。

(2) 火薬庫外貯蔵場所の指示を受けた者の氏名等の変更の届出

火薬庫外貯蔵場所の指示を受けた者は、その氏名(法人にあってはその名称又は代表者の氏名)又は住所若しくは所在地に変更があったときは、火薬庫外火薬類貯蔵場所指示申請書氏名等変更届(要綱第32号様式)により届け出ること。

(3) 火薬庫外火薬類貯蔵所の用途廃止の届出

火薬庫外貯蔵場所の指示を受けた者は、火薬庫外火薬類貯蔵所の用途を廃止したときは、火薬庫外火薬類貯蔵所用途廃止届(要綱第33号様式)により届け出ること。

(4) がん具煙火の貯蔵について

がん具煙火の貯蔵については、条例第23条第1項及び条例第26条の規定についても十分考慮すること。(別表第5-1参照)

別表第5 - 1 がん具用煙火の貯蔵

適用法令等	浜松市火災予防条例		火薬類取締法
	条例第23条の適用を受ける部分 (百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(床面積の合計が1500平方メートル以上のものに限る。)の売場及び通常客の出入りする部分)	条例第23条の適用を受けない部分	
火薬量			
5kg未満	持ち込み可能 浜松市火災予防条例第23条の用に関する要綱第4条第3号ア(エ)「SFマーク」((社)日本煙火協会が実施する「基準検査」と「安全検査」に適合する旨の表示)の付されているがん具用煙火(1の承認単位当たりの総薬量が5キログラム未満に限る。)	持ち込み可能	貯蔵の技術上の基準の適用除外(法第51条第5項、規則第91条)
5kg以上25kg以下 クラッカーボール(1)は 1kg以上5kg以下	持ち込み不可	持ち込み可能 (条例第26条第3項) 貯蔵し、又は取り扱う場合においては、ふたのある不燃性の容器にいれるか、又は防災処理を施した覆いをしなければならない。	
25kgを超え250kg以下(又は500kg以下2) クラッカーボール(1)は 15kg以下(又は25kg以下2)			火薬庫外において貯蔵(法第11条、規則第15条、第16条)
250kgを超える (又は500kg以上2)			火薬庫における貯蔵 (法第11条)

1 直径1cm以下、重量1g以下のものうち、爆薬(爆発音を出すためのものに限る。)0.08g以下のもの

2 貯蔵場所の構造制限の規定有り

別表第5 - 2

貯蔵する者等の区分 貯蔵するその他の火工品の種類	販売業者であって、販売のために市長の指示する安全な場所に貯蔵する者	土木事業その他の事業を営むものであって、その事業に要する火薬類を消費地を管轄する市長の指示する安全な場所に貯蔵する者		法令に基づきその事務又は事業のために火薬類を消費する者であって、その事務又は事業に要する火薬類を消費地を管轄する市長の指示する安全な場所に貯蔵する者	市長が指示する安全な場所以外の安全な場所に貯蔵する者
		6か月以内に完了する事業の場合	その他の事業の場合		
タイヤバースト (火薬10g以下のもの)(個)	500				50
点火玉 (爆薬50mg以下のもの)(個)	2,000				100
点火具 (火薬2g以下、爆薬50mg以下のもの)(個)	2,000				100
爆着栓 (爆薬6g以下のもの)(個)					500
ケーブルカッター (火薬及び爆薬1g以下のもの)(個)					50
管付みちび (火薬及び爆薬10g以下のもの)(個)		1,000	500		
MSコネクター (爆薬1g以下のもの)(個)	2,000	200	100		
爆発拡管器 (爆薬40g以下のもの)(個)		100	50		

第5 火薬庫外火薬類貯蔵場所の指示

爆発圧接コード (1m当たりの爆薬 量が300g以下の もの)(m)		100	50		
警備用火工品(kg)				25	5
体外衝撃波腎結石破 壊用圧力発生具 (爆薬11mg以下 のもの)(個)	100,000				10,000
導火管付雷管(個)		300	100		
導火管 (1m当たりの爆薬 量が0.03g以下 のもの)(m)		100	100		
制御発破用コード (1m当たりの爆薬 量が100g以下の もの)(m)		100	100		
省令第49条第6号 の2に規定する発信 器及びその交換部品 (火工品に限る。) (火薬30mg以下 で、かつ、爆薬30 mg以下のもの又は 火薬60mg以下の もの)(個)	2,000				100

第 28 号様式 (第 29 条関係)

平成 年 月 日

浜松市消防長 様

住所 (所在地) 浜松市 区 町 番地
 申請者 氏名 (名称及び代表者の氏名)
 株式会社 代表取締役 印
 電話番号 ()

火薬庫外火薬類貯蔵場所指示申請書 (記入例)

火薬類取締法施行規則第 15 条第 1 項に規定する貯蔵場所の指示を受けるため次のとおり申請します。

貯蔵場所 (電話)	浜松市 区 町 番地 事務所内 電話 ()	
火薬庫外に貯蔵する理由	工事に伴い、工事期間内の火薬類を一時的に保管するため	
火薬類取締法施行規則 第 15 条の表の「貯蔵する 者等の区分」欄のうち該当 する欄	1 (1)の(イ)の欄 2 (1)の(ロ)の欄 3 (1)の(ハ)の欄 4 (2)の欄 5 (3)の欄 6 (4)の欄	7 (5)の 6 ヶ月以内に完了する事 業の場合の欄 8 (5)のその他の事業の場合の欄 9 (6)の(イ)の欄 10 (6)の(ロ)の欄 11 (7)の欄
貯蔵火薬類の種類 及び数量	建設用びょう打ち銃用空砲 2,000 個	
貯蔵期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	
管理責任者の氏名		
備考		

添付書類 火薬類貯蔵場所位置図、火薬類貯蔵庫の構造図及び自動警報装置又は警鳴装置の構造関係図

- (注) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
 2 氏名 (法人にあっては代表者の氏名) を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
 3 印の欄は、該当するものを で囲むこと。

記入要領

申請者	次の事項を記入し、押印する。 個人の場合は、その者の氏名 法人の場合は、法人の代表者の氏名 代理人の場合は、代理人の氏名（この場合は、委任状を添付する。）
貯蔵場所（電話）	火薬庫外火薬類貯蔵所を設置する場所及び電話番号を記入する。
火薬庫外に貯蔵する理由	火薬庫外に貯蔵を必要とする理由を記入する。 例 販売店の場合「店舗内で販売をするため」 消費者の場合「工事期間内の火薬類を一時的に保管するため」
貯蔵する者等の区分	省令第15条に規定する表中の区分について該当する番号を で囲む。
貯蔵する火薬類の種類及びその数量	貯蔵する火薬類の種類とその最大貯蔵量を記入する。（省令第15条第1項の表に規定されている数量以下とする。） 参照 省令第1条の6第2項（火薬及び火工品の換算）
貯蔵期間	省令第15条第1項の表(5)の部の区分に該当する者(土木事業等の消費者)は、その使用期間を記入する。なお、使用期間は消費許可の期間に対応すること。 上記以外は、「指示の日から」と記入する。
管理責任者の氏名	火薬庫外火薬類貯蔵所の管理責任者の氏名を記入する。（火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状又は保安手帳の交付を受けているものが望ましいが、保安の確保が徹底できれば資格は問わないものとする。）

第6 火薬庫の設置、移転、変更の許可

1 概要

火薬庫を設置し、移転し又はその構造若しくは設備の変更（軽微な変更工事を除く。）をしようとする者は、消防長の許可を受けること。

根拠法令及び条項	法第12条第1項		
所管部課名（電話番号）	消防局予防課（053-475-7542）		
提出先	消防局予防課		
提出時期	火薬庫を設置し、移転し又はその構造若しくは設備を変更しようとするとき		
部数	火薬庫設置等許可申請書に審査のため必要となる図書を添えたもの3部（正本1部及び副本2部）		
手数料 （浜松市収入証紙により納付）	火薬庫の設置又は移転の許可申請の場合	73,000円	
	火薬庫の構造又は設備の変更許可申請の場合	8,300円	
標準処理期間	21日		

2 必要書類

書類名	必要な書類	書類様式	備考
火薬庫設置等許可申請書		省令様式第7	
火薬庫工事設計明細書		要綱第34号様式	
（添付書類） 火薬庫設置場所の地籍図（公図）、周辺図、敷地の見取図、写真 火薬庫の仕様書、設計図			
申請者の登記事項証明書			
土地登記簿謄本			土地が他人名義の場合
土地使用承諾書又は契約書の写し			土地が他人名義の場合
他法令の関係書類の写し （建築基準法、都市計画法、農地法等）			許認可状況確認のため
委任状		指定なし	

印は必ず必要な書類

印は状況に応じて必要な書類

印は申請者が代理人の場合に必要な書類

(1) 火薬庫設置等許可申請書

記入例を参照すること。

(2) 火薬庫工事設計明細書

記入例を参照すること。

(3) 申請者の登記事項証明書

火薬庫を設置する者が、県内で製造、販売、火薬庫設置の許可を得ている事業者以外の場合、その者の登記事項証明書が添付されていること。

(4) 他法令の関係書類の写し

建築基準法、都市計画法及び農地法等に係る許認可状況を確認するため、必要に応じて関係書類の写しを添付すること。

(5) 委任状

申請者を代理人とすることが記入されており、かつ委任者及び被委任者の押印がされていること。

3 審査基準

(1) 火薬庫の種類

省令第17条

(2) 火薬庫構造等の技術上の基準

省令第22条から第32条まで

(3) 火薬庫の設置許可をする場合は、法第12条第3項の規定によるほか次によるものとする。

ア 2級火薬庫の有効期限は、事業の期間とし、2年以内とする。

イ 2級火薬庫の有効期限が満了し、引き続き使用する場合は、改めて火薬庫設置等許可申請書により申請し、完成検査を受けること。

ウ 自衛隊の火薬庫の許可行政庁は、自衛隊法施行令（昭和29年6月30日政令第179号）第145条の規定により経済産業大臣とされていること。

(4) 告示及び通知等

ア 火薬類取締法施行規則第30条の規定による避雷装置の位置、型式、構造、材質等（昭和31年通商産業省告示第228号）

イ 火薬類取締法施行規則第31条の3の規定に基づく防爆壁の位置、構造、材質等の基準（昭和35年通商産業省告示第76号）

ウ 火薬類取締法施行規則第20条第5項の規定に基づくがん具煙火貯蔵庫の隔壁の基準（昭和49年通商産業省告示第52号）

エ 火薬類取締法施行規則第23条第4項及び第6項の規定に基づくがん具煙火貯蔵庫に係る防爆壁の基準及び火薬庫からもっぱら当該火薬庫の所属する事業所事業の用に供する施設たる保安物件に対してとるべき保安距離（昭和49年通商産業省告示第59号）

オ 火薬類取締法令施行について

（昭和25年12月20日付け25化第3290号）

カ 火薬類取締法施行規則の一部を改正する。

（昭和30年9月2日付け30軽局第1544号）

キ 火薬類取締法の改正について

（昭和36年3月6日付け軽局第560号）

- ク 煙火等の製造所又は煙火火薬庫に設置する防爆壁等の基準について
(昭和35年4月22日付け35軽局第392号)
- ケ 火薬類取締法施行規則の一部改正について
(昭和39年12月10日付け39軽局第741号)
- コ 火薬類取締法施行規則の一部改正について
(昭和41年6月10日付け41化局第63号)
- サ 火薬類取締法施行規則の一部改正について
(昭和42年6月30日付け42化局第291号)
- シ 火薬類取締法施行規則の一部改正について
(昭和42年12月20日付け42化局第648号)
- ス 火薬類取締法施行規則の一部改正について
(昭和46年10月21日付け46保局第445号)
- セ 火薬類取締法施行規則の一部改正について
(昭和49年3月2日付け49立局第158号)
- ソ がん具煙火貯蔵庫相互の距離について
(昭和49年5月29日付け通商産業省立地公害局保安課長通知)
がん具煙火貯蔵庫相互の距離については次のとおりとする。
 - (ア) 他のがん具煙火貯蔵庫との相対する面の両方の壁体に窓、出入口等の開口部がない場合であって、その両方の壁体の外面に厚さ3センチメートル以上の鉄鋼セメントモルタル塗り又はこれと同等以上の耐火性を有する構造の壁体を有している場合には、その相互の距離は貯蔵する数量にかかわらず少なくとも5メートル必要とする。
 - (イ) 他のがん具煙火貯蔵庫との相対する面の両方又は一方の壁体に窓、出入口等の開口部がある場合であって、その相互間に通商産業省告示第59号の防火壁の基準に適合する措置を講じた場合には、その相互の距離は貯蔵する数量にかかわらず少なくとも5メートル必要とする。
 - (ウ) (ア)又は(イ)に該当しない場合は、がん具煙火貯蔵庫相互の間に少なくとも省令第23条第4項の規定による距離を必要とする。
- タ 火薬類に関する対策の強化について
(昭和50年2月28日付け50立局第128号)
- チ 火薬類取締法令の改正について
(昭和53年4月26日付け53立局第242号)
- ツ 盗難防止設備基準及び移動式2級火薬庫の構造基準について
(平成2年11月8日付け2立局第340号)
- テ 火薬類取締法施行規則の一部改正について
(平成6年7月29日付け6立局第230号)
- ト 火薬類取締法施行規則の一部改正に伴う解釈運用について
(平成5年6月4日付け4立局第118号)
- ナ 避雷装置の位置、型式、構造、材質等を定める告示
(平成27年経済産業省告示第145号)

4 申請時の留意点

(1) 軽微な変更の工事の届出

火薬庫の所有者又は占有者は、火薬庫の構造又は設備について軽微な変更の工事をしたときは、その完成後遅滞なく、変更の概要を記載した書類を添えて、火薬類製造施設（火薬庫）軽微変更届（省令様式第5）により届け出ること。（法第12条第2項）

(2) 火薬庫の承継の届出

火薬庫の譲渡又は引渡があったときは、火薬庫の設置許可を受けた者の地位を継承した者は、遅滞なくその旨を火薬庫承継届（省令様式第8）により届け出ること。（法第12条の2第2項）

火薬庫の所有者が個人から法人に組織変更する場合についても届け出の対象となるものであること。

ア 必要書類

書類名	必要な書類	書類様式	備考
火薬庫承継届		省令様式第8	
承継者の登記事項証明書			
承継したことを証明する書類			

戸籍謄本及び相続移転承諾書（相続の場合）			
土地登記簿謄本			土地が他人名義の場合
土地使用承諾書又は契約書の写し			土地が他人名義の場合

印は必ず必要とする書類

印は状況に応じて必要とする書類

(ア) 火薬庫承継届

記入例を参照すること。

(イ) 承継者の登記事項証明書

承継する者が、県内で製造、販売、火薬庫設置の許可を得ている事業者以外の場合は、その者の登記事項証明書が添付されていること。

(3) 火薬庫の用途廃止の届出

火薬庫の所有者又は占有者は、火薬庫の用途を廃止したときは、遅滞なくその旨を営業（火薬庫の用途）廃止届（要綱第11号様式）により届け出ること。（法第16条第2項）

(4) 火薬類製造（取扱）保安責任者等選任（解任）の届出

ア 火薬庫の所有者若しくは占有者は、火薬類取扱保安責任者等を選任又は解任したときは、火薬類製造（取扱）保安責任者等選任（解任）届（要綱第16号様式）により届け出ること。（法第30条第3項、法第33条第2項）

イ 選任する取扱保安責任者等は、次のすべてに該当するものであること。

(ア) 火薬類保安手帳の交付を受けている者

(イ) 交付されている保安手帳は、次の表の手帳の種類に応じた有効期限内のものであること。

第6 火薬庫の設置、移転、変更の許可

手帳の種類	交付、講習の種類	有効期限	備考
保安手帳 (黒手帳)	新免	合格発表日の属する年の翌々年の12月末	火薬類取扱保安責任者試験の合格発表日から6か月以内に手帳を取得するとき。
	再教育講習	再教育講習を受講した年の翌々年の12月末	火薬類取扱保安責任者試験の合格発表日から6か月を過ぎて手帳を取得するとき。
	保安教育講習	保安教育講習を受講した年の翌々年の12月末	手帳の更新をするとき。
従事者手帳 (青手帳)	新免	手帳交付日の属する年の翌年の12月末	発破技師免許交付後6か月以内に手帳を取得するとき。
従事者手帳 (青、黄手帳)	保安教育講習(従事者)	保安教育講習を受講した年の翌年の12月末	手帳を取得するとき、又は手帳取得後15年未満の場合で手帳を更新するとき。
		保安教育講習を受講した年の翌々年の12月末	手帳取得後15年以上の場合で、手帳を更新するとき。

(ウ) 当該事業所の従事者又は雇用契約を結んだ者

ウ 必要書類

書類名	必要な書類	書類様式	備考
火薬類製造(取扱)保安責任者等選任(解任)届		要綱第16号様式	
火薬類取扱保安責任者免状写し			
保安手帳写し			浜松市確認印を押印するため火薬類保安手帳の原本を呈示すること。
選任に係る承諾書		指定なし	選任された者の氏名の記入、押印がされていること。

印は必ず必要とする書類

エ 取扱保安責任者等の選任数は、火薬庫の所有者又は占有者については火薬庫群ごとに、次の表のとおりとする。(省令第69条第3項)

資格者	必要人数
取扱保安責任者	1人
取扱保安責任者代理人	1人
取扱副保安責任者	火薬庫群における火薬庫の棟数が10を超えるごとに1人以上

オ 選任の留意点(火薬類取締法の改正について(昭和36年3月6日付け36軽局第560号)参照)

取扱保安責任者等の兼務は次の場合にのみ認めることができる。

(ア) 同一事業所における火薬類製造副保安責任者と火薬類製造保安責任者の代理人を兼務する場合

(イ) 従業者が極めて少ない煙火等の製造所について、火薬類製造保安責任者と火薬庫の火薬類取扱保安責任者を兼務する場合

(ウ) 製造所の製造保安責任者等、火薬庫の取扱保安責任者等又は消費場所の取扱保安責任者等と極く近くのこれらの事業所の火薬類製造保安責任者の代理人又は火薬類取扱保安責任者の代理人を兼務する場合

(5) 火薬庫の使用休止の届出

火薬庫の所有者若しくは占有者は、火薬庫の使用を休止する場合は、特定施設(火薬庫)使用休止届(要綱第21号様式)により届け出ること。(省令第44条の2第2項ただし書)

(6) 定期自主検査の計画の届出又は終了の報告

ア 火薬庫の所有者若しくは占有者は、定期自主検査についての計画を定めたとき又は変更したとき、定期自主検査計画(計画変更)届(要綱第19号様式)により届け出ること。(法第35条の2第2項)

イ 火薬庫の所有者若しくは占有者は、定期自主検査が終了したときは、定期自主検査終了報告書(要綱第20号様式)により報告すること。(法第35条の2第3項)

(7) 貯蔵火薬類等の変更の届出

火薬庫の所有者又は占有者は、省令第13条第1項の火薬庫設置等許可申請書の記載事項(火薬庫所在地並びに火薬庫の種類及び棟数を除く。)に変更があったとき又は火薬庫工事設計明細書の記載事項のうち付近の状況若しくは保安物件との距離について変更があるときは、貯蔵火薬類等変更届(要綱第39号様式)により届け出ること。(省令第81条の14)

(8) 火薬庫設置等許可申請書等の記載事項の変更の報告

火薬庫の所有者又は占有者は、省令第13条第1項の火薬庫設置等許可申請書の記載事項(貯蔵火薬類の種類及びその最大貯蔵量を除く。)又は火薬庫工事設計明細書の記載事項(火薬庫の位置、構造及び設備を除く。)について変更があったときは、火薬庫設置等許可申請書記載事項変更報告書(要綱第41号様式)により報告すること。(省令第81条の14)

様式第7（第13条関係）

× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理日	年 月 日
× 許可番号	

火薬庫設置等許可申請書（記入例）

平成 年 月 日

浜松市消防長 様

（代表者）氏名 株式会社
代表取締役

名 称	株式会社
事務所所在地（電話）	浜松市 区 町 番地 電話 ()
職 業	建設業
（代表者）住所氏名	浜松市 区 町 番地
火薬庫所在地（電話）	浜松市 区 町 番地 電話 ()
火薬庫の種類及び棟数	地上式 級火薬庫 棟
貯蔵火薬類の種類及びその最大貯蔵量	爆薬 kg 電気雷管 個（爆薬換算数量別紙参照）
設置、移転、変更の別（移転又は変更の場合にはその理由）	設置
備 考	

別紙添付書類 火薬庫工事設計明細書

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 - ×印の欄は、記載しないこと。
 - 移転または変更の場合には、新旧を併記すること。
 - 2級火薬庫にあつては、備考の欄にその使用期間を記入すること。

記入要領

(代表者)氏名	次の事項を記入し、押印する。 個人の場合は、その者の氏名 法人の場合は、法人の代表者の氏名 代理人の場合は、代理人の氏名(この場合は、委任状を添付する。)																								
名 称	許可を受けようとする者が、個人の場合は、その者の氏名及び店名、法人の場合は、法人の名称を記入する。																								
事務所所在地(電話)	許可を受けようとする者が、個人の場合は、その者の住所及び電話番号、法人の場合は、本社の所在地及びその電話番号を記入する。(本社所在地と火薬庫を管理する事務所が異なる場合は、火薬庫を管理する事務所について記入する。)																								
職 業	許可を受けようとする者の職業又は法人の業種を記入する。																								
(代表者)住所氏名	許可を受けようとする者が、個人の場合は、その者の住所及び氏名、法人の場合は、代表者の住所及び氏名を記入する。																								
火薬庫所在地(電話)	火薬庫設置場所の地番を記入する。 なお、事務所所在地とは別に火薬庫設置場所に電話がある場合には電話番号を記入する。																								
火薬庫の種類及び棟数	省令第17条に定める火薬庫の種類と、それぞれの棟数を記入する。																								
貯蔵火薬類の種類及びその最大貯蔵量	火薬庫ごとに貯蔵する火薬類の種類とその最大貯蔵量を記入する。 なお、火薬、爆薬の場合は、爆薬換算数量を記入し、火工品の場合は、それぞれの種類ごとに数量と爆薬換算数量を記入し、その合計を記入する。(記入欄が足りない場合は、別紙とする。) 換算表(省令第1条の6)																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>火薬及び火工品</th> <th>爆薬1トンに換算される数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火 薬</td> <td>2トン</td> </tr> <tr> <td>実包又は空砲</td> <td>200万個</td> </tr> <tr> <td>信管又は火管</td> <td>5万個</td> </tr> <tr> <td>銃用雷管</td> <td>1千万個</td> </tr> <tr> <td>工業雷管又は電気雷管</td> <td>100万個</td> </tr> <tr> <td>信号雷管</td> <td>25万個</td> </tr> <tr> <td>導爆線</td> <td>50キロメートル</td> </tr> <tr> <td>コンクリート破砕器</td> <td>10万個</td> </tr> <tr> <td>導火管付き雷管</td> <td>25万個</td> </tr> <tr> <td>制御発破用コード</td> <td>10キロメートル</td> </tr> <tr> <td>その他の火工品</td> <td>その原料をなす火薬2トン又は爆薬1トン</td> </tr> </tbody> </table>	火薬及び火工品	爆薬1トンに換算される数量	火 薬	2トン	実包又は空砲	200万個	信管又は火管	5万個	銃用雷管	1千万個	工業雷管又は電気雷管	100万個	信号雷管	25万個	導爆線	50キロメートル	コンクリート破砕器	10万個	導火管付き雷管	25万個	制御発破用コード	10キロメートル	その他の火工品	その原料をなす火薬2トン又は爆薬1トン
火薬及び火工品	爆薬1トンに換算される数量																								
火 薬	2トン																								
実包又は空砲	200万個																								
信管又は火管	5万個																								
銃用雷管	1千万個																								
工業雷管又は電気雷管	100万個																								
信号雷管	25万個																								
導爆線	50キロメートル																								
コンクリート破砕器	10万個																								
導火管付き雷管	25万個																								
制御発破用コード	10キロメートル																								
その他の火工品	その原料をなす火薬2トン又は爆薬1トン																								

第6 火薬庫の設置、移転、変更の許可

	<p>(例) 1級火薬庫(爆薬庫)</p> <table border="1" data-bbox="469 197 1198 495"> <thead> <tr> <th data-bbox="469 197 764 248">貯蔵する火薬類</th> <th data-bbox="764 197 981 248">貯蔵数量</th> <th data-bbox="981 197 1198 248">爆薬換算数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="469 248 764 300">火 薬</td> <td data-bbox="764 248 981 300">1トン</td> <td data-bbox="981 248 1198 300">0.5トン</td> </tr> <tr> <td data-bbox="469 300 764 351">爆 薬</td> <td data-bbox="764 300 981 351">3.2トン</td> <td data-bbox="981 300 1198 351">3.2トン</td> </tr> <tr> <td data-bbox="469 351 764 403">実包・空包</td> <td data-bbox="764 351 981 403">50万個</td> <td data-bbox="981 351 1198 403">0.25トン</td> </tr> <tr> <td data-bbox="469 403 764 454">コンクリート破砕器</td> <td data-bbox="764 403 981 454">5000個</td> <td data-bbox="981 403 1198 454">0.05トン</td> </tr> <tr> <td data-bbox="469 454 764 495">合 計</td> <td data-bbox="764 454 981 495"></td> <td data-bbox="981 454 1198 495">4トン</td> </tr> </tbody> </table>	貯蔵する火薬類	貯蔵数量	爆薬換算数量	火 薬	1トン	0.5トン	爆 薬	3.2トン	3.2トン	実包・空包	50万個	0.25トン	コンクリート破砕器	5000個	0.05トン	合 計		4トン
貯蔵する火薬類	貯蔵数量	爆薬換算数量																	
火 薬	1トン	0.5トン																	
爆 薬	3.2トン	3.2トン																	
実包・空包	50万個	0.25トン																	
コンクリート破砕器	5000個	0.05トン																	
合 計		4トン																	
設置、移転、変更の別 (移転又は変更の場合にはその理由)	申請の区分(設置、移転、変更)を記入する。移転又は変更の場合には、その理由と変更内容を記入する。																		
備 考	2級火薬庫の場合は、その使用期間を記入する。使用期間は、2年以内とする。																		

第34号様式(第33条関係)

火薬庫工事設計明細書(記入例)

<p>火薬庫の位置</p>	<p>別紙公図、周辺図、敷地の見取図、写真参照</p>																									
<p>付近の状況</p>	<p>用途地域： 別紙公図、周辺図、敷地の見取図、写真参照</p>																									
<p>保安物件との距離</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>法定</th> <th colspan="2">実測</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種保安物件</td> <td>学校</td> <td>メートル</td> <td colspan="2">メートル</td> </tr> <tr> <td>第2種保安物件</td> <td>村落の家屋</td> <td>メートル</td> <td colspan="2">メートル</td> </tr> <tr> <td>第3種保安物件</td> <td>家屋</td> <td>メートル</td> <td colspan="2">メートル</td> </tr> <tr> <td>第4種保安物件</td> <td>県道</td> <td>メートル</td> <td colspan="2">メートル</td> </tr> </tbody> </table>			法定	実測		第1種保安物件	学校	メートル	メートル		第2種保安物件	村落の家屋	メートル	メートル		第3種保安物件	家屋	メートル	メートル		第4種保安物件	県道	メートル	メートル	
		法定	実測																							
第1種保安物件	学校	メートル	メートル																							
第2種保安物件	村落の家屋	メートル	メートル																							
第3種保安物件	家屋	メートル	メートル																							
第4種保安物件	県道	メートル	メートル																							
<p>火薬庫の構造及び設備</p>	<p>地上式 級火薬庫1棟 建築面積：m^2、延べ面積：m^2 高さ：地盤面から床までの高さ m、床から天井までの高さ m 地盤面から火薬庫屋頂 m、土堤 m</p> <p>別紙火薬庫仕様書、設計図参照</p>																									

記入要領

火薬庫の位置	火薬庫の地籍図（公図）、周辺図、設置する敷地内の見取り図及び写真を添付する。
付近の状況	火薬庫設置場所の用途地域の区分等、火薬庫設置場所付近の状況を記入する。 火薬庫設置場所と保安物件との距離が確認できる周辺図を添付する。 火薬庫設置場所の位置、地形が確認できる付近の写真を添付する。
保安物件との距離	第1種保安物件から第4種保安物件までの保安距離を記入する。 また、火薬庫から最も近い第1種保安物件から第4種保安物件までの実測距離を記入する。 参照 省令第1条（用語の定義） 省令第1条の6（火薬及び火工品の換算） 省令第23条（保安距離）
火薬庫の構造及び設備	設置する火薬庫の構造及び設備の詳細を記入する。 火薬庫の設計図を添付する。 参照 省令第24条～第29条（火薬庫の構造及び設備） 省令第30条（避雷装置） 省令第31条～第31条の3（土提、簡易土提、防爆壁）

様式第8（第14条の2関係）

× 整理番号	
× 受理日	年 月 日

火 薬 庫 承 継 届（記入例）

平成 年 月 日

浜松市消防長 様

（代表者）氏 名 株式会社
代表取締役

名 称	株式会社
事務所所在地（電話）	浜松市 区 町 番地 電話 ()
職 業	建設業
（代表者）住所氏名（年齢）	浜松市 区 町 番地 (歳)
火薬庫所在地（電話）	浜松市 区 町 番地 電話 ()
火薬庫の種類及び棟数	地上式 級火薬庫 棟
貯蔵火薬類の種類及びその最大貯蔵量	爆薬 kg 電気雷管 個（爆薬換算数量別紙参照）
前所有者又は前占有者の住所氏名	浜松市 区 町 番地
承継の理由	法人組織に変更し譲渡したため
承継の期日	平成 年 月 日
備 考	浜松市指令消予第 号 平成 年 月 日

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。
3 2級火薬庫にあつては、備考の欄にその使用期間を記載すること。

記入要領

申請者	次の事項を記入し、押印する。 個人の場合は、その者の氏名 法人の場合は、法人の代表者の氏名 代理人の場合は、代理人の氏名（この場合は、委任状を添付する。）
名称	承継する者が、個人の場合は、その者の氏名及び店名、法人の場合は、法人の名称を記入する。
事務所所在地（電話）	承継する者が、個人の場合は、その者の住所及び電話番号、法人の場合は、本社の所在地及びその電話番号を記入する。（本社所在地と火薬庫を管理する事務所が異なる場合は、火薬庫を管理する事務所について記入する。）
職業	承継する者の職業又は法人の業種を記入する。
（代表者）住所 氏名（年齢）	承継する者が、個人の場合はその者の住所、氏名及び年齢、法人の場合は代表者の住所、氏名を記入する。
火薬庫所在地（電話）	火薬庫設置場所の所在地を記入する。 なお、事務所所在地とは別に火薬庫設置場所に電話がある場合には電話番号を記入する。
火薬庫の種類及び棟数	省令第17条に定める火薬庫の種類及び棟数を記入する。
貯蔵火薬類の種類及びその最大貯蔵量	火薬庫ごとに貯蔵する火薬類の種類とその最大貯蔵量を記入する。 なお、火薬、爆薬の場合は、爆薬換算数量を記入し、火工品の場合は、それぞれの種類ごとに数量と爆薬換算数量を記入し、その合計を記入する。（記入欄が足りない場合は、別紙とする。）
前所有者又は前占有者の住所氏名	承継前の火薬庫の所有者又は占有者の住所及び氏名を記入する。法人の場合は、法人の所在地、名称及び代表者の氏名を記入する。
承継の理由	火薬庫を承継する理由を記入する。（承継したことを証明する書類を添付する。） 例 個人経営の店を法人に組織変更する場合「法人組織に変更し譲渡したため」 売買、賃貸借による所有権、占有権の移転した場合「火薬庫を売買（賃貸借）したため」 相続による火薬庫の取得した場合「相続による所有権を移転したため」
承継の期日	火薬庫を承継した期日を記入する。
備考	承継する火薬庫の許可番号及び許可年月日を記入する。

第7 火薬庫の所有又は占有の免除の許可

1 概要

火薬類の製造業者又は販売業者は、専ら自己の用に供する火薬庫を所有し、又は占有すること。ただし、土地の事情等のためやむを得ない場合において消防長の許可を受けたときは、この限りではない。

根拠法令及び条項	法第13条ただし書
所管部課名（電話番号）	消防局予防課（053-475-7542）
提出先	消防局予防課
提出時期	火薬庫の所有又は占有の免除の許可を受けようとするとき
部数	火薬庫所有（占有）免除許可申請書に審査のため必要となる図書を添えたもの2部（正本1部及び副本1部）
手数料	不要
標準処理期間	14日

2 必要書類

書類名	必要な書類	書類様式	備考
火薬庫所有（占有）免除許可申請書		要綱第36号様式	
（添付書類）			
火薬庫の共有に関する覚書又は契約書の写し（参考例7-1）			
庫外貯蔵場所の位置図（店内における火薬庫の保管場所を示す図面）			
庫外貯蔵場所の構造図（保管庫の構造図）			
委任状		指定なし	

印は必ず必要な書類

は申請者が代理人の場合に必要な書類

(1) 火薬庫所有（占有）免除許可申請書

記入例を参照すること。

(2) 火薬庫の共有に関する覚書又は契約書の写し

覚書又は契約書には、契約者の名称、共有に係る火薬庫の種類及び所在地、共有期間、契約日及び押印がされていること。

(3) 委任状

申請者を代理人とすることが記入されており、かつ委任者及び被委任者の押印がされていること。

3 審査基準

(1) 許可することができる火工品販売業者

法第13条ただし書の規定により火薬庫の所有又は占有の免除の許可をすることができる者

は、次に掲げる火工品の販売業者とする。

- ア 競技用紙雷管
- イ 船舶用火工品
- ウ 信号焰管、信号火せん
- エ 建設用びょう打ち銃用空砲
- オ 模型用ロケットに用いられる噴射推進器及びその点火具

(2) 免除期間

所有又は占有の免除期間は、2年以内とする。ただし、競技用紙雷管のみの販売を行うもので、都道府県火薬類保安協会が行う保安教育講習を受けている事業者は、共有期間を最大で3年までとすることができる。

(3) 火薬類取締法令施行について

(昭和25年12月20日付け25化第3290号)

(4) 火薬類取締法第13条の解釈について

(昭和28年12月11日付け28軽局第1441号)

(5) 火薬類取締法施行規則の一部改正について

(昭和54年9月10日付け54立局第531号)

(6) 火薬類取締法第5条及び第13条ただし書の解釈について

(平成10年3月31日付け平成10・03・30立局第1号)

法第13条ただし書中「土地の事情等のためやむを得ない場合」には、火薬類の販売業者が火薬庫を共有している場合のほか、次の場合が該当するものとする。

ア 販売業者が輸入した火薬類又は製造業者が製造した火薬類を販売業者の指示により当該販売業者が取り扱うことなく直接その販売業者の納入先の火薬庫へ納入する場合であって特定の火薬類を特定の納入先に販売するとき

イ 競技用紙雷管、建設用びょう打ち銃用空砲又は模型用ロケットに用いられる噴射推進器及びその点火具のみを販売する販売業者であって、省令第15条の表(1)(イ)又は(ロ)に該当する数量の火薬類を省令第16条の技術上の基準に従って貯蔵する場合

(7) 火薬類取締法の改正について

(昭和36年3月6日36軽局第560号)

4 申請時の留意点

火薬庫共有の廃止の届出

法第13条ただし書に規定する火薬庫の所有又は占有の免除の許可を受けた製造業者又は販売業者は、火薬庫の共有を廃止したときは、火薬庫共有廃止届(要綱第55号様式)により届け出ること。(細則第7条第4号)

第 3 6 号様式 (第 3 6 条関係)

平成 年 月 日

浜松市消防長 様

住所 (所在地) 浜松市 区 町 番地
 申請者 氏名 (名称及び代表者の氏名)
 株式会社 代表取締役 印
 電話番号 ()

火薬庫 所有 免除許可申請書 (記入例)
 占有

火薬庫の 所有 占有 の免除の許可を受けたいので、火薬類取締法第 1 3 条ただし書きの規定により
 次のとおり申請します。

申 請 の 理 由		省令第 1 5 条の貯蔵量以下で販売を行うため	
火 薬 類 の 種 類		競技用紙雷管	
販 売 関 係	火 薬 類 の 購 入 先		煙火
	購入予定量及び回数		1 回につき 1 箱 (2 , 0 0 0 発) 1 月 1 回購入予定
	販売方法及び主な販売先		店舗内販売 市内小中学校に販売
	店内における貯蔵の方法		火薬庫外火薬類貯蔵所以外の安全な場所に貯蔵 (店内)
貯 蔵 関 係	共有する火薬庫 の所有者	住所	浜松市 区 町 番地
		氏名	株式会社
	火 薬 庫 の 所 在 地		浜松市 区 町 番地
	火 薬 庫 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号		平成 年 月 日 第 号
	共 有 す る 期 間		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

添付書類 火薬庫の共有に関する覚書又は契約書の写し、店内における火薬庫の保管場所を示す図面
 及び保管庫の構造図

- (注) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 2 氏名 (法人にあっては代表者の氏名) を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

記入要領

申請者	次の事項を記入し、押印する。 個人の場合は、その者の氏名 法人の場合は、法人の代表者の氏名 代理人の場合は、代理人の氏名（この場合は、委任状を添付する。）	
申請の理由	火薬庫を所有しない理由を記入する。	
火薬類の種類	法第2条に掲げる火薬、爆薬、火工品の名称を記入する。	
販売関係	火薬類の購入先	火薬類の購入先（製造者、販売者等）の名称を記入する。
	購入予定量及び回数	火薬類の購入予定量及び回数を記入する。
	販売方法及び主な販売先	販売方法及び主な販売先を記入する。
	店内における貯蔵の方法	店内における貯蔵の方法を記入する。 例 火薬庫外火薬類貯蔵所に貯蔵する場合 「火薬庫外火薬類貯蔵所に貯蔵」 店内の火薬庫外火薬類貯蔵所以外の安全な場所に貯蔵する場合 「火薬庫外火薬類貯蔵所以外の安全な場所に貯蔵」
貯蔵関係	共有する火薬庫の所有者住所、氏名	住所欄は、共有する火薬庫所有者の事業所の住所を記入する。 氏名欄は、個人の場合は氏名及び店名、法人の場合はその法人の名称を記入する。
	火薬庫の所在地	共有する火薬庫の所在地の地番を記入する。
関係	火薬庫許可年月日及び許可番号	火薬庫許可年月日及び許可番号を記入する。
	共有する期間	火薬庫を共有する期間を記入する。

参考例7 - 1 火薬庫共有に関する契約書（例）

火薬庫共有に関する契約書

（以下「甲」という。）と

（以下「乙」という。）との

間において、甲の所有する煙火火薬庫の共有に関し、次のとおり契約する。

1. 甲は、自己所有の煙火火薬庫（火薬庫の所在地 _____）
を共有することを承諾する。
2. 共有する期間は、 _____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日までとする。
3. 競技用紙雷管の入出庫に関しては、甲の責任者の立会のうえ乙が行うものとする。
4. その他の火工品の入出庫については甲が行う。
5. この契約に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ処理するものとする。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を所持する。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

甲 _____ 印

乙 _____ 印

第8 火薬類の製造施設、火薬庫の設置等の完成検査

1 概要

火薬類の製造営業の許可若しくは火薬庫の設置又は移転の許可を受けた者（変更に係るものを除く。）は、火薬類の製造施設の設置若しくは火薬庫の設置又は移転の工事をした場合には、製造施設又は火薬庫につき消防長の完成検査を受け、これらが技術上の基準に適合していると認められた後使用すること。ただし、指定完成検査機関が行う完成検査を受け、技術上の基準に適合していると認められ、その旨を消防長へ届け出た場合は、この限りではない。

根拠法令及び条項	法第15条第1項
所管部課名（電話番号）	消防局予防課（053-475-7542）
提出先	消防局予防課
提出時期	火薬類の製造施設の設置又は火薬庫の設置若しくは移転工事が完成したとき
部数	完成検査申請書1部
手数料 （浜松市収入証紙により納付）	41,000円
標準処理期間	検査日から7日

2 必要書類

書類名	必要な書類	書類様式	備考
完成検査申請書		省令様式第14	
委任状		指定なし	

印は必ず必要な書類

印は申請者が代理人の場合に必要な書類

(1) 完成検査申請書

記入例を参照すること。

(2) 委任状

申請者を代理人とすることが記入されており、かつ委任者及び被委任者の押印がされていること。

3 審査基準

「第2 火薬類の製造営業の許可」及び「第6 火薬庫の設置、移転、変更の許可」を参照

4 申請時の留意点

(1) 完成検査の受検の届出

火薬類の製造営業の許可若しくは火薬庫の設置又は移転の許可を受けた者（変更に係るものを除く。）は、火薬類の製造施設の設置又は火薬庫の設置若しくは移転の工事について、指定完成検査機関が行う完成検査を受け、技術上の基準に適合していると認められる場合は、指定完成検査

第8 火薬類の製造施設、火薬庫の設置等の完成検査
機関完成検査受検届（省令様式第16）により届け出ること。（法第15条第1項、省令第
42条第2項）

(2) 指定完成検査機関の完成検査の結果の報告

指定完成検査機関は、火薬類の製造施設の設置又は火薬庫の設置若しくは移転の工事について、
完成検査を行ったときは遅滞なく、その結果を完成検査結果報告書（省令様式第17）により報
告すること。（法第15条第3項、省令第43条）

第8 火薬類の製造施設、火薬庫の設置等の完成検査

様式第14（第41条、第42条関係）

× 整理番号	
× 受理日	年 月 日

完成検査申請書（記入例）

平成 年 月 日

浜松市消防長 様

（代表者）氏 名 株式会社
代表取締役

名 称	株式会社
事務所所在地（電話）	浜松市 区 町 番地 電話 ()
製造所又は火薬庫の所在地（電話）	浜松市 区 町 番地 電話 ()
許可年月日及び許可番号	平成 年 月 日 浜松指令消予第 号
完 成 年 月 日	平成 年 月 日

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 ×印の欄は、記載しないこと。
 - 3 ()内は該当する一機関名を記載すればよい。
 - 4 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

第8 火薬類の製造施設、火薬庫の設置等の完成検査

記入要領

(代表者)氏名	<p>次の事項を記入し、押印する。 個人の場合は、その者の氏名 法人の場合は、法人の代表者の氏名 代理人の場合は、代理人の氏名(この場合は、委任状を添付する。)</p>
名 称	<p>完成検査を受けようとする者が、個人の場合は、その者の氏名及び店名、法人の場合は、法人の名称を記入する。</p>
事務所所在地(電話)	<p>完成検査を受けようとする者が、個人の場合は、その者の現住所及び電話番号、法人の場合は、本社の所在地及びその電話番号を記入する。</p>
製造所又は火薬庫所在地(電話)	<p>製造所又は火薬庫の所在地及び電話番号を記入する。</p>
許可年月日及び許可番号	<p>許可年月日及び許可番号を記入する。</p>
完 成 年 月 日	<p>火薬類の製造施設等の完成年月日を記入する。</p>

第9 火薬類の製造施設、火薬庫の変更の完成検査

1 概要

製造施設等の変更（製造施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又はその製造する火薬類の種類若しくはその製造方法の変更をしようとするとき）の許可又は火薬庫の構造若しくは設備の変更の許可を受けた者は、製造施設の位置、構造若しくは設備の変更又は火薬庫の構造若しくは設備の変更の工事をしたときは、製造施設又は火薬庫につき消防長の完成検査を受け、これらが技術上の基準に適合していると認められた後使用すること。ただし、指定完成検査機関が行う完成検査を受け、技術上の基準に適合していると認められ、その旨を消防長へ届け出た場合又は認定完成検査実施者が行った完成検査の記録を消防長へ届け出た場合はこの限りではない。

根拠法令及び条項	法第15条第2項
所管部課名（電話番号）	消防局予防課（053-475-7542）
提出先	消防局予防課
提出時期	火薬類の製造施設等又は火薬庫の変更工事が完成したとき
部数	完成検査申請書1部
手数料 （浜松市収入証紙により納付）	製造施設等の変更の完成検査の場合 41,000円 火薬庫の変更の完成検査の場合 23,000円
標準処理期間	検査日から7日

2 必要書類等

書類名	必要な書類	書類様式	備考
完成検査申請書		省令様式第14	
委任状		指定なし	

印は必ず必要な書類

印は申請者が代理人の場合に必要な書類

(1) 完成検査申請書

記入例を参照すること。

(2) 委任状

申請者を代理人とすることが記入されており、かつ委任者及び被委任者の押印がされていること。

3 審査基準

「第4 火薬類の製造施設等変更の許可」及び「第6 火薬庫の設置、移転、変更の許可」を参照

4 申請時の留意点

(1) 完成検査の受検及び記録の届出

製造施設等の変更の許可又は火薬庫の構造若しくは設備の変更の許可を受けた者は、火薬類の

第9 火薬類の製造施設、火薬庫の変更の完成検査

製造施設の位置、構造若しくは設備の変更又は火薬庫の構造若しくは設備の変更工事について、指定完成検査機関が行う完成検査を受け、技術上の基準に適合していると認められる場合は、指定完成検査機関完成検査受検届（省令様式第16）により届け出ること。（法第15条第2項第1号）

(2) 認定完成検査実施者の完成検査の記録の届出

認定完成検査実施者は、完成検査の記録を完成検査記録届（省令様式第25）に検査した変更工事の内容、完成検査を行った製造施設又は火薬庫ごとの検査の方法、記録及びその結果を記載した記録を添えて提出すること。（法第15条第2項第2号）

(3) 指定完成検査機関の完成検査の結果の報告

指定完成検査機関は、火薬類の製造施設の位置、構造若しくは設備の変更又は火薬庫の構造若しくは設備の変更工事について、完成検査を行ったときは遅滞なく、その結果を完成検査結果報告書（省令様式第17）により報告すること。（法第15条第3項）

様式第14（第41条、第42条関係）

× 整理番号	
× 受理日	年 月 日

完成検査申請書（記入例）

平成 年 月 日

浜松市消防長 様

（代表者）氏 名 株式会社
代表取締役

名 称	株式会社
事務所所在地（電話）	浜松市 区 町 番地 電話 ()
製造所又は火薬庫の所在地（電話）	浜松市 区 町 番地 電話 ()
許可年月日及び許可番号	平成 年 月 日 浜松指令消予第 号
完 成 年 月 日	平成 年 月 日

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 ×印の欄は、記載しないこと。
 - 3 ()内は該当する一機関名を記載すればよい。
 - 4 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

記入要領

(代表者)氏名	次の事項を記入し、押印する。 個人の場合は、その者の氏名 法人の場合は、法人の代表者の氏名 代理人の場合は、代理人の氏名(この場合は、委任状を添付する。)
名 称	完成検査を受けようとする者が、個人の場合は、その者の氏名及び店名、法人の場合は、法人の名称を記入する。
事務所所在地(電話)	完成検査を受けようとする者が、個人の場合は、その者の現住所及び電話番号、法人の場合は、本社の所在地及びその電話番号を記入する。
製造所又は火薬庫所在地(電話)	製造所又は火薬庫の所在地及び電話番号を記入する。
許可年月日及び許可番号	許可年月日及び許可番号を記入する。
完 成 年 月 日	火薬類の製造施設等の完成年月日を記入する。

第10 火薬類の譲渡、譲受の許可

1 概要

火薬類を譲り渡し、又は譲り受けようとする者は、消防長の許可を受けること。

根拠法令及び条項	法第17条第1項
所管部課名(電話番号)	消防局予防課(053-475-7542)
提出先	消防局予防課
提出時期	火薬類を譲渡又は譲受をしようとするとき
部数	火薬類譲渡許可申請書又は火薬類譲受許可申請書に審査のため必要となる図書を添えたもの2部(正本1部及び副本1部)(法第52条第1項の規定により静岡県公安委員会の意見を聴かなければならない場合は3部(正本1部及び副本2部))
手数料 (浜松市収入証紙により納付)	火薬類譲渡許可申請 1,200円 火薬類譲受許可申請 (火工品のみ譲受の場合) 2,400円 (その他の譲受(申請に係る火薬類の数量が25キログラム以下の場合) 3,500円 (その他の譲受(申請に係る火薬類の数量が25キログラムを超える場) 6,900円
標準処理期間	21日

2 譲受許可の必要書類

書類名	火薬類の種類	銃山保安法第2条に規定する銃山においての火薬	建設用びょう打ち銃用空包	コンクリート破砕器	その他火工品	書類様式
火薬類譲受許可申請書						省令様式第10
消費及び取扱計画書			(空包の消費及び取扱計画書)	(コンクリート破砕器の消費及び取扱計画書)		参考例10-1及び参考例10-2
他法令の許認可書等の写し						
委任状(申請者が代理人の場合)						指定なし

消費目的を明らかにする書面 (工事証明書等)					参考例10-3
火薬類貯蔵承諾書又は火薬庫 外火薬類貯蔵場所指示書の写 し等					指定なし
銃砲所持許可証の写し					
建設用びょう打ち銃用空包の 保安教育講習修了証の写し (建設用びょう打ち銃保安講 習を受講している場合)					
コンクリート破砕器作業主任 者技能講習修了証の写し					
コンクリート破砕器の消費届					要綱第45号様式
人命救助等に従事する者の届 済証明					
譲受目的を証する書面 (火薬類を使用することが確 認できる書面の写し又は証明 書等)					
火薬類を取扱う者の名簿					指定なし

印は必ず必要な書類

印は火薬類の種類や状況に応じて必要な書類

(1) 火薬類譲受許可申請書

記入例を参照すること。

(2) 消費及び取扱計画書

消費及び取扱計画書には次のことが記入されていること。

ア 消費する火薬類の用途及び数量は、省令第49条の無許可消費数量の範囲内であり、申請区域内であること

イ 帳簿を備え、その出納が明確であること

ウ 消費場所には消費に関係ない者を立ち入らせないこと

エ 火薬類を取り扱う者が記入されていること

オ 建設用びょう打ち銃用空包の場合は、建設用びょう打ち銃所持許可証の番号等が記入されていること

(3) 他法令の許認可書等の写し

消費場所が次に関係する場合には、新規申請の際に各許認可書等の写しが添付されていること。ただし、公共土木事業等の場合であって工事発注者の証明書等により確認できるものについては、工事発注者の証明書等とすることができる。

ア 保安林 知事等の許可書の写し

- イ 国立・県立公園 環境省又は知事の許可書の写し
- ウ 鉱業 事業着手鉱業事務所設置届が受理されたことを証明する書類の写し
- エ その他の法令等により制限のある場合 当該監督官庁の許認可書の写し

(4) 委任状

申請者を代理人とすることが記入されており、かつ委任者及び被委任者の押印がされていること。

(5) コンクリート破砕器の消費届

コンクリート破砕器を1日につき150個以下消費する場合、コンクリート破砕器の消費届(要綱第45号様式)を消費する前日までに消防局予防課へ提出すること。ただし、緊急を要し、かつやむを得ない理由がある場合は、電話等での届出報告で差し支えない。(昭和49年4月1日付け通達「コンクリート破砕器の取扱いについて」)

3 譲受許可に係る審査基準

(1) 許可の条件

火薬類の貯蔵は、火薬庫においてしなければならないが、火薬庫を所有しない場合には、次のいずれかにおいて貯蔵すること。なお火薬類譲受許可申請時に、アの場合には火薬類貯蔵承諾書、イの場合には火薬庫外火薬類貯蔵場指示書の写し、ウの場合にはその場所を確認することができる資料を添付すること。

ア 火薬類を譲り受ける火薬類販売店の火薬庫に保管

イ 火薬庫外火薬類貯蔵場所

ウ 省令第15条第1項の表中(8)に規定する火薬庫外火薬類貯蔵場所以外の安全な場所

(2) 譲受許可の数量

譲受許可の数量は、消費の目的、必要見込量、管理能力及び貯蔵方法等を考慮して適正な数量とすること。

(3) 譲受及び譲渡期間

譲受及び譲渡期間は次のとおりとすること。

ア 譲受期間は、1年以内とすること。ただし、鉱物の掘採許可の場合は、掘採期間内とし、コンクリート破砕器の場合で、消費地を特定していない場合は、6か月以内とすること。

イ 譲渡期間は、1か月以内とすること。

(4) 火薬類取締法令施行について

(昭和25年12月20日付け25化第3290号)

(5) 火薬類取締法の改正について

(昭和36年3月6日付け36軽局第560号)

(6) 火薬類取締法施行規則第37条第1号の改正に伴う措置について

(昭和40年10月8日付け40軽局第670号)

(7) 火薬類の取締り強化について

(昭和42年6月13日付け42化局324号)

ア 土木工事、採石事業等の火薬類の消費場所において、工事契約の元請業者が下請業者に工事を施工させる場合の火薬類の譲受及び消費の許可については、その下請業者(現実に火薬類を

取扱う者)に譲受等の許可をとらせるものとし、火薬類の保安及び管理における責任体制の整備に努めること。

イ 下請業者に対する許可については、個別的にその組織、性格等を審査のうえ、十分に火薬類の保安及び管理が行き届き、かつ、責任のとりうる者に限定するよう努めること。

- (8) 実包、空包等の火薬類の取り扱いについて（通達）
（昭和43年9月3日付け43化局第435号）
- (9) 火薬類取締法施行規則の一部改正について
（昭和45年1月28日付け45化局第31号）
- (10) コンクリート破碎器の取り扱いについて
（昭和49年4月1日付け通商産業省立地公害局保安課長通知）
- (11) 不用実包等の取扱に係わる火薬類取締法令の規定の解釈について
（平成19年7月27日付け19保安第28号）
- (12) 実包等のインターネット等を介した通信販売について
（平成20年3月27日付け20保安第14号）

4 譲受許可の申請時の留意点

- (1) 譲受の許可を要さない場合（法第17条、省令第37条）

火薬類を譲り受ける場合は、許可を受けなければならないが、次に掲げる場合は譲受の許可は不要であること。

1	製造業者が、火薬類を製造する目的で譲り受けるとき。
2	販売業者が、火薬類を販売する目的で譲り受けるとき。
3	鳥獣の保護又は狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第9条第1項の規定による鳥獣の捕獲をすることの許可を受けた者（許可を受けた者が同条第8項に規定する法人である場合にあっては、同項に規定する従事者証の交付を受けた者）であって装薬銃を使用するもの又は同法第55条第1項の規定による登録を受けた者が、鳥獣の捕獲（殺傷を含む。）をする目的で猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令（昭和41年総理府令第46号）第4条に定める数量以下の火薬類を譲り受けるとき。
4	鉱業法（昭和25年法律第289号）により鉱物の試掘又は採掘をする者が、鉱物を採掘する目的で、1月につき火薬13キログラム以下、無添加可塑性爆薬以外の爆薬5キログラム以下、工業雷管、電気雷管若しくは導火管付き雷管200個以下、導火線若しくは導爆線400メートル以下又は電気導火線500個以下を譲り受けるとき。
5	火薬類の輸入の許可を受けて火薬類を譲り受けるとき。
6	法令に基づきその事務又は事業のために火薬類を消費する者が、その目的で火薬類を譲り受けるとき。

猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令（昭和41年総理府令第46号）

（無許可譲受数量）

第4条 法第17条第1項第3号の規定による無許可で譲り受けることができる猟銃用火薬類等の数量は、登録又は鳥獣を捕獲することの許可（許可を受けた者が法人の場合にあっては、従事者証）の有効期間につき、無煙火薬若しくは黒色猟用火薬合計600グラム以下、銃用雷管300個（このうちライフル銃用雷管については50個）以下又は実包300個（このうちライフル銃用実包については50個）以下とする。

(2) 鉱山保安法に係る適用除外等

鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第2条に規定する鉱山（鉱業を行う事業場）において火薬を消費する場合は、消費の許可が適用除外となるが、消費する火薬類の量が省令第37条に規定する数量（無許可譲受数量）を超える場合は、譲受許可が必要となる。（法第51条第6項）

鉱山保安法（昭和25年法律第289号） （用語の意義） 第2条 この法律において「鉱業権者」とは、鉱業権者及び租鉱権者をいう。 2 この法律において「鉱山」とは、鉱業を行う事業場をいう。ただし、鉱物の掘採と緊密な関連を有しない附属施設、当該鉱物の掘採に係る事業を主たる事業としない附属施設及び鉱物の掘採場から遠隔の地にある附属施設を除く。
--

(3) 譲受許可及び消費許可を同時に申請する場合の原則

譲受許可申請は、消費場所ごとに消費許可申請と同時にを行うことを原則とする。この場合の申請は、省令第90条の2の規定によること。（譲受消費許可申請については、第13火薬類（煙火を除く。）の譲受・消費の許可を参照すること。）

(4) 消費許可を要さない場合

火薬類を消費しようとする者は、許可を受けなければならないが、次に掲げる場合は消費の許可は不要である。

消費目的	火薬類の種類	消費数量
学校、研究所、工場、鉱山等で理化学上の実験の用に供するため1回につき、消費する場合	火薬	5キログラム以下
	爆薬（無添加可塑性爆薬以外）	2.5キログラム以下
	工業雷管、電気雷管、銃用雷管、実包、空包、信管、火管又は導火管付き雷管	100個以下
	導爆線又は導火管	200メートル以下
射的練習の用に供するために、その練習者が1日につき実包又は空包を消費する場合	実包又は空包	400個以下
信号又は観賞の用に供するために同一の消費地において1日につき煙火を消費する場合	直径6センチメートル以下の球状の打揚煙火	50個以下
	直径6センチメートルを超え直径10センチメートル以下の球状の打揚煙火	15個以下
	直径10センチメートルを超え直径14センチメートル以下の球状の打揚煙火	10個以下
	200個以下の焰管を使用した仕掛煙火	1台
	ファイアークラッカーその他の点火によって爆発音を出す筒物（スモーククラッカーを除く）であって火薬1グラム以下爆薬0.1グラム以下の煙火（マッチの側薬又は頭薬との摩擦によって発火するものを除く。）	300個以下
爆竹（点火によって爆発音を出さず筒物を連結したものであ		300個以下

第10 火薬類の譲渡、譲受の許可

	ってその本数が30本以下のものに限る。)であってその1本が火薬1グラム以下爆薬(爆発音を出すためのものに限る。)0.1グラム以下の煙火	
	競技用紙雷管	無制限
映画若しくは放送番組の制作、演劇、芸能の公演、スポーツの興行、博覧会等の効果の用に供するために同一の消費地において1日につき煙火(打揚煙火を除く。)を消費する場合	その原料をなす火薬又は爆薬15グラム以下の煙火	50個以下
	その原料をなす火薬又は爆薬15グラムを超え30グラム以下の煙火	30個以下
	その原料をなす火薬又は爆薬30グラムを超え50グラム以下の煙火	5個以下
	発煙筒、撮影用照明筒又は爆薬(爆発音を出すためのものに限る。)0.1グラム以下の煙火	無制限
防霜、防虫、消火演習、気象観測又は気密検査の用に供するために発煙筒を消費する場合	発煙筒	無制限
消火又は消火演習の用に供するために消火用煙火を消費する場合	消火用煙火	無制限
動物の駆逐の用に供するために1日につき火薬類を消費する場合	空包	100個以下
	原料をなす火薬又は爆薬10グラム以下の煙火	200個以下
発信器を動物を駆逐する目的とする調査のために消費する場合	発信器(発信器の原料をなす火薬が30ミリグラム以下で、かつ、爆薬が30ミリグラム以下である場合又は火薬が60ミリグラム以下である場合に限る。)	無制限
動物の捕獲の用に供するために薬液注入用薬包を消費する場合	薬液注入用薬包	無制限
建築若しくは建設の工事、土木工事又は工業の用に供するため、同一の消費地において1日につき消費する場合	建設用びょう打ち銃用空包のもの	200個以下
	(その原料をなす火薬又は爆薬0.4グラム以下のもの)	(400個以下)
	コンクリート破砕器	150個以下
	工業銃用実包	100個以下
	爆発びょう	500個以下
	爆発せん孔器	50個以下
	鉋さい破砕器	20個以下
医療の用に供するために爆薬11ミリグラム以下の体外衝撃波腎結石破砕機用圧力発生具を消費する場合	医療の用に供するための体外衝撃波腎結石破砕機用圧力発生具	無制限

(5) コンクリート破砕器及び建設用びょう打銃用空包の譲受許可申請時の添付書類

省令第49条第1項第8号に規定する無許可消費に係るコンクリート破砕器又は建設用びょう打銃用空包の譲受許可申請には、「コンクリート破砕器の消費及び取扱計画書」又は「空包の消費及び取扱計画書」を添付すること。なお、消費場所が確定していない場合は、申請者の住所地において申請すること。

(6) 許可証の返納

政令第2条の各号のいずれかの規定に該当するときは、火薬類譲渡（譲受）許可証返納届（要綱第42号様式）に譲受許可証を添付し、譲受許可証を返納すること。

5 譲渡許可の必要書類

書類名	必要な書類	書類様式	備考
火薬類譲渡許可申請書		省令様式第9	
委任状		指定なし	

印は必ず必要とする書類

印は申請者が代理人の場合に必要な書類

(1) 火薬類譲渡許可申請書

記入例を参照すること。

(2) 委任状

申請者を代理人とすることが記入されており、かつ委任者及び被委任者の押印がされていること。

6 譲渡許可に係る審査基準

「3 譲受許可に係る審査基準」参照

7 譲渡許可の申請時の留意点

(1) 譲渡の許可を要さない場合

火薬類を譲り渡す場合は、許可を受けなければならないが、次に掲げる場合は譲渡の許可は不要である。

1	製造業者が、製造した火薬類を譲り渡すとき。
2	販売業者が、譲り受けた火薬類を譲り渡すとき。

(2) 許可証の返納

政令第2条の各号のいずれかの規定に該当するときは、火薬類譲渡（譲受）許可証返納届（要綱第42号様式）に譲渡許可証を添付し、譲渡許可証を返納すること。

様式第10 (第36条関係)

× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理日	年 月 日
× 許可番号	

火薬類譲受許可申請書 (記入例)

平成 年 月 日

浜松市消防長 様

(代表者) 氏名 株式会社
代表取締役

名 称	株式会社	
事務所所在地 (電話)	浜松市 区 町 番地 電話 ()	
職 業	建設業	
(代表者)住所氏名(年齢)	浜松市 区 町 番地 (歳)	
火薬類の種類及び数量	建設用びょう打ち銃用空包 個	
譲 受 目 的	配線工事に伴うびょう打ち用	
譲受期間(1年を超えないこと。)	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
貯 蔵 又 は 保 管 場 所	浜松市 区 町 番地 事務所内 錠付鉄製保管庫に収納し施錠する。	
消費に關 する事項	目 的	配線工事に伴うびょう打ち用
	日時(期間)	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 時 分 ~ 時 分
	場 所	浜松市 区 町 番地

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

記入要領

(代表者)氏名	次の事項を記入し、押印する。 個人の場合は、その者の氏名 法人の場合は、法人の代表者の氏名 代理人の場合は、代理人の氏名(この場合は、委任状を添付する。) 工事現場、採石場等において下請け業者が火薬類の消費作業を担当する場合、元請業者ではなく実際に消費作業を行う下請け業者を申請者とする。	
名称	許可を受けようとする者が、個人の場合は、その者の氏名及び店名、法人の場合は、法人の名称を記入する。	
事務所所在地(電話)	許可を受けようとする者が、個人の場合は、その者の住所及び電話番号、法人の場合は、本社の所在地又は火薬類を取扱う事務所の所在地及びその電話番号を記入する。	
職業	許可を受けようとする者の職業又は法人の業種を記入する。	
(代表者)住所氏名(年齢)	個人の場合はその者の住所、氏名及び年齢、法人の場合は代表者の住所、氏名を記入する。	
火薬類の種類及び数量	火薬類の種類及び数量を記入する。火工品の場合は、具体的に記入し、火工品以外の場合は、火薬又は爆薬に区分し記入する。 1回の消費数量が省令第49条の無許可消費数量の範囲内とする。	
譲受目的	「鉱物の掘採」、「配線工事に伴うびょう打ち用」、「岩石破碎及び建築物(コンクリート)の破碎器」、「理化学上の実験用」、「動物捕獲用」等とその目的を記入する。	
譲受期間	火薬類を譲り受ける期間を記入する。 6 審査基準(3)を参照すること。	
貯蔵又は保管場所	火薬類を貯蔵又は保管しようとする場所が、火薬庫の場合は、火薬庫の種類及び所在地、火薬庫外火薬類貯蔵場所の場合は、省令第15条の表の「貯蔵する者等の区分」及び所在地を記入する。 火薬庫外火薬類貯蔵場所の場合は、指示年月日及び指示番号を記入する。また、貯蔵火薬類の種類及び最大貯蔵量並びに期間について留意する。 自己所有の火薬庫又は火薬庫外火薬類貯蔵場所がない場合は、6 審査基準(1)を参照すること。	
消費に関する事項	目的	原則として譲受目的より具体的に記入する。
	日時(期間)	原則として譲受期間と同一日時(期間)を記入する。
	場所	消費場所が特定しない場合は、「市内一円」等と記入する。 消費場所が特定されている場合は、その場所を記入する。

参考例 10 - 1 空包の消費及び取扱計画書（例）

空包の消費及び取扱計画書

様

住所
氏名

建設用びょう打ち銃用空包の消費及び取扱いについては、次のとおりです。

- 1 同一消費地において1日につき200個を超える空包を消費せず、及び申請区域以外の場所では空包を消費しません。
- 2 空包の貯蔵については、施錠できる容器に収納し、火災及び盗難防止に留意します。
- 3 帳簿を備え、消費又は購入の都度、日付、譲受数量残数量及び消費場所を記入し、空包の出納を明確にします。
- 4 消費期間は譲受期間内とし、譲受期間満了等により残量がある場合は、速やかに譲渡許可を受けて、火薬商に返品します。
- 5 消費に際して、消費場所には消費に関し、関係のない者は立ち入らせないような措置をします。
- 6 空包の取扱いに関しては、火薬類取締法の趣旨に違反しないよう注意し、危害予防に努めます。
- 7 空包の取扱者は次のとおりです。

所持許可番号	氏名	年齢	住所

- 8 建設用びょう打ち銃用許可書について

許可番号	交付年月日	氏名	銃型番号

参考例10-2 コンクリート破碎器の消費及び取扱計画書(例)

コンクリート破碎器の消費及び取扱計画書

様

住所
氏名

コンクリート破碎器の消費及び取扱いについては、次のとおりです。

- 1 同一消費地において1日につき150個を超えるコンクリート破碎器を消費せず、及び申請区域以外の場所では消費しません。
- 2 帳簿を備え、消費年月日及び消費場所を記入し、コンクリート破碎器の出納を明確にします。
- 4 消費期間は譲受期間内とし、譲受期間満了等により残量がある場合は、速やかに譲渡許可を受けて、火薬商に返品します。
- 5 消費に際して、消費場所には消費に関し、関係のないものは立ち入らせないような措置をします。
- 6 コンクリート破碎器の取扱いに関しては、火薬類取締法の趣旨に違反しないよう注意し、危害予防に努めます。
- 7 コンクリート破碎器の取扱者は次のとおりです。

氏名	年齢	住所

参考10 - 3 工事証明書(例)

工事証明書

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 工事の内容
- 4 工事期間
- 5 火薬類の消費目的

上記工事のため火薬類の譲受許可申請をいたしますので、上記のとおり相違ないことを証明願います。

年 月 日

様

申請者(工事受注者) 住所
氏名 印

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

証明者(工事発注者) 住所
氏名 印

第 4 5 号様式 (第 6 0 条関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市消防長 様

住所 (所在地)

届出者 氏名 (名称及び代表者の氏名) 印
電話番号

コンクリート破碎器の消費届

消 費 場 所		
消 費 日 時		
消 費 数 量		
破碎時における防護措置		
火薬類譲受 許可証	番号及び 年月日	年 月 日 第 号
	有効期限	年 月 日
備 考		

(注) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2 氏名 (法人にあっては代表者の氏名) を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第9（第35条関係）

× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理日	年 月 日
× 許可番号	

火薬類譲渡許可申請書（記入例）

平成 年 月 日

浜松市消防長 様

（代表者）氏 名 株式会社
代表取締役

名 称	株式会社	
事務所所在地（電話）	浜松市 区 町 番地 電話 ()	
職 業	建設業	
（代表者）住所氏名（年齢）	浜松市 区 町 番地 (歳)	
火薬類の種類及び数量	建設用びょう打ち銃用空包 個	
譲 渡 目 的	工事完了に伴う残火薬類処理のため	
譲渡期間（1年を超えないこと。）	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
譲 渡 火 薬 類 の 所 在 場 所	浜松市 区 町 番地	
譲 渡 の 相 手 方	住 所	浜松市 区 町 番地
	氏 名	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

記入要領

(代表者) 氏名	次の事項を記入し、押印する。 個人の場合は、その者の氏名 法人の場合は、法人の代表者の氏名 代理人の場合は、代理人の氏名(この場合は、委任状を添付する。)	
名称	許可を受けようとする者が、個人の場合は、その者の氏名及び店名、法人の場合は、法人の名称を記入する。	
事務所所在地(電話)	許可を受けようとする者が、個人の場合は、その者の住所及び電話番号、法人の場合は、本社の所在地及びその電話番号を記入する。	
職業	許可を受けようとする者の職業又は法人の業種を記入する。	
(代表者) 住所 氏名(年齢)	個人の場合はその者の住所、氏名及び年齢、法人の場合は代表者の住所、氏名を記入する。	
火薬類の種類及び数量	火薬類の種類及び数量を記入する。火工品の場合は、具体的に記入し、火工品以外の場合は、火薬又は爆薬に区分し記入する。	
譲渡目的	譲渡目的を記入する。 例 工事完了に伴う残火薬類処理のため。 平成 年 月 日付け浜松市指令消予第 号火薬類譲受許可証の有効期間満了に伴う残火薬類処理のため。	
譲渡期間	火薬類を譲り渡す期間を記入する。 6 審査基準(3)を参照すること。	
譲渡火薬類の所在場所	譲り渡す火薬類の現在の所在場所を記入する。	
譲渡の相手方	住所	譲り渡す相手の住所を記入する。
	氏名	譲り渡す相手の氏名を記入する。

第 1 1 火薬類の譲渡許可証、譲受許可証の書換

1 概要

譲渡許可証又は譲受許可証の記載事項（住所、氏名（年齢）又は名称及び職業に限る。）に変更が生じたときは、遅滞なく消防長へ届け出て、その書換を受けること。

根拠法令及び条項	法第 1 7 条第 7 項
所管部課名（電話番号）	消防局予防課（0 5 3 - 4 7 5 - 7 5 4 2）
提出先	消防局予防課
提出時期	譲渡許可証又は譲受許可証の記載事項に変更が生じたとき
部数	火薬類譲渡（譲受）許可証書換申請書に審査のため必要となる図書を添えたもの 1 部
手数料	不要
標準処理期間	5 日

2 必要書類等

書類名	必要な書類	書類様式	備考
火薬類譲渡（譲受）許可証書換申請書		省令様式第 1 2	
譲渡許可証、譲受許可証		省令様式第 1 1	
委任状		指定なし	

印は必ず必要な書類

印は申請者が代理人の場合に必要な書類

(1) 火薬類譲渡（譲受）許可証書換申請書

記入例を参照すること。

(2) 委任状

申請者を代理人とすることが記入されており、かつ委任者及び被委任者の押印がされていること。

3 申請時の留意点

譲渡又は譲受許可証の記載事項のうち書換ができる事項

法第 1 7 条第 7 項の規定による譲渡許可証又は譲受許可証の書換は、住所、氏名（年齢）又は名称及び職業に限る。それ以外の変更については、新たに許可を受けること。

様式第 1 2 (第 3 8 条の 2 関係)

× 整理番号	
× 受理日	年 月 日

火薬類 (譲渡
譲受) 許可証書換申請書 (記入例)

平成 年 月 日

浜松市消防長 様

浜松市 区 町 番地
(代表者) 氏 名 株式会社
代表取締役

許可証	番 号	浜松市指令消予第 号	
	交 付 年 月 日	平成 年 月 日	
変 更 事 項	区 分	旧	新
	住 所	浜松市 区 町 -	浜松市 区 町 -
	氏名(年齢)又は名称	/	
	職 業	/	
変 更 年 月 日	平成 年 月 日		

別紙添付書類 譲渡許可証又は譲受許可証

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

記入要領

(代表者) 氏名		次の事項を記入し、押印する。 個人の場合は、その者の氏名 法人の場合は、法人の代表者の氏名 代理人の場合は、代理人の氏名(この場合は、委任状を添付する。)
許可証	番号	火薬類譲渡許可証又は火薬類譲受許可証の番号を記入する。
	交付年月日	火薬類譲渡許可証又は火薬類譲受許可証の交付年月日を記入する。
変更事項	住所	住所に変更がある場合は、変更前と変更後について記入する。
	氏名(年齢)又は名称	氏名、年齢又は名称に変更がある場合は、変更前と変更後について記入する。
	職業	職業に変更がある場合は、変更前と変更後について記入する。
変更年月日		変更事項についての変更年月日を記入する。

第12 火薬類の譲渡許可証、譲受許可証の再交付

1 概要

火薬類の譲渡許可証又は譲受許可証を喪失し、汚損し、又は盗取されたときは、その事由を具して消防長へ再交付の申請することができる。

根拠法令及び条項	法第17条第8項
所管部課名(電話番号)	消防局予防課(053-475-7542)
提出先	消防局予防課
提出時期	譲渡許可証又は譲受許可証を喪失し、汚損し、又は盗取されたとき。
部数	火薬類譲渡(譲受)許可証再交付申請書に審査のため必要となる図書を添えたもの1部
手数料	不要
標準処理期間	5日

2 必要書類等

書類名	必要な書類	書類様式	備考
火薬類譲渡(譲受)許可証再交付申請書		省令様式第13	
譲渡許可証・譲受許可証		省令様式第11	
委任状		指定なし	

印は必ず必要な書類

印は許可証を汚損した場合に必要な書類

印は申請者が代理人の場合に必要な書類

(1) 火薬類譲渡(譲受)許可証再交付申請書

記入例を参照すること。

(2) 委任状

申請者を代理人とすることが記入されており、かつ委任者及び被委任者の押印がされていること。

様式第 1 3 (第 3 9 条関係)

× 整理番号	
× 受理日	年 月 日

火薬類 (譲渡
譲受) 許可証再交付申請書 (記入例)

平成 年 月 日

浜松消防長 様

(代表者) 氏 名 株式会社
代表取締役

名 称	株式会社	
事務所所在地 (電話)	浜松市 区 町 番地	電話 ()
職 業	建設業	
(代表者) 住所氏名 (年齢)	浜松市 区 町 番地	(歳)
許 可 証	種 別	譲渡許可証 ・ 譲受許可証
	番 号	浜松市指令消予第 号
	交 付 年 月 日	平成 年 月 日
申 請 の 理 由	汚損のため	

別紙添付書類 申請の理由が譲渡許可証又は譲受許可証の汚損であるときは、汚損した当該許可証

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

記入要領

(代表者)氏名	次の事項を記入し、押印する。 個人の場合は、その者の氏名 法人の場合は、法人の代表者の氏名 代理人の場合は、代理人の氏名(この場合は、委任状を添付する。)	
名称	再交付を受けようとする者が、個人の場合は、その者の氏名及び店名、法人の場合は、法人の名称を記入する。	
事務所所在地(電話)	事務所所在地及びその電話番号を記入する。	
職業	再交付を受けようとする者の職業又は法人の業種を記入する。	
(代表者)住所氏名(年齢)	再交付を受けようとする者が、個人の場合は、その者の住所及び氏名、法人の場合は、代表者の住所及び氏名を記入する。	
許可証	種類	火薬類譲渡許可証又は火薬類譲受許可証を選択する。
	番号	火薬類譲渡許可証又は火薬類譲受許可証の番号を記入する。
	交付年月日	火薬類譲渡許可証又は火薬類譲受許可証の交付年月日を記入する。
申請の理由	申請の理由(喪失、汚損、盗取)について記入をする。	

第 1 3 火薬類（煙火を除く）の譲受・消費の許可

1 概要

火薬類を爆発させ、又は燃焼させようとする者（火薬類を廃棄するため爆発させ、又は燃焼させようとする者を除く。）は、消防長の許可を受けること。

根拠法令及び条項	法第 2 5 条第 1 項
所管部課名（電話番号）	消防局予防課（0 5 3 - 4 7 5 - 7 5 4 2）
提出先	消防局予防課
提出時期	火薬類を譲り受け、消費しようとするとき
部数	火薬類消費許可申請書に審査のため必要となる図書を添えたもの 2 部（正本 1 部及び副本 1 部）（法第 5 2 条第 1 項の規定により静岡県公安委員会の意見を聴かなければならない場合は 3 部（正本 1 部及び副本 2 部））
手数料	火薬類の消費の許可 不要
標準処理期間	他法令に係る許可等の必要なもの 2 1 日、その他のもの 1 4 日

2 必要書類（火薬類の譲受・消費許可）

書類名	火薬類の種類				書類様式
	火薬、爆薬及び右以外の火工品	建設用びょう打ち銃用空包	コンクリート破砕器	ロープ発射器用空包、と殺用銃用空包	
火薬類譲受消費許可申請書					省令様式第 5 0
（添付書類）					
・危険予防の方法を記した書類（参考例 1 3 - 1）					
火薬類消費計画書					要綱第 4 4 号様式
（添付書類）					
・火薬類消費場所案内図及び消費場所付近見取図（保安物件等を明示すること。）					
・火薬類取扱所の構造図（火薬類取扱所を設けないことができる場合は不要）及び火工所の構造図					
火薬類製造（取扱）保安責任者等選任（解任）届					要綱第 1 6 号様式
消費目的を明らかにする書面（工事証明書等）					参考例 1 3 - 2
土地所有者承諾書					
工事工程表					
保安物件等所有者承諾書					
委任状					

第13 火薬類（煙火を除く）の譲受・消費の許可

他法令の許認可書の写し					
火薬類貯蔵承諾書					指定なし
銃砲所持許可書の写し					
人命救助等に従事する者の届出済証明書の写し					
建設用びょう打ち銃保安講習修了証の写し					建設用びょう打ち銃保安講習を受講している場合
コンクリート破碎器作業主任者技能講習修了証の写し					
火薬類を取扱う者の名簿					指定なし

印は必ず必要な書類

印は状況に応じて必要な書類

印は申請者が代理人の場合に必要な書類

(1) 火薬類譲受消費許可申請書

記入例を参照すること。また危険予防の方法を記入した添付書類については、次の各項目について具体的に記入されていること。

- ア 飛石防護対策、付近の民家等に対する措置
- イ 発破時刻の制限、見張人の位置及び人員、振動・騒音対策等
- ウ 危険予防のための施設を設置する場合には、その構造等の図面
- エ 消費場所の安全対策

(2) 火薬類消費計画書

記入例を参照すること。また添付書類については次のとおりとすること。

ア 火薬類取扱所の構造図等

省令第52条第3項各号の状況が判明する図面が添付されていること。火薬類取扱所は、一の消費場所において1か所、火薬類の管理及び発破の準備（薬包に工業雷管、電気雷管若しくは導火管付き雷管を取り付け、又はこれらを取り付けた薬包を取り扱う作業を除く。）をするために設置しなければならない。ただし、次表のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

1	火薬又は爆薬 (移動式製造設備を用いて製造した特定硝酸アンモニウム系爆薬であって、製造した製造所において製造日に消費するものを除く。)	1日の火薬類消費見込量 25kg以下
2	工業雷管、電気雷管、導火管付き雷管	1日の火薬類消費見込量 250個以下
3	導爆線	1日の火薬類消費見込量 500m以下
4	制御発破用コード	1日の火薬類消費見込量

		100m以下
5	1日の火薬類消費回数が1である場合（発破器による点火回数が1回）で、直ちに火薬類を火薬庫に返納できる場合	

イ 火工所の構造図等

省令第52条の2第3項各号の状況が判明する図面が添付されていること。
必要に応じて、設置場所及びその構造、設備等の分かる写真を添付すること。

ウ 火薬類消費場所案内図

次のことが記入されていること。

- (ア) 火薬庫、火薬類取扱所、火工所、人家等の位置が記入されていること。
- (イ) 記入文字は朱書されていること。
- (ウ) 25,000分の1から50,000分の1程度で消費場所が判明する図面であること。
- (エ) 方位、縮尺が明記されていること。

エ 火薬類消費場所付近の見取図

次のことが記入されていること。

- (ア) 火薬類取扱所、火工所、消費場所、人家等の位置が記入されていること。
- (イ) 縮尺は5,000分の1から1,000分の1程度で半径300メートル程度の保安物件の所在及び距離が確認できる図面であること。保安物件が存在しない場合は、「半径300メートル以内に保安物件なし」と記入されていること。（火薬庫と保安物件の間の保安距離とは異なり、消費現場と保安物件との距離については、法令で定められた基準はない。）
- (ウ) 必要に応じて消費場所の断面図を添付すること。

(3) 火薬類製造（取扱）保安責任者等選任（解任）届

ア 火薬又は爆薬を1か月に25キログラム以上消費する者は、取扱保安責任者等を選任又は解任したときは、火薬類製造（取扱）保安責任者選任（解任）届（要綱第16号様式）により届け出ること。

イ 選任する取扱保安責任者等は、次のすべてに該当するものであること。

- (ア) 保安手帳の交付を受けている者
- (イ) 交付されている保安手帳は、次の表の手帳の種類に応じた有効期限内のものであること。

手帳の種類	交付、講習の種類	有効期限	備考
保安手帳 （黒手帳）	新免	合格発表日の属する年の翌々年の12月末	火薬類取扱保安責任者試験の合格発表日から6か月以内に手帳を取得するとき。
	再教育講習	再教育講習を受講した年の翌々年の12月末	火薬類取扱保安責任者試験の合格発表日から6か月を過ぎて手帳を取得するとき。
	保安教育講習	保安教育講習を受講した年の翌々年の12月末	手帳の更新をするとき。

第13 火薬類（煙火を除く）の譲受・消費の許可

従事者手帳 （青手帳）	新免	手帳交付日の属する年の翌年の12月末	発破技師免許交付後6か月以内に手帳を取得するとき。
従事者手帳 （青、黄手帳）	保安教育講習（従事者）	保安教育講習を受講した年の翌年の12月末	手帳を取得するとき、又は手帳取得後15年未満の場合で手帳を更新するとき。
		保安教育講習を受講した年の翌々年の12月末	手帳取得後15年以上の場合で、手帳を更新するとき。

(ウ) 当該事業所の従事者又は雇用契約を結んだ者

参考（取扱保安責任者等の選任基準等 省令第69条）

1月の火薬又は爆薬の消費 合計量	火薬類取扱保安責任者の資格	火薬類取扱保安責任者の代理者の資格	火薬類取扱副保安責任者の資格
25kg以上50kg未満	甲種又は乙種1人	甲種又は乙種1人	不要
50kg以上1t未満			火工所1か所につき甲種又は乙種1人以上
1t以上	甲種1人		

「甲種」とは甲種火薬類取扱保安責任者免状を有する者をいう。

「乙種」とは乙種火薬類取扱保安責任者免状を有する者をいう。

ウ 必要書類

書類名	必要な書類	書類様式	備考
火薬類製造（取扱）保安責任者等選任（解任）届		要綱第16号様式	
火薬類取扱保安責任者免状の写し			
火薬類保安手帳の写し			浜松市確認印を押印するため火薬類保安手帳の原本を呈示すること
選任に係る承諾書		参考例13-3	選任された者の氏名の記入、押印がされていること。

印は必ず必要とする書類

エ 選任の留意点（火薬類取締法の改正について（昭和36年3月6日付け36軽局第560号）参照）

取扱保安責任者等の兼務は次の場合にのみ認めることができる。

(ア) 同一事業所における火薬類製造副保安責任者と火薬類製造保安責任者の代理者を兼務す

る場合

- (イ) 従業者が極めて少ない煙火等の製造所について、火薬類製造保安責任者と火薬庫の火薬類取扱保安責任者を兼務する場合
 - (ウ) 製造所の製造保安責任者等、火薬庫の取扱保安責任者等又は消費場所の取扱保安責任者等と極く近くのこれらの事業所の火薬類製造保安責任者の代理者又は火薬類取扱保安責任者の代理者を兼務する場合
- (4) 火薬類の消費目的を明らかにする書面（工事証明書等）
次の事項が記入されている書面が添付されていること。
- ア 工事名
 - イ 工事場所
 - ウ 工事の内容
 - エ 工事期間
 - オ 火薬類の消費目的
 - カ 受注者の住所、氏名（名称）及び代表者の氏名並びに代表者の印
 - キ 発注者の住所、氏名（名称）及び代表者の氏名並びに代表者の印
- (5) 保安物件所有者承諾書
消費場所を中心として半径100メートル以内に存する保安物件の所有者の承諾を得ていることが確認できるものであること。
- (6) 委任状
申請者を代理人とすることが記入されており、かつ委任者及び被委任者の押印がされていること。
- (7) 他法令の許認可書の写し
消費場所が次に関係する場合には、新規申請の際に各許認可書等の写しが添付されていること。ただし、公共土木事業等の場合であって工事発注者の証明書等により確認できるものについては、工事発注者の証明書等で可とする。
- ア 保安林 知事等の許可書の写し
 - イ 国立・県立公園 環境省又は知事の許可書の写し
 - ウ 鉱業 事業着手鉱業事務所設置届が受理されたことを証明する書類の写し
 - エ その他の法令等により制限のある場合 当該監督官庁の許認可書の写し
- (8) 火薬類貯蔵承諾書
「4 審査基準 (1)」を参照すること。

3 審査基準

- (1) 無許可消費数量
省令第49条
- (2) 消費の技術上の基準
省令第50条から第56条の3の3まで
- (3) 許可の条件
 - ア 火薬類の貯蔵は、火薬庫においてしなければならないが、火薬庫を所有しない場合には、次

第13 火薬類（煙火を除く）の譲受・消費の許可

のいずれかにおいて貯蔵すること。なお火薬類譲受許可申請時に、(ア)の場合には火薬類貯蔵承諾書、(イ)の場合には火薬庫外火薬類貯蔵場所指示書の写し、(ウ)の場合にはその場所を確認することができる資料を添付すること。

(ア) 火薬類を譲り受ける火薬類販売店の火薬庫に保管

(イ) 火薬庫外火薬類貯蔵場所

(ウ) 省令第15条第1項表中(8)に規定する火薬庫外火薬類貯蔵場所以外の安全な場所

イ 火薬庫又は火薬庫外貯蔵場所を所有しないため、火薬類を毎日運搬する火薬類販売店と火薬類の消費場所が遠いときは消費時間を制限する場合があること。

(4) 申請が認められない火薬類の組み合わせ

ローブ発射器の場合、黒色火薬と銃用雷管を組み合わせた火薬類譲受・消費許可申請は認めることができないものとする。

(5) 火薬類消費場所については、必ず特定させること。ただし、次に掲げるものについては、消費場所が特定していない場合は、「市内一円」とすることができる。

ア 薬液注入用薬包

イ 建設用びょう打ち銃用空包

ウ コンクリート破砕器

エ 牽道工事に使用するローブ発射銃用空包

オ ローブ発射銃用ロケット

(6) 譲受期間

譲受期間は1年以内とすること。ただし、鉱物の掘採許可の場合は、掘採期間内とし、コンクリート破砕器の場合で、消費地を特定せず「市内一円」等とする場合は、は6か月以内とする。

(7) 消費期間

消費期間は、工事工程表等を参考とし工事又は事業期間内とする。（原則譲受期間と同一とすること。）

(8) 保安物件所有者の承諾

消費場所を中心として半径100メートル以内に存する保安物件の所有者の承諾を得ること。

(9) 火薬類を取り扱う必要のある者

ア 火薬類の消費に係る責任者

(ア) 火薬又は爆薬を1か月に25キログラム以上（無添加可塑性爆薬は0キログラムを超える数量）消費する場合の責任者は、取扱保安責任者等とすること。

(イ) 火薬又は爆薬を1か月に25キログラム未満消費する場合の責任者は、保安手帳の交付を受けた者又は発破技士免許を有する者とすること。

イ その他の取扱者

アの火薬類の消費に係る責任者以外の火薬類を取り扱う者は、保安手帳の交付を受けた者とすること。

ウ 火薬類を取り扱う必要のある者の兼務

火薬類を取扱う必要のある者は、次のいずれかに該当し、かつ、その職務を行う上で支障がない場合を除き火薬類取締法に関する職務を兼務してはならない。

(ア) 一の消費場所において消費場所の取扱保安責任者等とその消費場所に係る火薬庫の取扱

保安責任者等を兼ねる場合

- (イ) 一の消費場所において火薬類取扱所、火工所及び発破場所の責任者を兼ねる場合
 - (ウ) (ア)の取扱保安責任者等及び(イ)の責任者を兼ねる場合
 - (エ) 二以上の消費場所の取扱保安責任者等並びに火薬類取扱所、火工所及び発破場所の責任者並びに火薬類を取扱う者を兼ねる場合で、一方の消費場所において火薬類を消費するときは他の消費場所において火薬類を消費しない場合
- (10) 火薬類取扱所と火工所の距離
火薬類取扱所と火工所の距離は10メートル以上とすること。
- (11) 火薬類取締法令施行について
(昭和25年12月20日付け25化第3290号)
- (12) 火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令の施行について
(昭和30年9月2日付け30軽局第1544号)
- (13) 火薬類取締法の改正について
(昭和36年3月6日付け軽局第560号)
- (14) 火薬類取締法施行規則の一部改正について
(昭和39年12月10日付け39軽局第741号)
- (15) 火薬類取締法施行規則の一部改正について
(昭和41年6月10日付け41化局第63号)
- (16) 火薬類の取締り強化について
(昭和42年6月13日付け42化局第324号)
- ア 土木工事、採石事業等の火薬類の消費場所において、工事契約の元請業者が下請業者に工事を施工させる場合の火薬類の譲受及び消費の許可については、その下請業者（現実に火薬類を取扱う者）に譲受等の許可をとらせるものとし、火薬類の保安及び管理における責任体制の整備に努めること。
- イ 下請業者に対する許可については、個別的にその組織、性格等を審査のうえ、十分に火薬類の保安及び管理が行き届き、かつ、責任のとりうる者に限定するよう努めること。
- (17) 火薬類取締法施行規則の一部改正について
(昭和45年1月28日付け45化局第31号)
- (18) 火薬類取締法施行規則の一部改正について
(昭和49年3月2日付け49立局第158号)
- (19) 火薬類に関する対策の強化について
(昭和50年2月28日付け50立局第128号)
- (20) 火薬類取扱所の構造等の基準について
(昭和55年12月2日付け55立局第513号)
- (21) 適用除外火工品の指定及びガス導管発破の消費の技術上の基準について
(昭和60年7月5日付け60立局第199号)
- (22) 火薬類の販売営業の許可等について
(平成元年7月1日付け元立局第230号)
- (23) 火薬類取締法施行規則の一部改正に伴う解釈運用について

（平成5年6月4日付け4立局第118号）

- (24) 火薬類取締法施行規則の一部改正に伴う解釈の運用について
（平成7年11月15日付け7立局第500号）
- (25) 火薬類取締法施行規則の一部改正に伴う解釈運用について
（平成8年3月29日付け8立局第195号）
- (26) 火薬類の消費許可等について
（平成9年3月17日付け9保安第19号）
- (27) 火薬類取締法及び火薬類取締法施行規則の運用及び解釈の基準について
（平成9年9月25日付け立局第1号）
- (28) 保安教育の実施等に関する火薬類取締法令の規定の解釈について（内規）
（平成16年8月6日付け原院第1号）

4 申請時の留意点

(1) 同時申請の原則

譲受許可申請は、消費場所ごとに消費許可申請と同時に行うことを原則とする。この場合の申請は、省令第90条の2の規定によること。

(2) 消費許可を要さない場合

火薬類を消費しようとする場合、消費許可申請が必要であるが、「第10 火薬類の譲渡、譲受の許可 4 (4) 消費許可を要さない場合」に該当するときは、消費許可を受けずに（譲受許可のみで）火薬類を消費できること。（譲受許可申請については、「第10 火薬類の譲渡、譲受の許可」を参照すること。）

(3) 消費目的を明らかにする書面（工事証明書等）の添付

火薬類を消費する工事において、その工事の下請事業所が消費許可申請をする場合は、必要に応じ消費目的を明らかにする書面（工事証明書等）を添付すること。

(4) 火薬類を消費する時期等を明らかにする書面の添付

消費許可申請をするにあたり、必要に応じ火薬類を消費する時期等が記入された工事工程表等を添付すること。

(5) コンクリート破砕器の破砕記録の記入

コンクリート破砕器の消費について、「第10 火薬類の譲渡・譲受の許可 4 (4)消費許可を要さない場合」に該当する消費であっても、消費数量及び受払い数量等を明確にするため帳簿に破砕記録を記入すること。

(6) 建設用びょう打ち銃用空包存置場所帳簿の記入

建設用びょう打ち銃用空包の消費について、「第10 火薬類の譲渡・譲受の許可 4 (4) 消費許可を要さない場合」に該当する消費は、省令第56条の3第6号ただし書きの規定により帳簿の記入は必要ないが、消費数量及び受払い数量等を明確にするため「建設用びょう打ち銃用空包存置場所帳簿」を記入すること。

(7) 保安教育計画を定めるべき者として指定することができる消費者

次の条件をすべて満たす消費者に対しては、保安教育計画を定めるべき者として指定することができる。（法第29条第4項）

第13 火薬類（煙火を除く）の譲受・消費の許可

ア 1か月に火薬又は爆薬を25キログラム以上（ただし、無添加可塑性爆薬（省令第19条第4項各号の一に該当する可塑性爆薬であって国の行政機関又は都道府県警察の職員が消費するものを除く。）にあっては0キログラムを超える量とする。）消費する者

イ 多量に火薬類を消費する又は長時間にわたり火薬類を消費する者

ウ 災害の発生を防止するため特に必要があると認められる者

(8) 火薬類消費許可申請書等の記載事項変更の届出

法第25条第1項の規定による消費の許可を受けた者で、省令第48条第1項の許可申請書の記載事項（火薬類の種類及び数量、目的、場所、日時並びに危険予防の方法を除く。）又は火薬類消費計画書（要綱第44号様式）の記載事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を火薬類消費許可申請書等記載事項変更届（要綱第51号様式）により届け出ること。

様式第50（規則第90条の2関係）

× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理日	年 月 日
× 許可番号	

火薬類譲受・消費許可申請書（記入例）

平成 年 月 日

浜松市消防長 様

（代表者）氏名 株式会社
代表取締役

名 称	株式会社	
事務所所在地（電話）	浜松市 区 町 番地 電話 ()	
職 業	建設業	
(代表者) 住所氏名 (年 齢)	浜松市 区 町 番地 代表取締役 (歳)	
火薬類の種類及び数量	爆薬 k g、電気雷管 k g	
目 的	工事のため	
譲 受 期 間 (1年を超えないこと。)	平成 年 月 日～平成 年 月 日	
貯 蔵 又 は 保 管 場 所	浜松市 区 町 番地 自社所有 地上式 級火薬庫	
消費 に関 する 事項	場 所	浜松市 区 町 番地
	日 時 (期 間)	平成 年 月 日～平成 年 月 日 時 分～時 分
	危 険 予 防 の 方 法	別紙のとおり

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ×印の欄は、記載しないこと。

記入要領

(代表者) 氏名		<p>次の事項を記入し、押印する。</p> <p>個人の場合は、その者の氏名</p> <p>法人の場合は、法人の代表者の氏名</p> <p>代理人の場合は、代理人の氏名（この場合は、委任状を添付する。）</p> <p>工事現場、採石場等において下請け業者が火薬類の消費作業を担当する場合、元請業者ではなく実際に消費作業を行う下請け業者を申請者とする。</p>
名 称		<p>許可を受けようとする者が、個人の場合は、その者の氏名及び店名、法人の場合は、法人の名称を記入する。</p>
事務所所在地（電話）		<p>許可を受けようとする者が、個人の場合は、その者の現住所及び電話番号、法人の場合は、本社の所在地又は火薬類を取扱う事務所の所在地及びその電話番号を記入する。</p>
職 業		<p>許可を受けようとする者の職業又は法人の業種を記入する。</p>
(代表者)(年齢)住所氏名		<p>個人の場合はその者の住所、氏名及び年齢、法人の場合は代表者の住所、氏名を記入する。</p>
火薬類の種類及び数量		<p>火薬類の種類及び数量を記入する。建設用びょう打ち銃用空包の場合は「建設用びょう打ち銃用空包」、ロープ発射器の場合は「ロープ発射器用空砲」「ロープ発射用ロケット」等を記入する。火工品以外は、火薬又は爆薬に区分し記入する。</p>
目 的		<p>「土木工事」、「採石」、「高圧電線の配線工事」、「林業業務用作道工事」等と譲受・消費の目的を記入する。</p> <p>土木工事等については、工事請負契約書又は工事発注者が発行する工事証明書等、採石については、静岡県知事が交付する岩石採取計画認可書の写しを添付する。</p>
譲 受 期 間		<p>火薬類を譲り受ける期間を記入する。</p> <p>4 審査基準(4)を参照すること。</p>
貯 蔵 又 は 保 管 場 所		<p>火薬類を貯蔵又は保管しようとする場所が、火薬庫の場合は、火薬庫の種類及び所在地、火薬庫外火薬類貯蔵場所の場合は、省令第15条の表の「貯蔵する者等の区分」及び所在地を記入する。</p> <p>火薬庫外火薬類貯蔵場所の場合は、指示年月日及び指示番号を記入する。また、貯蔵火薬類の種類及び最大貯蔵量並びに期間について留意する。</p> <p>自己所有の火薬庫又は火薬庫外火薬類貯蔵場所がない場合は、4 審査基準(1)アを参照すること。</p>
消費に関する事項	場 所	<p>4 審査基準(3)を参照すること。</p> <p>消費場所が特定できない場合は、「市内一円」等と記入する。</p> <p>消費場所が特定されている場合は、その場所を記入する。</p>

第13 火薬類（煙火を除く）の譲受・消費の許可

	日時（期間）	4 審査基準(5)を参照すること。
	危険予防 の方法	別紙として危険予防の方法を添付する。

様式第 4 4 号（第 5 9 条関係）

火薬類消費計画書（記入例）

消費の方法	発破の時刻		第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回	第 5 回		
			時 分	時 分	時 分	時 分	時 分		
	火薬類の 最大消費量	種 類	火 薬	爆 薬	雷 管	導火線			
		1 日につき	kg	kg	個	m			
		1 か月につき	kg	kg					
発破又は破砕の方法の 区 分		<input checked="" type="radio"/> 1 電気発破 2 導火線による発破 <input type="radio"/> 3 コンクリート破砕器による破砕 4 その他（ ）							
火薬類の 貯 蔵	方 法		<input checked="" type="radio"/> 1 自己所有（占有）の火薬庫 2 委託貯蔵 <input type="radio"/> 3 火薬庫外貯蔵 4 毎日運搬						
	場 所 （委託先）		浜松市 区 町 番地						
火薬類を取り扱う場合他の者と識別する方法				<input checked="" type="radio"/> 1 腕章 2 ヘルメット <input type="radio"/> 3 その他（ ）					
火薬類を取り扱う必要のある者	火薬類の消費に係る責任者	区 分	氏 名	火薬類に関する免状の種類及び番号			保安手帳の番号		
		火薬又は爆薬を 1 か月に 25 kg 以上消費する場合		火薬類取扱保安責任者 （ 種 第 号 ）			保		
				火薬類取扱保安責任者の代理者 （ 種 第 号 ）			保		
				火薬類取扱副保安責任者 （ 種 第 号 ）			保		
	その他の場合		（ 種 第 号 ）			保 従			
その他の取扱者	氏 名	保安手帳等の番号		氏 名	保安手帳等の番号				
		<input checked="" type="radio"/> 保 従			<input checked="" type="radio"/> 保 従				
		保 従			保 従				
		保 従			保 従				

（注）1 次のものを添付すること。

（1）火薬類取扱所の構造図（火薬類取扱所を設けないことができる場合は不要）及び火工所の構造図

（2）火薬類消費場所案内図及び消費場所付近の見取図（保安物件等を明示すること。）

2 印欄は、該当するものを で囲むこと

記入要領

消費の方法	発破の時刻	火薬類を消費する時間又は時間帯及び回数を記入する。 土木工事等の場合は、保安物件までの距離、付近の交通等の状況を確認し、発破時間、発破回数が適正であること。
	火薬類の最大消費量	火薬類の種類ごとに1日の最大消費量及び1か月の最大消費量を記入する。 1日の最大消費量に対する火薬類の貯蔵、保管方法、運搬（消費場所内の運搬を含む。）方法が適正であること。
	発破又は破砕の方法区分	該当するものを で囲む。 その他の場合は、その他を で囲み、括弧内に方法を記入する。
	火薬類の貯蔵	方法欄は、該当するものを で囲む。 毎日運搬とする場合は、4審査基準(1)イを参照すること。 場所欄は、火薬類の貯蔵場所を記入する。火薬類販売店に委託して貯蔵する場合は、委託先の火薬庫の所在地又は火薬庫外火薬類貯蔵場所を記入する。
火薬類を取り扱う必要のある者	火薬類を取り扱う場合他の者と識別する方法	該当するものを で囲む。その他の場合は、その他を で囲み、括弧内に識別する方法を記入する。
	火薬類の消費に係る責任者	火薬又は爆薬を1か月に25キログラム以上（無添加可塑性爆薬は0キログラムを超える数量）消費する場合欄は、取扱保安責任者等の氏名、火薬類に関する免状の種類、番号及び保安手帳の番号を記入する。 その他の場合欄は、火薬又は爆薬の消費が1か月に25キログラム未満の場合に、責任者の氏名、保安手帳の番号を記入する。 4審査基準(6)を参照すること。 火薬類取扱保安責任者免状の写し又は発破技士免許証の写しを添付する。
	その他の取扱者	「火薬類の消費に係る責任者」の欄に記入した者以外の火薬類を取り扱う者の氏名及び保安手帳の番号を記入する。 4審査基準(6)を参照すること。

参考例13 - 1 危険予防の方法を記した書類

危険予防の方法

- 1 消費場所には、 _____ を責任者と定め、取扱い及び管理を徹底させる。
- 2 発破時には、指定の場所に見張人を配置し、見張人の合図にて指定の安全な場所へ退避する。
- 3 発破箇所及び抗口付近は防護マット等により飛散防止措置をとる。
- 4 発破前にはサイレンを鳴らし、点火前は附近の状況を確認し、合図を確認の上、決められた者が点火する。
- 5 火薬類取扱所、火工所に火薬類を存置する時は必ず見張人を置き、盗難防止に充分配慮する。
- 6 火薬類取締法施行規則第8章消費及び労働安全衛生規則第4章爆発、火災等の防止第7節発破の作業を遵守し危険防止に努める。

参考例13-2 工事証明書

工事証明書

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 工事の内容
- 4 工事期間
- 5 火薬類の消費目的

上記工事のため火薬類の譲受及び消費許可申請をいたしますので、上記のとおり相違ないことを証明願います。

年 月 日

様

申請者（工事受注者） 住所
氏名 印

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

証明者（工事発注者） 住所
氏名 印

参考例13-3 選任に係る承諾書

承 諾 書

年 月 日

（取扱保安責任者等を選任する者）様

氏名 （被選任者） 印

私は、火薬類取扱保安責任者として、下記のとおり責任を遂行することを承諾致します。

氏 名	
生 年 月 日	
住 所	
火薬庫の所在地 火薬類消費場所	
免 状 の 詳 細	
責 任 の 区 分	
備 考	

第 1 4 煙火の消費許可

1 概要

煙火を消費する者は、消防長の許可を受けること。

根拠法令及び条項	法第 2 5 条第 1 項
所管部課名（電話番号）	消費地を管轄する消防署
提出先	消費地を管轄する消防署
提出時期	煙火を消費しようとするとき
提出方法・部数	火薬類消費許可申請書に審査のため必要となる図書を添えたもの 2 部（正本 1 部及び副本 1 部）（法第 5 2 条第 1 項の規定により静岡県公安委員会の意見を聴かなければならない場合は 3 部（正本 1 部及び副本 2 部））
手数料 （浜松市収入証紙により納付）	7,900 円
標準処理期間	他法令に係る許可等の必要なもの 2 1 日、その他のもの 1 4 日

2 必要書類

書類名	必要な書類	書類様式	備考
火薬類消費許可申請書		省令様式第 2 9	
（添付書類） 火薬類消費許可申請書の該当する欄に記入しきれない場合には別紙によると記入し添付すること。 ・火薬類の種類及び数量を記載した書類（参考例 1 4 - 1） ・危険予防の方法を記した書類（参考例 1 4 - 2）			
煙火消費計画書		要綱第 4 3 号様式	
（添付書類） ・消費場所付近の見取図等（縮尺を明らかにし、保安距離等が確保されていること及び防護壁が必要な場合は、その設置状況が確認できること。）			
煙火消費場所の使用確認書等		参考例 1 4 - 3	
委任状		指定なし	

印は必ず必要な書類

印は(3)の場合に必要な書類

印は申請者が代理人の場合に必要な書類

(1) 火薬類消費許可申請書等

記入例を参照すること。

(2) 煙火消費計画書

記入例を参照すること。

(3) 煙火消費場所の使用確認書等

消費場所が主催者以外の所有又は管理に係る場合は、煙火消費場所の使用確認書、河川法（昭和 3 9 年法律第 1 6 7 号）の河川占用許可書の写し、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）の行政財産使用許可書の写し等を添付すること。

3 審査基準

(1) 無許可消費数量

省令第 4 9 条

(2) 消費の技術上の基準

省令第 5 0 条及び第 5 6 条の 4

(3) 法第 2 5 条第 1 項に規定する許可が必要な煙火の消費は、一の消費地で消費する 1 日の煙火の合計数量が、省令第 4 9 条に規定する数量を超えるもののほか、煙火の種類、数量、目的、場所、日時又は危険予防の方法に係る許可内容の変更が生じたものとする。

(4) 次のいずれかに該当するときは、一の消費地として取り扱うものとする。

ア 打揚煙火や仕掛煙火の設置場所や手筒煙火の消費場所等の煙火を消費する場所の数にかかわらず、一の消費地であり、かつ、同一目的であるとき。

イ 一の消費地で行われる煙火消費の日時が、原則として 3 0 日を超えない範囲で消費する場合

(5) 消費の目的は、次のいずれかに該当するものであること。

ア 観賞又は信号の用に供するものであること。

イ 映画又は放送番組の製作の効果の用に供するものであること。

ウ 演劇、音楽その他の芸能の公演の効果の用に供するものであること。

エ スポーツ興業の効果の用に供するものであること。

オ 動物の駆逐の用に供するものであること。

(6) 消費の時間又は予備日の期間は、次に掲げる基準によるものとする。

ア 1 日の消費の時間は、原則午前 6 時 0 0 分から午後 9 時 0 0 分までとすること。ただし、煙火消費に伴う爆発音等の影響について、影響を受ける地域の自治会等と主催者との間で消費時間の調整が行われている場合はこの限りではない。

イ 予備日の期間は、消費許可日の最終日から原則として 3 0 日を超えないものであること。

(7) 消費は、次に掲げる基準により、公共安全の維持に支障がないものでなければならない。

ア 公安委員会の意見の聴取を要する場合において、当該意見が公共安全の維持に関する重要な意見と判断する場合には、当該意見を消費における許可の条件とするものであること。

イ 公安委員会の意見の聴取を要さない煙火の消費は、法第 2 3 条及び第 2 6 条に定める消費の技術上の基準に適合していることにより、公共安全の維持に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。

(8) 保安距離は、次によること。

ア 煙火の種類及び数量に応じて別表第 1 4 - 1 から別表第 1 4 - 9 の距離欄の距離が保有されているものでなければならない。ただし、当該保安距離を確保することができない場合で、消費の方法及び周囲の状況から判断して災害の発生のおそれが著しく少ないと認められ、かつ、保安物件に対して十分な危害予防措置をとるときには、消防署長が認める安全な距離とすることができる。

イ 消費場所の現地調査（要綱第 7 4 条第 5 号アに規定する立入検査）の際にアの距離が確保されていることを確認すること。

ウ 角度をつけて煙火を発射させる場合は、発射の衝撃で打揚筒等の角度が変わらないように確実に固定するとともに、発射する方向には十分な保安距離を確保すること。

エ ウの場合、発射する方向の延長線上には原則として観客席を設けないこと。

オ ウの場合の保安距離は、必要に応じて安全な場所で試射を行い決定すること。

カ 消費場所が、屋外ステージで行うコンサート会場の場合等、条例第23条第1項の規定による消防長が指定する場所に該当する場合は、指定場所における行為承認申請を別にすること。

(9) 手筒煙火を消費する場合は、(1)から(8)までに定めるもののほか、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

ア 手筒煙火の点火口を直上に向けて点火する（以下「直立点火」という。）方法以外の方法により点火する場合は、図14-1(1)及び(2)の防護壁を、次の(ア)から(ウ)までの規定により設置すること。ただし、別表第14-9の直立点火以外の場合（防護壁無し）の手筒噴出方向前後の距離欄の保安距離が確保できる場合は防護壁を設けないことができる。

(ア) 「鏡」が飛来しても防護できる強度を有するものとする。これには畳、土のう等が考えられるが、強度と難燃性があれば材質は問わないものであること。

(イ) 幅は、噴出方向前後の延長線に対して左右にそれぞれ角度4.5度（角度90度の5%程度）の振れが起こっても鏡等の飛散を防止できるものとする。

(ウ) 地面からの高さは90センチメートル以上とし、防護壁と手筒までの距離は筒の上下の振れが起こっても「鏡」等の飛来を防護できる距離とする。

イ アただし書の規定により、防護壁を設置しない場合の噴出方向前後の保安距離には、(8)アただし書の規定は適用しないものとし、別表第14-9の保安距離以下とすることはできないものであること。

参考 手筒煙火の保安距離を消防署長が認める安全な距離とすることができる場合

	噴出方向前後	手筒側面
防護壁有		
防護壁無	×	

ウ 直立点火方法以外の方法により点火する場合には、手筒煙火の噴出方向前後の延長線上には、原則として観客席を設けないこと。

エ 手筒煙火に用いる鏡部分は、できる限り土等の材質で造り、飛散した場合に危害の発生するおそれのないものであること。

オ はね火薬は、少量（概ね総火薬量の1.25パーセント以下又は30グラムを超える場合は、30グラム以下とする。）とするか又は使用しないものであること。

カ 装薬量が3,000グラムを超える手筒煙火においては、固定して消費することとし手持ちの消費はできないものであること。

キ 手筒煙火には、1本ごとに火薬量、製造年月日、製造者、消費する者、点火する者（定まっている場合に限る。）を記入した荷札を付けるものであること。

ク 消費の技術上の基準は、アからキに定めるもののほか、法第23条及び法第26条に適合するものであること。

(10) 告示及び通知等

ア 16歳以上18歳未満の者が消費を行なうことのできる特定手筒煙火の製造及び消費に係る基準を定める告示

（平成18年3月31日経済産業省告示第69号）

- イ 火薬類取締法令施行について
(昭和25年12月20日付け25化第3290号)
- ウ 火薬類取締法令の一部改正について
(昭和28年8月25日付け28軽局第833号)
- エ 火薬類取締法施行規則の一部改正について
(昭和39年12月10日付け39軽局第741号)
- オ 火薬類の取締り強化について
(昭和42年6月13日付け42化局第324号)
- カ 火薬類取締法施行規則の一部改正について
(昭和45年1月28日付け45化局第31号)
- キ 火薬類取締法施行規則の一部改正について
(昭和49年3月2日付け49立局第158号)
- ク 火薬類に関する対策の強化について
(昭和50年2月28日付け50立局第128号)
- ケ 火薬類の販売営業の許可等について
(平成元年7月1日付け元立局第230号)
- コ 火薬類取締法施行規則の一部改正に伴う解釈運用について
(平成8年3月29日付け8立局第195号)
- サ 火薬類の消費許可等について
(平成9年3月17日付け9保安第19号)
- シ 16歳以上18歳未満の者が消費を行うことのできる特定手筒煙火の製造及び消費に関する火薬類取締法令の規定の解釈について(内規)
(平成18年6月23日付け原院第2号)

4 申請時の留意点

(1) 火薬類消費許可申請書等の記載事項の変更の届出

法第25条第1項の規定による許可を受けた者は、省令第48条第1項の火薬類消費許可申請書の記載事項(火薬類の種類及び数量、目的、場所、日時並びに危険予防の方法を除く。)又は煙火消費計画書(要綱第43号様式)の記載事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を火薬類消費許可申請書等記載事項変更届(要綱第51号様式)により届け出ること。

(2) 予備日に消費する場合又は中止となる場合の連絡

雨天等により予備日に消費する場合又は中止となる場合は、事前に消費地を管轄する消防署に連絡すること。

(3) 消費に関わる航空法の手続きの指導

ア 次に掲げる煙火の消費を行う場合は、申請者が東京航空局東京空港事務所又は航空自衛隊浜松基地に対して、航空法(昭和27年法律第231号)に係る手続きをする必要があるものであること。

なお、当該手続きの有無は煙火消費許可の要件にあたるものではなく、申請者の責任において行われるべきものであること。

- (ア) 航空法第 9 9 条の 2 第 1 項ただし書の規定による許可を受けるとともに当該消費計画について航空自衛隊浜松基地へ通報を行う必要があるもの
 - あ 航空自衛隊浜松基地の飛行場の（標点）から半径 9 キロメートル以内の場所で行う上空 1 5 0 メートルの高さに到達する打揚煙火の消費
 - い 航空自衛隊浜松基地の飛行場の進入路にあたる地域で行う打揚煙火の消費
- (イ) 航空法第 9 9 条の 2 第 2 項の規定による通報を東京航空局東京空港事務所へ行う必要があるもの
 - あ 上空 2 5 0 メートル以上の高さに到達する打揚煙火の消費
 - い 航空路内の上空 1 5 0 メートル以上の高さに到達する打揚煙火の消費
- イ 申請者が行う前項各号に掲げる手続きは、「花火等の打揚げ許可申請書」(参考例 1 4 - 4) 又は「花火の打揚げ通報書」(参考例 1 4 - 5) により行うことができるものであること。

別表第14-1 仕掛煙火の種類による保安距離（小仕掛煙火 裏打無）

内容	条件等	保安距離
(1) 枠仕掛	焰管200個以下	人に対して5m以上及び保安物件に対して3m以上
	焰管200個を超えるもの	人及び保安物件に対して10m以上
(2) 綱仕掛	焰管200個以下	人に対して5m以上及び保安物件に対して3m以上
	焰管200個を超えるもの	人及び保安物件に対して10m以上
(3) 車花火 ケーブル花火	筒一つの薬量が300g以下	噴出方向に10m以上噴出の垂直方向に5m以上
	筒一つの薬量が300gを超え、600g以下	噴出方向に20m以上噴出の垂直方向に10m以上
	筒一つの薬量が600gを超え、1,200g以下	噴出方向に30m以上噴出の垂直方向に15m以上
	筒一つの薬量が1,200gを超えるもの	噴出方向に40m以上噴出の垂直方向に20m以上
(4) 噴水 花火	薬量300g以下	人及び保安物件に対して5m以上
	薬量300gを超え、600g以下	人及び保安物件に対して10m以上
	薬量600gを超え、1,200g以下	人及び保安物件に対して15m以上
	薬量1,200gを超えるもの	煙火の仕様、取扱方法及び消費現象についての資料をもって、その都度、人及び保安物件の保安距離について管轄の消防署長と申請者との協議する。
(5) 爆竹 仕掛	爆竹（点火によって爆発音を出す筒物であってその本数が30本以下のものに限る。）であってその1本が火薬1g以下、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）0.1g以下の煙火300個以下の条件を超えるもの	人及び保安物件に対して10m以上
(6) 爆音 仕掛	薬量10g以下の火工品が10個以内で連結されているもの	人及び保安物件に対して10m以上
	薬量10gを超え20g以下の火工品が10個以内で連結されているもの	人及び保安物件に対して20m以上
	薬量20gを超え30g以下の火工品が10個以内で連結されているもの	人及び保安物件に対して30m以上
	上記の条件を超えるもの	煙火の仕様、取扱方法及び消費現象についての資料をもって、その都度、人及び保安物件の保安距離について管轄の消防署長と申請者との協議する。
(7) 複合 仕掛		枠仕掛、綱仕掛、車仕掛、噴水仕掛、爆竹仕掛、爆音仕掛の距離に準じる。
備考		
(1) 枠仕掛とは、絵や文字を型どった木枠等に焰管を取り付け、速火線で一斉に点火して絵や文字を現すもの		
(2) 綱仕掛とは、仕掛けに用いる焰管をロープ等に間隔をおいて吊るし、ロープを水平に延長又は山型にロープを張ったもので、速火線で一斉に点火して火の粉を滝状に現すもの		
(3) 車花火とは、中心部を固定した車輪状又は十字枠等の外周に、火薬を充填した筒を取り付けて動力として回転し、噴出する火の粉や色火を見せるもの ケーブル花火とは、ワイヤーロープ等を張り、色火を出す筒等を取り付けたロケットを、ワイヤーロープ等をガイドにして走らせるもの		
(4) 噴水花火とは、火薬等を詰めた筒を杭等に取り付けるか、台等に固定して消費するもので、火の粉又は火花を吹き出すか噴出するもの		
(5) 爆竹仕掛とは、爆竹を用いて音響効果を出すもの		
(6) 爆音仕掛とは、爆発音を出す筒物等（爆竹を除く。）を用いて音響効果を出すもの		
(7) 複合仕掛とは、前（1）から（6）を組み合わせたもの		
(8) 保安距離欄に掲げる「人」とは、関係人以外をいう。		

別表第 1 4 - 2 仕掛煙火の種類による保安距離（スターマイン）

内容	条件等	保安距離
打揚煙火によるもの	打揚玉の号数ごと	別表第 1 4 - 8 による距離

別表第 1 4 - 3 仕掛煙火の種類による保安距離（小スターマイン）

内容	条件等	保安距離
(1) 曳光	打揚筒の内径が 8 c m 以下で、筒一つの薬量が 3 0 g 以下のもの	人及び保安物件に対して 1 0 m 以上
	打揚筒の内径が 8 c m 以下で、筒一つの薬量が 3 0 g を超えるもの	人及び保安物件に対して 2 0 m 以上
	打揚筒の内径が 8 c m を超えるもの	別表第 1 4 - 8 の割物の 1 / 2 の距離
(2) 開発	打揚筒の内径が 8 c m 以下で、開発する内筒等の外殻の外径が 3 c m 以下のもの	人及び保安物件に対して 2 0 m 以上
	打揚筒の内径が 8 c m を超えるもの又は開発する内筒等の外殻の外径が 3 c m を超えるもの	別表第 1 4 - 8 の割物の距離

備考

(1) 曳光には曳光花束、曳光乱玉若しくは曳光花束と曳光乱玉の両方の特性を持つものがある。

ア 曳光花束とは、複数のザラ星（焰色星、発煙星）をまとめて打ち揚げるもの

イ 曳光乱玉とは、ザラ星を単発又は連発で打ち揚げるもの

(2) 開発には開発花束、開発乱玉若しくは開発花束と開発乱玉の両方の特性を持つものがある。

ア 開発花束とは、複数のザラ星等のほか、開発する内筒等をまとめて打ち揚げるもの

イ 開発乱玉とは、複数のザラ星等のほか、開発する内筒等を連続して打ち揚げるもの

(3) 保安距離欄に掲げる「人」とは、関係人以外をいう。

別表第 1 4 - 4 仕掛煙火の種類による保安距離（水中金魚）

内容	条件等	保安距離
投げ込み金魚(手投げ式)	直径 6 c m 以下長さ 2 2 c m 以下の外殻筒 1 本に、火薬 1 5 g 以下の煙火筒が 2 0 本以内で	1 0 m 以上
打ち込み金魚(発射式)	収納されているもの 1 回外殻筒 5 0 本以下	発射筒の後方 5 m 以上、前方 3 0 m 以上

別表第 1 4 - 5 仕掛煙火の種類による保安距離（裏打仕掛煙火）

内容	条件等	保安距離
別表第 1 4 - 1、別表第 1 4 - 3、別表第 1 4 - 4 に揚げる仕掛煙火で裏打ちのあるもの	仕掛煙火は小仕掛煙火、小スターマイン、水中金魚による。 裏打ちは打揚玉による。	仕掛煙火は小仕掛煙火、小スターマイン、水中金魚のそれぞれに定める距離 打揚玉は別表第 1 4 - 8 の距離

別表第 1 4 - 6 仕掛煙火の種類による保安距離（演出効果用煙火）

内容	条件等		保安距離
映画若しくは放送番組の制作、演劇、音楽その他の芸能の公演、スポーツの興行又は博覧会その他これに類する催しの演出効果に供するもの（打揚煙火を除く）	煙火 1 個の原料をなす火薬若しくは爆薬の量	15 g 以下のもの	煙火の仕様、取扱方法及び消費現象についての資料をもって、その都度、人及び保安物件（屋内の場合は、可燃物をいう。）の保安距離について管轄の消防署長と申請者として協議する。 （注）条例第 2 3 条の規定についても考慮すること。
		50 個を超えるもの	
		15 g を超え、30 g 以下のもの	
		30 個を超えるもの	
	30 g を超え、50 g 以下のもの	5 個を超えるもの	
		50 g を超えるもの	1 個以上
	爆薬（爆発音を出すもの）0.1 g を超える煙火		
備考 保安距離欄に掲げる「人」とは、関係人以外をいう。			

別表第 1 4 - 7 仕掛煙火の種類による保安距離（別表第 1 4 - 1 から別表第 1 4 - 6 までに属さない煙火）

内容	条件等	保安距離
流星（竜勢）等の飛翔するものなど、別表第 1 4 - 1 から別表第 1 4 - 6 までに属さないもの		煙火の仕様、取扱方法及び消費現象についての資料をもって、その都度、人及び保安物件の保安距離について管轄の消防署長と申請者として協議する。
備考 保安距離欄に掲げる「人」とは、関係人以外をいう。		

別表第14-8 打揚煙火の種類による保安距離

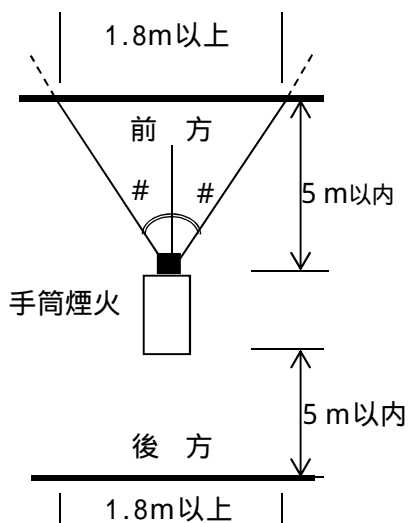
玉の呼称及び大きさ		ぼか物		割物	
玉の号数	玉の外径(c m)	総重量(k g)	保安距離	総重量(k g)	保安距離
2.5号	7.0	0.08	30m以上	0.12	30m以上
3号	8.6	0.15	30m以上	0.23	50m以上
4号	11.4	0.26	40m以上	0.55	60m以上
5号	14.2	0.50	50m以上	1.10	80m以上
6号	17.0	0.90	70m以上	1.8~2.0	100m以上
7号	19.7			2.7~3.0	130m以上
8号	22.5			4.0~4.5	150m以上
10号	28.4			6.5~9.0	180m以上
15号	43.0			25.0	230m以上
20号	57.0			45.0~60.0	300m以上
30号	85.4			200.0~ 250.0	600m以上
備考 玉の外径、総重量は概ねの数値とする。					

別表第 1 4 - 9 手筒煙火の種類による保安距離等

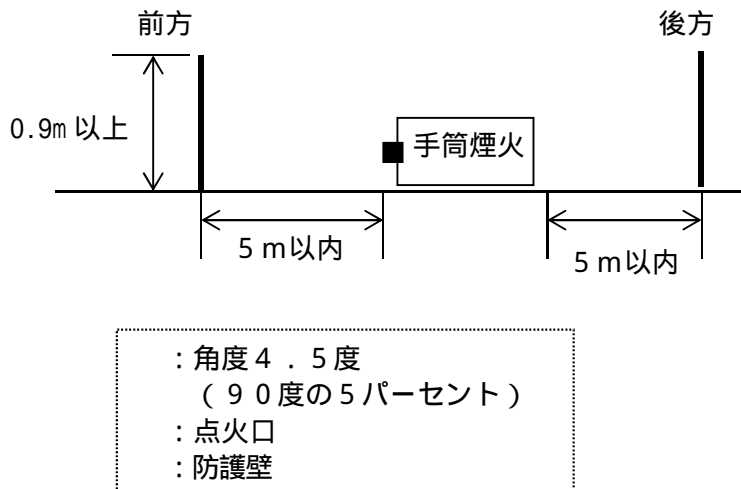
装薬量 (噴出火薬のみを いう。)	保安距離				
	点火時			消費時の手筒 周囲の距離	他の手筒 煙火従事 者との間 隔
	直立点火以外の場合 (防護壁無し)の手筒 噴出方向前後の距離	直立点火以外の場合 (防護壁有り)の手筒 噴出方向前後の距離	手筒側面からの距離		
300g以下	10m以上	5m以上	5m以上	5m以上	相互に概 ね3m以 上
300gを超え 600g以下	20m以上	10m以上	10m以上	10m以上	
600gを超え 1200g以下	30m以上	15m以上	15m以上	15m以上	
1200gを超え 1800g以下	40m以上	20m以上	20m以上	20m以上	
1800gを超え 2400g以下	50m以上	25m以上	25m以上	25m以上	相互に概 ね5m以 上
2400gを超え 3000g以下	60m以上	30m以上	30m以上	30m以上	
3000gを超え るもの					
備考 煙火の仕様、取扱方法及び消費現象についての資料をもって、その都度、人及び保安物件の保安距離について管轄 の消防署長と申請者とで協議する。					

図 1 4 - 1 手筒煙火の防護壁設置例

(1) 配置図



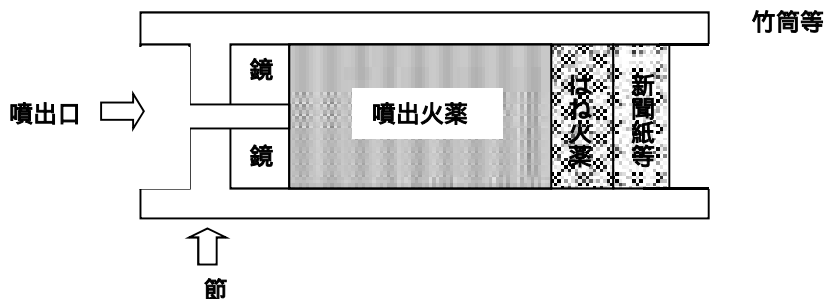
(2) 断面図



備考 防護壁は、土のう、畳又はポリカーボネイト板等の衝撃に対して強度のあるものとする。

図 1 4 - 2 はね（火）薬及び鏡について

手筒煙火断面図



はね（火）薬

手筒の噴出しの終了間際に、底抜け（底に詰めてある新聞紙等を吹き飛ばす）させるために用いるもので、豪快さが演出できるものである。

鏡の飛来又は胴割れを起こすことがあり、不使用又は最小限度とすること。

噴出火薬 600 グラム当たり 7.5 グラム以下（総火薬量の 1.25 パーセント以下）とし、最大 30 グラム以下とする。

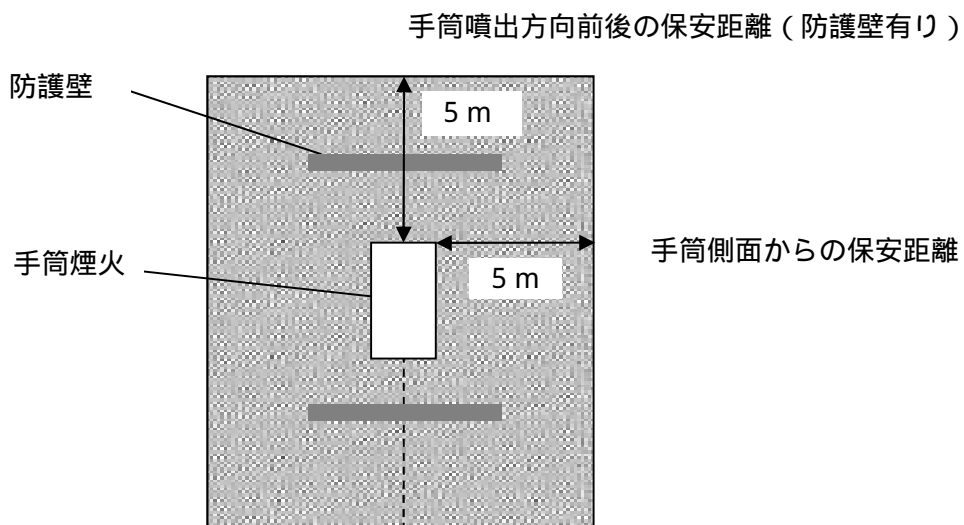
鏡

鏡はできるだけ軽量にすること。

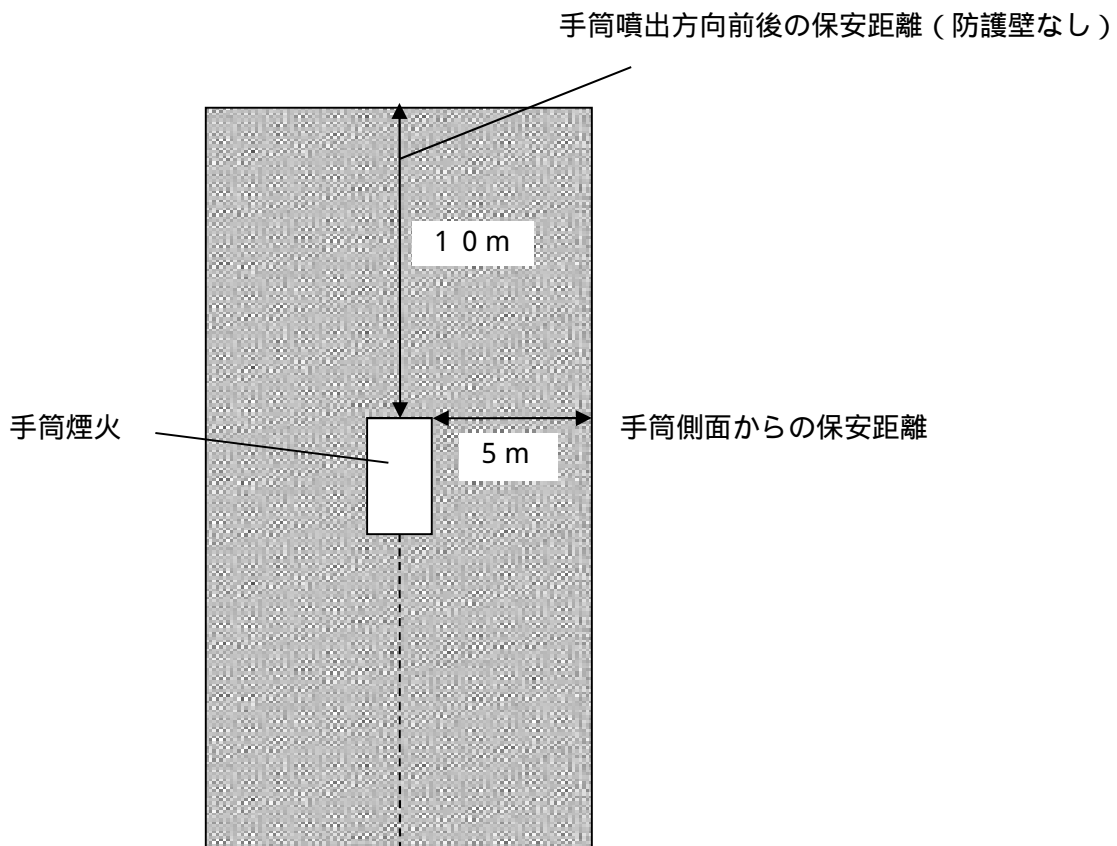
噴出口（鏡の穴）は、大きさにより噴出火薬の燃焼に影響を与え、その不適のため爆発することがあるので、内径の 3 分の 1 以上の大きさとするのが望ましい。

図 1 4 - 3 手筒煙火の保安距離の範囲 (装薬量 3 0 0 g 以下の例)

(1) 防護壁がある場合



(2) 防護壁がない場合



様式第 2 9 (第 4 8 条関係)

× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理日	年 月 日
× 許可番号	

火薬類消費許可申請書 (記入例)

平成 年 月 日

浜松市消防長 様

(代表者) 氏 名 町 神社祭典実行委員会
会長

名 称	町 神社祭典
事務所所在地 (電話)	浜松市 区 町 番地 電話 ()
職 業	会社員
(代表者) 住所氏名 (年齢)	浜松市 区 町 番地
火薬類の種類及び数量	別紙 1 火薬類の種類及び数量による
目 的	町 神社祭典
場 所	浜松市 区 町 番地
日 時 (期 間)	平成 2 9 年 8 月 1 日 ~ 平成 2 9 年 8 月 2 日 両日午後 8 時 0 0 分 ~ 午後 8 時 4 5 分 予備日 平成 2 9 年 8 月 8 日 午後 7 時 0 0 分 ~ 午後 8 時 4 5 分
危険予防の方法	別紙 2 危険予防の方法による

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

記入要領

(代表者)氏名	花火大会等を主催する者(以下「主催者」という。)の氏名を記入する。ただし、主催者が承諾している場合は、当該花火大会等に係る煙火製造業者又は販売業者の氏名とすることができる。
名 称	花火大会等の名称を記入する。
事務所所在地(電話)	主催者の主たる事務所の所在地及び電話番号を記入する。ただし、主催者が自治会長や個人等である場合は、当該自治会長等の住所及び電話番号とすることができる。
職 業	主催者の職業を記入する。
(代表者)住所 氏名(年齢)	主催者に関するものを記入する。この場合において、主催者が法人の場合にあっては、代表者の年齢の記入は要さない。
火薬類の種類 及び数量	次の1から3までに掲げる内容を記入する。この欄に記入しきれない場合は「別紙による」と記入し、火薬類の種類及び数量を記入した書類(参考例14-1)を添付する。 1 打揚煙火のぼか物又は割物の別(又は重量の別)及び打揚玉の号数(又は外径)ごとの個数(仕掛煙火に含まれる打揚玉又はスターマインの打揚玉の個数は含まない。) 2 仕掛煙火の名称、内容、数量、煙火1個(本)の火薬及び爆薬の薬量 3 手筒煙火の1本の薬量、数量及び点火方法の別(直立点火又は直立点火以外の点火の別)等
目 的	1 観賞、信号等の目的を明確に記入する。ただし、「〇〇町納涼花火大会」、「〇〇神社祭典」等の場合には、その名称とすることができる。 2 消費の目的は、次のいずれかに該当するものであること。 (1) 観賞又は信号の用に供するものであること。 (2) 映画又は放送番組の製作の効果の用に供するものであること。 (3) 演劇、音楽その他の芸能の公演の効果の用に供するものであること。 (4) スポーツ興業の効果の用に供するものであること。 (5) 動物の駆逐の用に供するものであること。
場 所	消費場所の地番等を正確に記入する。ただし、地番等の記入が困難な場合等は、「〇〇町地先〇〇河川敷」、「〇〇町地先〇〇海岸」等とその場所が特定できる表記とすることができる。 複数の場所で行う場合は 番地 他 箇所等と記入することができる。
日 時 (期 間)	1 打揚筒、仕掛け等の準備又は設定の時間を含めない実質の消費を行う時間を記入する。ただし、2日以上消費の場合は、初日の消費を開始する時間から最終日の消費を終了する時間までとすることができる。 2 消費の時間又は予備日の期間は、次に掲げる基準によるものとする。 (1) 1日の消費の時間は、原則午前6時00分から午後9時00分までとすること。ただし、煙火消費に伴う爆発音等の影響について、影響を受ける地域の自治会等と主催者との間で消費時間の調整が行われている場合はこの限りではない。 (2) 雨天等により、消費日時に消費できなかった場合に備え予備日を設ける場合は予備日の日時を記入すること。 (3) 予備日の期間は、消費許可日の最終日から原則として30日を超えないものであること。
危険予防の方法	「別紙による」と記入し、次の1から9までに掲げる内容を記入した危険予防の方法を記した書類(参考例14-2)を添付する。 1 打揚筒の設置場所に携行する煙火の収納容器 木箱、ダンボール箱等の別に関すること。 (例)打揚筒の設置場所に携行する煙火の収納容器は木箱を用いる。 2 消費場所の危険区域内への立入禁止措置 ロープ張り、立入禁止札等の設置に関すること。 (例)消費場所の危険区域にはロープを張り、立入禁止札を立てる。

- 3 消費場所に設置する消火器具等の種類及び個数に関すること。
 (例) 消火器具は、消火器10本を設置する。
- 4 煙火置場の見張人、警戒人(交通整理人)、消火人員等の人数に関する
 こと。
 (例) 煙火置場の見張人1人、警戒人5人、消火人10人を配置する。
- 5 消費場所の保安距離の厳守に関すること
 (例) 消費場所から保安物件に対して、別紙による保安距離を確保する。
- 6 16歳以上18歳未満の者が特定手筒煙火を消費する場合は、16歳以上
 18歳未満の者が、消費を行うことのできる特定手筒煙火の製造及び消費に
 係る基準を定める告示(平成18年経済産業省告示第69号)第2条第1号
 に規定する教育に係る次の事項を記入すること。
 (1) 監督者の住所、氏名及び年齢
 (2) 監督者の手筒煙火の消費に係る経験年数並びに過去5年間の年平均の
 消費数量及び消費回数
 (3) 手筒煙火による災害の発生の防止に必要な教育の実施時期及びその方
 法
 (例) 16歳が特定手筒煙火を消費する。
 監督者 (歳) 浜松市 区 町 番地
 経験年数 年、過去5年間の年平均消費数量 キログラム、 回
 必要な教育 年 月 日実施、実施方法 による。
- 7 手筒煙火に関すること。
 (例) 手筒煙火のはね火薬は、噴出火薬600グラム当たり7.5グラム以下
 とし、最大30グラム以下とする。
 手筒煙火相互の距離はメートルとする。
- 8 その他
 映画、演劇等の効果に供する特殊な煙火消費の場合は、上記のほか、必要
 な危険予防の方法に関すること。
 (例) 演出用煙火の設置は、確実に固定する。不慮の煙火の燃焼があっても吹
 き出し方向以外に火の粉や煙火の破片が飛び散らない構造とする。
- 9 火薬類取締法令遵守に関すること。
 (例) 上記のほか、火薬類取締法その他関係する法令の規定を遵守する。

第43号様式(第58条関係)

煙火消費計画書(記入例)

大会の名称又は消費の目的			町 神社祭典								
消費の方法	月日	煙火の種類 時間	3号 割物	4号 割物	スター マイン	小スター マイン	手筒				
	8/1	午後8時00分から 午後8時45分まで	20	10	1	6	0				
	8/2	午後8時00分から 午後8時45分まで	20	10	2	3	10				
		時 分から 時 分まで									
		時 分から 時 分まで									
	合 計			40	20	3	9	10			
	予備日 8/8	午後7時00分から 午後8時45分まで	30	10	3	9	10				
	煙火置場の 位置構造等		設置位置は湿地を避ける。火の粉が入り込まないように確実に防災シートで覆う。								
製造業者の氏名又は名称			煙火株式会社 代表取締役								
煙火を取り扱う必要のある者の氏名	区分	氏名	保安責任者免状等 の番号		区分	氏名	保安責任者免状等 の番号				
	責任者		-		その他の 取扱者						
	その他の 取扱者			-							
				-							
消費場所付近の見取図			別紙のとおり								
その他											

記入要領

大会の名称又は消費の目的	花火大会等の名称又は消費の目的を記入する。
消費の方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 煙火の種類(名称) 打揚玉号数及び手筒煙火ごとの消費の日時を順番に記入する。 2 予備日がある場合で、次の例のとおり正規の消費日の日数と予備日の日数が異なる場合は、予備日の消費の日時と煙火の種類について予備日欄に記入する。 (例) 2日で消費するものを1日でまとめて消費する可能性がある場合 消費日 平成29年8月1日～平成29年8月2日 両日午後8時00分～午後8時45分 予備日 平成29年8月8日 午後7時00分～午後8時45分 3 煙火置場の位置構造等欄は、煙火置場を設置した場合に限り記入する。 (日光の直射及び雨露を防ぎ、安全に作業できるような構造とする内容が記載されていること。)
製造業者の氏名又は名称	申請に関する煙火を製造若しくは販売する者の氏名又は法人にあってはその名称、代表者の氏名を記入する。
煙火を取り扱う必要のある者の氏名	<p>消費に従事する責任者及びその他の取扱者の氏名を記入し、保安責任者免状等の番号欄には次のいずれかを記入する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 火薬類取扱保安責任者免状の番号 2 保安手帳番号 3 煙火消費保安手帳番号 4 前述の確認ができない場合は、生年月日及び必要な教育を受けていることが確認できる書類(公益社団法人全国火薬類保安協会が開催する保安教育講習又は公益社団法人日本煙火協会が開催する煙火の消費に関する保安講習を受講したことを証するもの等) <p>責任者については、上記の写しを添付する。(指導)</p>
消費場所付近の見取図	<p>別紙により次の事項について、縮尺を明らかにしたうえで明確に記入されているものを添付する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 煙火置場及び保安物件から煙火消費場所までの離隔距離 2 打揚煙火の消費場所と仕掛煙火の消費場所の離隔距離 3 立入禁止区域 4 煙火置場の見張人、警戒人、消火人の配置
その他	映画、演劇等の効果に供する特殊な煙火を消費する場合には、消費計画におけるその他の必要な措置に関すること。

参考例14-1 火薬類の種類及び数量を記載した書類

火薬類の種類及び数量（記入例）

打揚煙火	号数	3号	4号									計
	ほか物	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個
	割物	40個	20個	個	個	個	個	個	個	個	個	60個
	合計	40個	20個	個	個	個	個	個	個	個	個	60個
仕掛煙火の種類	仕掛の名称		内 容			数 量		条 件 等				
	スターメイン		4号			3台						
	小スターメイン		曳光			4台		打揚筒の内径7cm 筒1つの薬量2.0g				
	小スターメイン		開発			5台		打揚筒の内径7cm 筒1つの薬量2.0g				
手筒煙火	1本の装薬量		数 量			条 件 等						
	300g以下		5本			直立点火、移動して消費、同時に消費						
	600g以下		5本			直立点火、移動して消費、同時に消費						

- 備考1 仕掛の名称は、小仕掛、スターメイン、小スターメイン、水中金魚等を記載すること。
 2 内容は、棒仕掛、綱仕掛、車仕掛等とし、裏打ちのある場合はその号数を記載すること。
 3 条件等は、火薬及び爆薬の薬量、手筒煙火にあっては直立点火又は直立点火以外の別を記載すること。

記入要領

打揚煙火	打揚煙火のぼか物又は割物の別（又は重量の別）及び打揚玉の号数（又は外径）ごとの個数（仕掛煙火に含まれる打揚玉又はスターマインの打揚玉の個数は含まない。）を記入する。
仕掛煙火の種類	仕掛煙火の名称、内容、数量、煙火1個（本）の火薬及び爆薬の薬量を記入する。
手筒煙火	手筒煙火の1本の薬量、数量及び点火方法（直立点火又は直立点火以外の点火）を記入する。 手筒煙火を移動して消費する場合又は同時に消費する場合は、その旨についても記入する。

参考例 1 4 - 2 危険予防の方法を記した書類

危険予防の方法

1 打揚筒の設置場所に携行する収納容器は次のものを用いる。

(1) 木箱 (2) 段ボール箱 (3) その他()

2 消費場所の危険区域内への立入禁止措置に関し次の措置を講ずる。

3 消火器具等は、次のものを準備する。

(1) 消火用バケツ 個 (2) 消火器 本 (3) その他()

4 見張等は、次の人員により行う。

(1) 煙火置場の見張人 名

(2) 警戒人 名

(3) 消火人 名

5 消費場所から保安物件に対して、別紙による保安距離を確保する。

6 上記のほか、火薬類取締法その他関係する法令の規定を遵守する。

7 その他

参考例 1 4 - 3 煙火消費場所の使用確認書

煙火消費場所の使用確認書

(代表者)氏 名

煙火の消費に関し、下記の場所の使用について所有者又は管理者の同意を得ています。

記

1 消費場所

2 消費の目的

3 消費の期間

4 消費場所の所有者又は管理者

住 所

氏 名

注意

消費場所の所有者又は管理者の押印は義務ではありません。

ただし、慣習上、この種の覚書には本人証明のために押印をすることが通例のため、申請者と土地所有者(管理者)間での万が一のトラブルの発生を避けるために押印を指導することは構いません。

参考例14-4 花火等の打揚げ許可申請書（東京空港事務所から入手）

花火の打揚げ許可申請書

年 月 日

東京空港事務所長 様

氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は代表者の氏名	
緊急に連絡を要する場合の連絡先及び電話番号	

航空交通管制圏等において、花火等を打ち揚げることについて、航空法第99条の2第1項ただし書の規定による許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

打揚げの目的		
打ち揚げの概要	花火等の種類及び名称	
	打揚げ予定日時 (延期の期日を含む。)	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分 まで
	打揚げ場所	
	花火等の数量及び規格	
	最大到達高度	
	落下予定場所及び日時	
	気象条件	
その他参考となる事項		

(注1) その他参考となる事項の欄には関係管制機関の長とロケット等の打揚げ方法等に関して調整を行った場合の当該調整結果(必要に応じ、相互確認書を添付すること。)等を記載すること。

(注2) 日時及び打揚げ数は、詳細(何時に何発打揚げる等)に記載のこと。

(注3) 打揚げ場所と飛行場との位置関係図を添付すること。

参考例14-5 花火の打揚げ通報書（東京空港事務所から入手）

花火の打揚げ通報書

年 月 日

東京空港事務所長 様

氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は代表者の氏名	
緊急に連絡を要する場合の連絡先及び電話番号	

花火を打揚げを行いたいので、航空法第99条の2第2項の規定に基づき、下記のとおり通報します。

記

花火等の種類及び名称		
打ち揚げの概要	打ち揚げ予定日時 (延期の期日を含む。)	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分 まで
	打ち揚げ場所	
	花火等の数量及び規格	
	最大到達高度	
	落下予定場所及び日時	
	気象条件	
その他参考となる事項		

- (注1) その他参考となる事項の欄には関係管制機関の長とロケット等の打揚げ方法等に関して調整を行った場合の当該調整結果(必要に応じ、相互確認書を添付すること。)等を記載すること。
- (注2) 日時及び打揚げ数は、詳細(何時に何発打揚げる等)に記載のこと。
- (注3) 打揚げ場所と飛行場との位置関係図を添付すること。

参考資料

打揚げ場所	打揚げ高さ	手続き
航空自衛隊浜松基地の標点（東経137度42分11秒、北緯34度45分1秒）から半径9km以内	上空150メートルの高さに到達する打揚げ煙火	航空自衛隊浜松基地へ調整 自衛隊との取り決めによるもの
航空自衛隊浜松基地の飛行場の制限表面区域内	打揚げ高さを問わない	東京航空局東京空港事務所へ花火の打揚げ許可申請 航空法第99条の2第1項ただし書 航空法施行規則第209条の3
上記以外の航空路内	上空150メートル以上の高さに到達する打揚げ煙火	東京航空局東京空港事務所へ花火の打揚げ通報 航空法第99条の2第2項 航空法施行規則第209条の4
上記以外の場所	上空250メートル以上の高さに到達する打揚げ煙火	

手続き

航空自衛隊浜松基地への調整

煙火消費の1か月前までに消費月日、時間、消費場所、種類数量（号以下 発）等（申請書のコピーの利用可）を連絡し、調整を行う。

連絡先

航空自衛隊浜松基地 第1航空団防衛部運用班

電話：053-472-1111 内線3232

東京航空局東京空港事務所への許可申請

航空自衛隊浜松基地と調整し、了解を得た後、花火の打揚げ許可申請書を1部作成し、返信用封筒同封のうえ、東京空港事務所へ郵送する。

郵送先 〒144-0041

東京都大田区羽田空港3-3-1

東京航空局東京空港事務所 管制保安部 航空管制運航情報官

電話：03-5757-3000

東京航空局東京空港事務所への通報

花火の打揚げ通報書を1部作成し、返信用封筒同封のうえ、東京航空局東京空港事務所へ郵送する。

郵送先 ーに同じ

参考

号数	4号	5号	6号	7号	8号	10号	15号	20号
最大到達高度(m)	155	170	200	230	280	330	400	490

航空法抜粋

航空法第 99 条の 2 第 1 項

何人も、航空交通管制圏、航空交通情報圏、高度変更禁止空域又は航空交通管制区内の特別管制空域における航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのあるロケットの打上げその他の行為(物件の設置及び植栽を除く。)で国土交通省令で定めるものをしてはならない。ただし、国土交通大臣が、当該行為について、航空機の飛行に影響を及ぼすおそれがないものであると認め、又は公益上必要やむを得ず、かつ、一時的なものであると認めて許可をした場合は、この限りでない。

航空法第 99 条の 2 第 2 項

前項の空域以外の空域における航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為(物件の設置及び植栽を除く。)で国土交通省令で定めるものしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に通報しなければならない。

航空法施行規則抜粋

航空法施行規則第 209 条の 3

- 1 法第九十九条の二第一項の航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為で国土交通省令で定めるものは、次の各号に掲げる行為とする。
 - 一 ロケット、花火、ロクーンその他の物件を法第九十九条の二第一項の空域(当該空域が管制圏又は情報圏である場合にあっては、地表又は水面から百五十メートル以上の高さの空域及び進入表面、転移表面若しくは水平表面又は法第五十六条第一項の規定により国土交通大臣が指定した延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の空域に限る。)に打ちあげること。
 - 二 気球(玩がん具用のもの及びこれに類する構造のものを除く。)を前号の空域に放し、又は浮揚させること。
 - 三 模型航空機(無人航空機を除く。次条において同じ。)を第一号の空域で飛行させること。
 - 四 航空機の集団飛行を第一号の空域で行うこと。
 - 五 ハンググライダー又はパラグライダーの飛行を第一号の空域で行うこと。
- 2 法第九十九条の二第一項ただし書の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
 - 一 氏名、住所及び連絡場所
 - 二 当該行為を行う目的
 - 三 当該行為の内容並びに当該行為を行う日時及び場所
 - 四 その他参考となる事項

航空法施行規則第 209 条の 4

- 1 法第九十九条の二第二項の航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為で国土交通省令で定めるものは、次の各号に掲げる行為とする。
 - 一 ロケット、花火、ロクーンその他の物件を法第九十九条の二第二項の空域のうち次に掲げる空域に打ちあげること。
 - イ 進入表面、転移表面若しくは水平表面又は法第五十六条第一項の規定により国土交通大臣が指定した延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の空域
 - ロ 航空路内の地表又は水面から百五十メートル以上の高さの空域
 - ハ 地表又は水面から二百五十メートル以上の高さの空域
 - 二 気球(玩がん具用のもの及びこれに類する構造のものを除く。)を前号の空域に放し、又は浮揚させること。
 - 三 模型航空機を第一号の空域で飛行させること。
 - 四 航空機の集団飛行を第一号の空域で行うこと。
 - 五 ハンググライダー又はパラグライダーの飛行を第一号イの空域で行うこと。
- 2 前項の行為を行おうとする者は、あらかじめ、前条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項を国土交通大臣に通報しなければならない。

第15 火薬類の廃棄の許可

1 概要

火薬類を廃棄しようとする者は、あらかじめ消防長の許可を受けること。

根拠法令等及び条項	法第27条第1項
所管部課名(電話番号)	消防局予防課(053-475-7542)
提出先	消防局予防課
提出時期	火薬類を廃棄しようとするとき
部数	火薬類廃棄許可申請書に審査のため必要となる図書を添えたもの3部 (正本1部及び副本2部)
手数料	不要
標準処理期間	21日

2 必要書類等

書類名	必要な書類	書類様式	備考
火薬類廃棄許可申請書		省令様式第30	
(添付書類)			
・危険予防の方法を記した書類			
廃棄場所の位置図及び廃棄場所付近の見取図		指定なし	
委任状		指定なし	

印は必ず必要な書類

印は申請者が代理人の場合に必要な書類

(1) 火薬類廃棄許可申請書

記入例を参照すること。

(2) 委任状

申請者を代理人とすることが記入されており、かつ委任者及び被委任者の押印がされていること。

3 審査基準

(1) 廃棄に関する技術上の基準

省令第66条及び第67条

(2) 不発弾等解撤工室等の構造、位置及び設備、製造方法並びに廃棄の方法に関する技術上の基準の細目を定める告示

(平成19年10月24日付け経済産業省告示第269号)

(3) 火薬類取締法の改正について

(昭和36年3月6日付け36軽局第560号)

(4) 火薬類取締法施行規則の一部改正について

(昭和45年1月28日付け45化局第31号)

(5) 有害鳥獣捕獲に係わる残弾に関する火薬類取締法令の規定の解釈について(内規)

(平成18年5月15日付け平成18・5・10原院3号)

(6) 不用実包等の取扱に係わる火薬類取締法令の規定の解釈について

(平成19年7月27日付け19保安第28号)

4 申請時の留意点

火薬類廃棄許可申請書の記載事項変更の届出

法第27条第1項の規定による許可を受けた者は、省令第65条の火薬類廃棄許可申請書の記載事項(火薬類の種類及び数量、方法、場所、日時、指揮者並びに危険予防の方法を除く。)に変更があったときは、遅滞なくその旨を火薬類廃棄許可申請書記載事項変更届(要綱第53号様式)により届け出ること。(省令第81条の14)

様式第30 (第65条関係)

× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理日	年 月 日
× 許可番号	

火薬類廃棄許可申請書 (記入例)

平成 年 月 日

浜松市消防長 様

(代表者)氏名 株式会社
代表取締役

名 称	株式会社
事務所所在地 (電話)	浜松市 区 町 番地 電話 ()
職 業	建設業
(代表者)住所氏名(年齢)	浜松市 区 町 番地 (歳)
火薬類の種類および数量	爆薬 kg 電気雷管 個
廃 棄 す る 理 由	湿気のため固化、変質し、使用に適さなくなったため
方 法	爆発処理
場 所	浜松市 区 町 番地
日 時	平成 年 月 日 時 分 ~ 時 分
廃棄を指揮する者の氏名	
危 険 予 防 の 方 法	別紙のとおり

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

記入要領

(代表者)氏名	次の事項を記入し、押印する。 個人の場合は、その者の氏名 法人の場合は、法人の代表者の氏名 代理人の場合は、代理人の氏名(この場合は、委任状を添付する。)
名 称	許可を受けようとする者が、個人の場合は、その者の氏名及び店名、法人の場合は、法人の名称を記入する。
事務所所在地(電話)	許可を受けようとする者が、個人の場合は、その者の住所及び電話番号、法人の場合は、本社の所在地及びその電話番号を記入する。
職 業	許可を受けようとする者の職業又は法人の業種を記入する。
(代表者)住所 氏名(年齢)	個人の場合はその者の住所、氏名及び年齢、法人の場合は代表者の住所、氏名を記入する。
火薬類の種類 及び数量	廃棄する火薬類の種類及び数量を記入する。
廃棄する理由	火薬類を廃棄する理由を記入する。
方 法	廃棄する方法を廃棄する火薬類の種類に応じて記入する。
場 所	火薬類を廃棄する場所を記入する。
日 時	火薬類を廃棄する日時を記入する。
廃棄を指揮 する者の氏名	火薬類の廃棄を指揮する者の氏名を記入する。 火薬類の廃棄についての知識経験が十分なものであること。
危険予防の方法	別紙として危険予防の方法を添付する。

第 16 危害予防規程の制定、変更の認可

1 概要

火薬類の製造業者は、災害の発生を防止するため、保安の確保のための組織、方法等について記載した危害予防規程を定め、消防長の認可を受けること。変更（法第 10 条第 1 項ただし書の軽微な変更の工事に伴い必要となる場合を除く。）するときも同様とする。

根拠法令及び条項	法第 28 条第 1 項
所管部課名（電話番号）	消防局予防課（053 - 475 - 7542）
提出先	消防局予防課
提出時期	危害予防規程を定めたとき又は変更をしたとき
部数	危害予防規程（変更）認可申請書に危害予防規程を添えたもの 3 部（正本 1 部及び副本 2 部）
手数料	不要
標準処理期間	14 日

2 必要書類

書類名	必要な書類	書類様式	備考
危害予防規程（変更）認可申請書		省令様式第 2	
（添付書類）			
・危害予防規程（変更の場合は、当該変更概要を記載した書面）			
委任状		指定なし	

印は必ず必要な書類

印は申請者が代理人の場合に必要な書類

(1) 危害予防規程（変更）認可申請書

記入例を参照すること。

(2) 委任状

申請者を代理人とすることが記入されており、かつ委任者及び被委任者の押印がされていること。

3 審査基準

危害予防規程に定める事項の細目

省令第 6 条第 1 項から第 5 項まで

4 申請時の留意点

危害予防規程の変更の届出

製造業者は、軽微な変更の工事に伴い危害予防規程を変更するときは、危害予防規程変更届（省令様式第 3）に変更の概要を記載した書類を添えて届け出ること。（法第 28 条第 2 項）

様式第2 (第6条関係)

× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理日	年 月 日
× 許可番号	

危害予防規程 (変更) 認可申請書 (記入例)

平成 年 月 日

浜松市消防長 様

(代表者) 氏 名 株式会社
代表取締役

名 称	株式会社
事務所所在地 (電話)	浜松市 区 町 番地 電話 ()
製造所所在地 (電話)	浜松市 区 町 番地 電話 ()
(代表者) 住所氏名	浜松市 区 町 番地
変更の場合はその変更の内容	

別紙添付書類 1 危害予防規程

2 変更のときは、当該変更の概要を記載した書面

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ×印の欄は、記載しないこと。

3 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

記入要領

(代表者)氏名	次の事項を記入し、押印する。 個人の場合は、その者の氏名 法人の場合は、法人の代表者の氏名 代理人の場合は、代理人の氏名(この場合は、委任状を添付する。)
名称	認可を受けようとする者が、個人の場合は、その者の氏名及び店名、法人の場合は、法人の名称を記入する。
事務所所在地(電話)	認可を受けようとする者が、個人の場合は、その者の現住所及び電話番号、法人の場合は、本社の所在地及びその電話番号を記入する。
製造所所在地(電話)	認可を受ける製造所の所在地及びその電話番号を記入する。
(代表者)住所氏名	認可を受けようとする者が、個人の場合は、その者の住所及び氏名、法人の場合は、代表者の住所及び氏名を記入する。
変更の場合はその変更の内容	変更の場合はその変更内容を記入する。

第17 保安教育計画の制定、変更の認可

1 概要

火薬類の製造業者、販売業者又は消費者は、その従業者に対する保安教育計画を定め、消防長の認可を受けること。これを変更しようとするときも同様とする。

根拠法令及び条項	法第29条第1項
所管部課名(電話番号)	消防局予防課(053-475-7542)
提出先	消防局予防課
提出時期	保安教育計画を定めたとき又は変更したとき
部数	保安教育計画認可(変更認可)申請書に保安教育計画を添えたもの2部 (正本1部及び副本1部)
手数料	不要
標準処理期間	14日

2 必要書類等

書類名	必要な書類	書類様式	備考
保安教育計画認可(変更認可)申請書		要綱第14号様式	
保安教育計画			
委任状		指定なし	

印は必ず必要な書類

印は申請者が代理人の場合に必要な書類

(1) 保安教育計画認可(変更認可)申請書

記入例を参照すること。

(2) 委任状

申請者を代理人とすることが記入されており、かつ委任者及び被委任者の押印がされていること。

3 審査基準

(1) 保安教育計画の基準等

省令第67条の3から省令第67条の7まで

(2) 火薬類取締法令施行について

(昭和25年12月20日付け25化第3290号)

(3) 火薬類に関する対策の強化について

(昭和50年2月28日付け50立局第128号)

(4) 保安教育の実施等に関する火薬類取締法令の規定の解釈について(内規)

(平成16年9月16日付け平成16・8・6・原院第1号)

4 申請時の留意点

(1) 保安教育計画を定めるべき者として指定することができる消費者

次の条件をすべて満たす消費者に対しては、保安教育計画を定めるべき者として指定することができる。(法第29条第4項)

ア 1か月に火薬又は爆薬を25キログラム以上(ただし、無添加可塑性爆薬(省令第19条第4項各号の一に該当する可塑性爆薬であって国の行政機関又は都道府県警察の職員が消費するものを除く。)にあっては0キログラムを超える量とする。)消費する者

イ 多量に火薬類を消費する又は長時間にわたり火薬類を消費する者

ウ 災害の発生を防止するため特に必要があると認められる者

(2) 保安教育計画を定めるべき者の指定の取消し

保安教育計画を定めるべき者として指定された消費者は、法第29条第4項の指定の要件に該当しなくなった場合には、保安教育計画者指定取消申請書(要綱第49号様式)により当該指定の取消しを申請することができる。(省令第67条の7第4項)

第 14 号様式 (第 13 条、第 26 条、第 63 条関係)

平成 年 月 日

浜松市消防長 様

住所 (所在地) 浜松市 区 町 番地
 申請者 氏名 (名称及び代表者の氏名)
 株式会社 代表取締役 印
 電話番号 ()

保安教育計画 認可 申請書
 変更認可

保安教育計画の 認可 変更の認可 を受けたので、火薬類取締法 第 29 条第 1 項
~~第 29 条第 5 項において準用する~~

同条第 1 項 の規定により次のとおり申請します。

製造業者、販売業者又は市長の指定を受けた消費者の区分	製造業者 ・ 販売業者 ・ 市長の指定を受けた消費者
製造所若しくは販売所の所在地又は消費場所	浜松市 区 町 番地
営業許可年月日及び許可番号又は指定年月日及び指定番号	平成 年 月 日 第 号
保安教育を実施する日時及び時間数	別添 保安教育計画のとおり
保安教育を受ける者の数	別添 保安教育計画のとおり
保安教育の内容	別添 保安教育計画のとおり
保安教育の方法 (講師、場所等)	別添 保安教育計画のとおり

- 添付書類 1 保安教育計画
 2 変更のときは、当該変更の概要を記載した書面

- (注) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 2 氏名 (法人にあっては代表者の氏名) を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

記入要領

申請者	次の事項を記入し、押印する。 個人の場合は、その者の氏名 法人の場合は、法人の代表者の氏名 代理人の場合は、代理人の氏名（この場合は、委任状を添付する。）
製造業者、販売業者 又は消費者の区分	製造業者、販売業者又は消費者の区分を選択する。
製造所若しくは販売所 の所在地又は消費場所	製造所若しくは販売所の所在地又は消費場所を記入する。
営業許可年月日及び 許可番号又は指定 年月日及び指定番号	営業許可年月日及び許可番号又は指定年月日及び指定番号を記入する。
保安教育を実施する 日時及び時間数	保安教育を実施する日時及び時間数を記入する。
保安教育を 受ける者の数	保安教育を受ける者の数を記入する。
保安教育の内容	保安教育の内容を記入する。
保安教育の方法 (講師、場所等)	保安教育の実施者、実施場所等、保安教育の方法を記入する。

第 18 火薬類の製造施設等の保安検査

1 概要

火薬類の製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者は、火薬類の爆発又は発火の危険がある製造施設（特定施設）又は火薬庫並びにこれらの施設における保安の確保のための組織及び方法について、定期的に消防長が行う保安検査を受けること。ただし、指定保安検査機関が行う保安検査を受け、その旨を届け出た場合及び認定保安検査実施者が検査の記録を届け出た場合はこの限りではない。

根拠法令及び条項	法第35条第1項
所管部課名（電話番号）	消防局予防課（053-475-7542）
提出先	消防局予防課
提出時期	完成検査証の交付を受けた日又は前回の保安検査について保安検査証の交付を受けた日から11月を超えない日（土堤、簡易土堤及び防爆壁（休止施設等を除く。）にあっては、2年11月を超えない日、休止施設等にあっては、当該休止施設等を再び使用しようとする日の30日前）
部数	保安検査申請書1部
手数料 （浜松市収入証紙により納付）	41,000円
標準処理期間	検査日から7日

2 必要書類等

書類名	必要な書類	書類様式	備考
保安検査申請書		省令様式第18	
委任状		指定なし	

印は必ず必要な書類

印は申請者が代理人の場合に必要な書類

(1) 保安検査申請書

記入例を参照すること。

(2) 委任状

申請者を代理人とすることが記入されており、かつ委任者及び被委任者の押印がされていること。

3 審査基準

(1) 特定施設の範囲等

省令第44条の2

(2) 保安検査の方法

省令第44条の5

4 申請時の留意点

(1) 保安検査の受検の届出

製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者は、指定保安検査機関が行う保安検査を受けた場合は、指定保安検査機関保安検査受検届（省令様式第 20）により届け出ること。（法第 35 条第 1 項第 1 号）

(2) 指定保安検査機関の保安検査の結果の報告

指定保安検査機関は、保安検査を行ったときは遅滞なく、その結果を保安検査結果報告書（省令様式第 21）により報告すること。（法第 35 条第 3 項）

(3) 認定保安検査実施者の保安検査の記録の届出

認定保安検査実施者は、保安検査の記録を保安検査記録届（省令様式第 26）に検査をした特定施設又は火薬庫及び保安検査を行った特定施設又は火薬庫ごとの検査の方法、記録及びその結果を記載した記録を添えて届け出ること。（法第 45 条の 3 の 10 第 2 項）

(4) 特定施設又は火薬庫の使用休止の届出

製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者は、特定施設又は火薬庫の使用を休止する場合は、特定施設（火薬庫）使用休止届（要綱第 21 号様式）により届け出ること。（省令第 44 条の 2 第 2 項ただし書）

様式第 18 (第 44 条の 2、第 44 条の 3 関係)

× 整理番号	
× 受理日	

保安検査申請書 (記入例)

平成 年 月 日

浜松市消防長 様

(代表者) 氏 名 煙火株式会社
代表取締役

名 称	煙火株式会社
事務所所在地 (電話)	浜松市 区 町 番地 電話 ()
製造所又は火薬庫の所在地 (電話)	浜松市 区 町 番地 電話 ()
完成検査証の交付年月日	平成 年 月 日
前回の保安検査に係る 保安検査証の交付年月日	平成 年 月 日

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 2 ×印の欄は、記載しないこと。
 - 3 () 内は該当する一機関名を記載すればよい。
 - 4 氏名 (法人にあつてはその代表者の氏名) を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

記入要領

(代表者)氏名	次の事項を記入し、押印する。 個人の場合は、その者の氏名 法人の場合は、法人の代表者の氏名 代理人の場合は、代理人の氏名(この場合は、委任状を添付する。)
名 称	保安検査を受けようとする者が、個人の場合は、その者の氏名及び店名、法人の場合は、法人の名称を記入する。
事務所所在地(電話)	保安検査を受けようとする者が、個人の場合は、その者の住所及び電話番号、法人の場合は、本社の所在地及びその電話番号を記入する。
製造所又は火薬庫の所在地(電話)	保安検査を受ける製造所又は火薬庫の所在地及びその電話番号を記入する。
完成検査証の 交付年月日	完成検査証の交付年月日を記入する。
前回の保安検査に 係る保安検査証の 交付年月日	前回の保安検査に係る保安検査証の交付年月日を記入する。

第 1 9 許可申請取下げの申出

1 概要

法の規定による許可等の申請をした者が、その許可等を受ける前に、当該申請をした者の意思により当該申請を取下げようとするときは、消防長に申し出ることができる。

根拠法令及び条項	
所管部課名(電話番号)	消防局予防課(053-475-7542) (煙火の消費許可を取下げようとする場合は消費地を管轄する消防署)
提出先	消防局予防課 (煙火の消費許可を取下げようとする場合は消費地を管轄する消防署)
提出時期	許可等の申請をした後で、その許可等を受ける前に、当該申請をした者の意思により当該申請を取下げようとするとき。
部数	2部(正本1部及び副本1部)
手数料 (浜松市収入証紙により納付)	なし
標準処理期間	

2 必要書類

書類名	必要な書類	書類様式	備考
許可申請等取下申出書		要綱第56号様式	
委任状		指定なし	

印は必ず必要な書類

印は申出者が代理人の場合に必要な書類

3 申出に係る留意事項

納付された申請手数料については、還付できないものであること。

第20 許可の取消しの申出

1 概要

法第3条、第5条、第10条第1項、第11条第1項、第12条第1項、法第13条ただし書、第17条第1項、法第25条第1項及び第27条第1項の許可を受けた後で、当該許可を受けた者の都合により当該許可の事由が消失し、当該許可の取消しを受けようとするときは、消防長に申し出ることができる。

根拠法令及び条項	
所管部課名（電話番号）	消防局予防課（053-475-7542） （煙火の消費許可の取消しを受けようとする場合は消費地を管轄する消防署）
提出先	消防局予防課 （煙火の消費許可の取消しを受けようとする場合は消費地を管轄する消防署）
提出時期	許可を受けた後で、当該許可を受けた者の都合により当該許可の事由が消失し、当該許可の取消しを受けようとするとき。
部数	1部
手数料 （浜松市収入証紙により納付）	なし
標準処理期間	

2 必要書類

書類名	必要な書類	書類様式	備考
許可取消申出書		要綱第63号様式	
許可書		取消しを受けようとする許可の許可書	返納すること。
委任状		指定なし	

印は必ず必要な書類

印は申出者が代理人の場合に必要な書類

3 申出に係る留意事項

- (1) 納付された申請手数料については、還付できないものであること。
- (2) 本申出による許可等の取消しは、法第8条、第17条第3項、第25条第3項及び第44条の規定による許可の取消しに該当しないもので、行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第4号二に該当するものとして同号ただし書の規定により不利益処分以外の処分に当たるものとして行うものであること。

第 2 1 その他

1 概要

その他報告書等で提出が必要なものは次のとおりとする。

2 必要書類等

書類名	書類様式	備考
火薬類所有権取得届	要綱第 5 4 号様式	法第 2 1 条第 6 号又は第 7 号の規定により、相続若しくは遺贈又は法人の合併若しくは分割により火薬類の所有権を取得したとき
安定度試験結果報告書	要綱第 3 8 号様式	
火薬類製造報告書	要綱第 2 2 号様式	
火薬類販売報告書	要綱第 2 6 号様式	
火薬庫出納報告書	要綱第 4 0 号様式	
火薬類消費報告書	要綱第 5 2 号様式	

(1) 安定度試験結果報告書

火薬類を所有する者は、安定度試験を実施し、その結果を報告すること。(法第 3 6 条第 1 項)

(2) 火薬類製造報告書

製造業者は、毎日製造した火薬類の種類ごとの数量を毎年度集計したものを、年度終了後 3 0 日以内に報告すること。(省令第 8 1 条の 1 4)

(3) 火薬類販売報告書

販売業者は、省令第 1 1 条第 1 項の記載事項を毎年度集計した報告書を、年度終了後 3 0 日以内に報告すること。(競技用紙雷管又は法第 1 7 条第 1 項ただし書きの規定の適用を受けて譲り受け、又は譲り渡した無添加可塑性爆薬に係るものを除く。)(省令第 8 1 条の 1 4)

(4) 火薬庫出納報告書

火薬庫の所有者又は占有者は、省令第 3 3 条第 1 項の記載事項を毎年度集計した報告書を、年度終了後 3 0 日以内に報告すること。(省令第 8 1 条の 1 4)

(5) 火薬類消費報告書

法第 3 0 条第 2 項の消費者は、省令第 5 6 条の 5 第 1 項の記載事項を毎年度集計した報告書を、年度終了後 3 0 日以内に報告すること。(無添加可塑性爆薬(省令第 1 9 条第 4 項各号の一に該当する可塑性爆薬であって国の行政機関又は都道府県警察の職員が消費するものを除く。))に係るものを除く。)(省令第 8 1 条の 1 4)